

もくじ CONTENTS

[一般社団法人茨城県労働者福祉協議会主催]

[2023年7月25日] 2023年度拡大役員研修会 ……3

基調講演

労働者協同組合の概要と「協同労働」の可能性 ……4

講演1

世界の労働者協同組合、日本のワーカーズコープと
労福協及び他の協同組合との連携について ……7

講演2

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会センター事業団
東関東事業本部（茨城）の実践 ……63

連載 どうなる食・農・地域～農政記者から見た現状と課題

第6回 「食料・農業の実態と今後の方向」 ……79

農政ジャーナリスト 伊本克宜

労働者協同組合の概要と 「協同労働」の可能性

(一社)茨城県労働者福祉協議会

(一社)茨城県労働者福祉協議会主催により2023年7月25日に開催された「2023年度拡大役員研修会」の労働者協同組合に関連する講演資料を掲載します。

2023年度 拡大役職員研修会

日時:2023年7月25日13:30~15:30

場所:茨城県労働者福祉会館 5F

基調講演

労働者協同組合の概要と「協同労働」の可能性

講師 労働者協同組合（ワーカーズコープ）

理事長 ふるむら 古村 のぶひろ 伸宏 氏

プロフィール

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会理事長。
1986年大学卒業と同時にワーカーズコープ・センター事業団に入職。
千葉県、岩手県、宮城県、神奈川県などで「協同労働」の現場づくりに格闘しながら、
全国の研修・採用担当なども歴任。
2001年よりワーカーズコープ連合会に出向。
労働者協同組合法の制定に直接携わりながら、新しい事業分野と組織づくりなどの
総合的な企画を担当。
2017年6月より現職。2016年より中央労福協副会長を兼任。

講演

1. 「世界の労働者協同組合、日本のワーカーズコープと労福協及び
他の協同組合との連携について」

講師 なかの 中野 おさむ 理 氏 労働者協同組合連合会理事

2. 「日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会センター事業団
東関東事業本部（茨城）の実践」

講師 こばやし 小林 ふみえ 文恵 氏 労働者協同組合連合会東関東事業本部 副本部長

(一社)茨城県労働者福祉協議会

労働者協同組合の概要と協同労働の可能性

2023/07/25

ワーカーズコープ連合会 古村伸宏

1. 労働者協同組合とは～実践の歴史を紐解きながら

■ワーカーズコープ連合会 事業案内より

- P3.4—労働者協同組合とは何か、P10—持続可能な地域づくりのために、P20.21—歩み
- 「失業」(働くがない、仕事がない)の克服をテーマにはじまった(1970年代)
 - ・緊急失業対策法 第1条(法律の目的)
この法律は、多数の失業者の発生に対処し、失業対策事業及び公共事業にできるだけ多数の失業者を吸収し、その生活の安定を図るとともに、経済の興隆に寄与することを目的とする。
 - ・制度の目的は「働く場＝収入の保障」＋社会インフラの再建という「仕事」
- 失業対策事業で働く人たちの労働組合運動から～全日本自由労働組合
 - ・制度(保障)を守る取り組みから、「仕事」を考える運動への変化…民主的改革
 - ・「よい仕事」を考え実践する運動を通して、制度の必要性を地域から高める
 - ・「仕事」を考える運動＝「よい仕事」を追求する➡主体のあり方(働く)を高める
 - ・主体的なあり方を実現するしくみとして辿り着いた「労働者協同組合」
- 労働者協同組合は「しくみ」＋「文化」を形成する装置
 - ・みんなが主体的に働くために、職場に協同の関係を育む
 - ・「よい仕事」と「よりよく働く」を同時探求するのが労働者協同組合運動
- 地域から失業をなくすための事業拡大
 - ・元手が少なく、安定的な収入が見込める「委託事業」からの出発
～自治体や他の協同組合から請け負う、緑化、清掃、物流…
 - ・仕事を増やす取り組みも全組合員で～みんなが経営にも主体的に参加
～123月期の集中的な仕事拡大の運動
 - ・協同組合の原理をしくみに
～全組合員経営の始まり 出資・経営・労働の三位一体 増資2か月分 配当実施
- 自前の仕事、公共的な課題をよい仕事・仕事おこしで解決する(「制度・公共事業」への挑戦)
 - ・介護保険制度の開始と小泉構造改革の中で、公共のあり方がグローバリズムに覆われる
 - ・地域住民を対象としたヘルパー養成講座から事業所づくりへ～コミュニティケアの創造
 - ・指定管理者制度への挑戦～市民・働く者の主体性を高め、参加を促す実践
 - ・職場から解放され波及する「協同」(3つの協同、協同労働の概念化)
～「働く者たち(職場)」「働く者と消費する者(商品・サービス)」「地域の多様なつながり(コミュニティ)」のそれぞれに「協同の関係」を育む(機能・文化・価値)
- 働きたいと願う誰もが働ける社会(完全就労社会)をめざして
 - ・職業訓練、自立支援事業の実践から、利用者を仲間迎え入れる格闘へ
- 東日本大震災の教訓を、仕事づくり・地域づくりのコンセプトに
 - ・FEC(食、エネルギー、ケア)が自給循環する経済・コミュニティづくり
 - ・環境・気候非常事態宣言(ワーカーズコープ連合会、2020年)
～欲望が暴走する経済システム、協同の関係と主体性の発揮
- 社会連帯活動を通じた、働く者の市民性と人間性を育む
 - ・フードバンク、子ども食堂、居場所づくり、小農活動…

2, 労働者協同組合の概要

■厚生労働省パンフレット「労働者協同組合法で新しい仕事が生まれています」

- P1～10—法律の概要
- P11～16—法人事例

3, 労働者協同組合の実践から生まれた「協同労働」という概念

■ワーカーズコープ連合会 事業案内より

- P4—協同労働という働き方
- 22.23—協同労働の協同組合の原則

4, 労働者協同組合法の成立・施行の中で

- 活用を2つの視点から見る（本来一体であるが、普及の意味を捉えるために）
 - …「何をやるか」（主に事業の種別）、「どうやるか」（組織、経営、労働のあり方）
- 制定/周知/広報の中では、「地域課題の解決」と「主体のあり方」の両面で打ち出し
- 「何をやるか」が先行し、これから「どうやるか」を模索する傾向
- どんな働き方か、を深める葛藤…「自分らしく」「活かし合って」「お互いさま」…
- 職場を「コミュニティ」として育み、開放していく…新しい価値を体現する場
- 仕事をめぐる関係だけでは、広がりや深みを持つ「協同労働」は育たない
- 話し合いと対話の文化を編み直す…「対話・安心・共存」感を積み上げながら独善性を排する
- 「私たち共通の利益（共益）」と「みんな共通の利益（公益）」をつなぐ働きと仕事
- 多く耳にする「経済の地域内循環」…経営のあり方・考え方を根本から問い直す
 - ～経済とは何か、経営とは何か、その主体は誰か
 - ～関係のあり方を編み直す
- 協同労働だからこそ、高度で深化したガバナンス及びコンプライアンスが求められる

5, 未来を志向する協同労働運動へ

■ワーカーズコープ連合会 事業案内より

- P3—ワーカーズコープ未来ビジョン2023
 - 「働く」を変える➡「地域/コミュニティ」「経済・社会」のチェンジ
 - 若い世代、未来世代が取り組む協同労働運動へ～その萌芽は「働き方」と「気候環境Action」

■日本労働者協同組合連合会 創立談話

- 生きものの一つとしての人間のあり方、主体性、当事者性、共存
- 共通して問われる「持続可能性」「平和」「共存」「民主主義」。
- これらの足元からの実践が「ともに働く（働きを合わせる）」協同労働

■日本農業新聞論説「協同労働の新時代～より良い社会みんなで」(2022年10月1日)

- ・1人ひとりが主人公の働き方が始まる。
- ・仕事と暮らしを結び、地域につながりを取り戻す。新しい協同の風を興そう。
- ・住民が当事者となり、事業を通して地域課題に向き合う。協同組合の原点がそこにある。

- ・「共益と公益をかけ合わせたもので、これからのコミュニティのあり方を考える仕組み」
- ・「協同労働」は、働くこと、仲間とつながること、地域社会で生きることを問いかける
- ・新自由主義が招いた貧困と格差、分断と孤立、地方の衰退を食い止め、地域社会の再生を展望する道につながっている
- ・仕事おこしと地域おこしの主人公になるのはあなただ。

2023年6月28日

日本労働者協同組合連合会 理事長 古村伸宏

2023年6月24日、私たちは労働者協同組合法（以下労協法）に基づく「日本労働者協同組合連合会」創立総会を開催し、その法人化を決定しました。

2022年10月1日に施行された労協法に基づく法人の設立が全国で50を超える中、15の労協法人が集い、連合会組織の目的やあり方について対話を重ねてきました。また、労協法制定に主導的な役割を果たしてきた、任意団体「日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会」は、1979年から続いた歴史に区切りをつけ、新たに誕生した連合会に経験と成果を引き継ぎ解散します。国の失業対策事業が終息に向かう1979年に発足した旧連合会は、「協同労働」という新しい労働のあり方を探求し、そのもとで営まれる協同労働事業の裾野を広げる中で、多くの人々の賛同と共感を得て労協法制定という大きな役割を果たし、その幕を下ろすこととなります。

創立総会では、協同労働運動44年の結晶としての「協同労働の協同組合原則」を基本に据え実践しようとする労働者協同組合が集い、定款の他、4つの連合会機能（①代表、②コーディネート及びプラットフォーム、③支援、④開発）を定め、人間の未来を編み直すために、協同労働の実践を通して「働くを変える」ことを基調とする「ワーカーズコープ未来ビジョン2023」を決定しました。また、こうした基本的なアイデンティティを深め広げるために、47都道府県での労働者協同組合の立ち上げとネットワーク化、そして労協法第1条の目的に掲げられた「持続可能で活力ある地域社会の実現」にむけた事業、経営、組織、運動の全面での取り組み方針を確認し合いました。

私たちは、多様な生命活動のかかわり合いと循環で成り立つ地球の一員です。しかし人類は、自然を支配し、気候環境や生物多様性をないがしろにし、持続可能性を危うくしています。自ら生み出した「生存の危機」。それは、人間社会の分断や対立にもつながっています。人間も自然の一部であることを自覚し、未来への希望を描き社会を編み直すこと。「働く」ことは人間のあらゆる営みの土台です。その舞台は職場・暮らし・地域へと広がっています。豊かでしなやかに「働く」営みが「経済」活動となり、「社会」と呼ばれる関係性を編み直していきます。そこでは誰もが当事者であり主体者です。あらゆる生命との折り合いに「働く」ことを結び、「協同の体験」や「共生の体感」を深め、「生きもの」としての豊かな感性を磨いていくこと。私たちは多様ないのちの「働き」による恵みを、協同と共生の関係を育むことと結び、人間としての「働き」を探求していきます。

世界を覆う戦争や紛争、そして地球の持続可能性を危うくする経済・社会活動の矛盾の中で、足元の職場・コミュニティ・そして地域から、人々の主体性と当事者性の立ち上がりを促し、誰もが、そしてすべての命の尊厳とかかわりの中から、「共存の未来」への一筋の光を放つ存在として、労働者協同組合による協同労働の実践と確信を不断に広げていきます。みなさんとともに。



ともに働く、ともに生きる

目次

ワーカーズコープ未来ビジョン2023	3
協同労働という働き方	4
労働者協同組合のこれから	4
労働者協同組合法の制定と施行	5
労働者協同組合をつくりませんか?	5
ワーカーズコープ連合会の概要	6
理事長メッセージ	7
日本労働者協同組合連合会とは	8
連合会4つの基本機能	8
事業高と就労者数	9
国際活動	9
持続可能な地域づくりのために	10
社会連帯活動・全国協同集会	10
協同労働推進ネットワーク	11
みんなのおうち	11
加盟組織の事業	12
連合会事例紹介	13
環境・気候非常事態宣言	17
加盟組織一覧	18
関連団体紹介	19
日本労働者協同組合連合会の歩み	20
年表：日本労働者協同組合連合会の歩み	21
協同労働の協同組合の原則	22



ワーカーズコープ未来ビジョン 2023

豊かで多様な自然環境の中で生き合う ～人間の未来を編み直す～

私たちは、多様な生命活動のかかわり合いと循環で成り立つ地球の一員です。しかし人類は、自然を支配し、気候環境や生物多様性をないがしろにし、持続不可能なものにしています。自ら生み出した「生存の危機」。それは、人間社会の分断や対立にもつながっています。

人間も自然の一部であることを自覚し、未来への希望を描き、社会を編み直すこと。「働く」ことは人間のあらゆる営みの土台です。その舞台は職場・暮らし、「地域」へと広がっています。豊かでしなやかに「働く」営みが「経済」活動となり、「社会」と呼ばれる関係性を編み直していきます。そこでは誰もが当事者であり主体者です。

「持続可能で活力ある地域社会の実現」をかかげる労働者協同組合法は、こうした未来への道のりを照らす 1 つの契機となるでしょう。

あらゆる生命との折り合いに「働く」ことを結び、「協同の体験」や「共生の体感」を深め、「生きもの」としての豊かな感性を磨いていくこと。私たちは多様ないのちの「働き」による恵みを、協同と共生の関係を育むことと結び、人間としての「働き」を探求していきます。

1. 「働く」を変える ～自らの手に取り戻し、仕事を研ぎ澄ます～
2. 「地域/コミュニティ」が変わる～生き合う関係を無数につなぐ～
3. 「経済・社会」が変わる～お金と効率に支配されない価値を創造する～

このビジョンは、活動の到達点や環境の変化に応じて、繰り返し見直していきます。

2023年6月24日

労働者協同組合とはなにか？

労働者協同組合は、市民や働く者が自ら出資して事業・経営を主体的に担い、地域に必要とされる仕事を協同でおこなう協同労働の協同組合です。

国際的にはワーカーズコープと称され、150年以上の歴史を有し、1,115万人が事業活動に参加しています。世界各国で、工業・手工業、サービス業、建設、社会サービス、文化教育などの多岐に渡る事業を展開しています。わが国では、日本労働者協同組合連合会、ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパンが子育てや介護などの地域福祉、就労支援などを中心に40年以上にわたって事業活動を行っています。

この取り組みを法的根拠として制定された労働者協同組合法では「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織」と労働者協同組合を位置付けています。

協同労働という働き方

協同労働は、市民や働く者が自ら出資して事業・経営を主体的に担い、話し合いを深め、生活と地域に必要な仕事を協同でおこす働き方です。

私たち連合会が40年以上にわたる試行錯誤と格闘を重ねる中で、どうすれば労働者協同組合で働く組合員一人ひとりが「雇われ者意識」を克服し「企業の主人公になれるか」という問いの中から1990年代後半に「協同労働」を発見しました。

2015年に策定した「協同労働の協同組合」原則・宣言の中で、私たちは協同労働を「共に生き、共に働く社会をめざして、市民が協同・連帯して、人と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事をし、地域社会の主体者になる働き方」と位置付けています。

コロナ禍で浮き彫りになった非正規・不安定就労の増大など労働がないがしろにされる時代に、協同労働を通して職場や地域で「よい仕事」に取り組むことで、組合員一人ひとりが主人公として職場と地域に協同の営みを育み、人間的な成長・発達と持続可能な地域づくりをめざしていきます。



労働者協同組合のこれから

「地域づくりを仕事にしませんか」の呼びかけに応えて、多様な労働者協同組合の設立が進んでいます。「困難を抱える人々やひきこもり・不登校の子ども、若者の居場所や働く場づくり」「森林・農業などの第一次産業、集落や自然環境を守り次世代に残す地域づくり」「持続可能な地域経済の活性化」「シニア世代の健康や生きがい・仕事おこし」「専門職の経験を生かした利用者主体のケア」など多様なテーマです。

労協法の施行により、日本社会が抱えている根源的な問題を市民自らの手で解決しようと立ち上がる人々を顕在化させています。また、これまでの労働の価値観を変える大きな契機になっています。

日本農業新聞は労協法施行日の「論説」で「『協同労働』は、働くこと、仲間とつながること、地域社会で生きることの意味を問いかける。それは新自由主義が招いた貧困と格差、分断と孤立、地方の衰退を食い止め、地域社会の再生を展望する道につながっている」とその可能性を明記しています。

働きたいと願うだれもが安心して働くことができる社会、そして誰もが主人公となって活躍できる社会を地域から創り出していくことが、労働者協同組合に期待されています。

労働者協同組合法の制定と施行

2022年10月1日に施行された労働者協同組合法は、超党派の議員立法として国会議員や協同組合、労働者福祉団体の関係者の皆さん、また950を超える地方議会での制定を求める意見書決議など、多数のご支援をいただく中で制定に至りました。

労協法が存在しなかった時代の40年余にわたる協同労働・よい仕事の試行錯誤と格闘が、法律が存在する社会に労働者協同組合がどういう役割を果たすのか、法の第一条（目的）に明瞭に位置づけられることになりました。

労働者協同組合法 第一条（目的）

この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

労働者協同組合をつくりませんか？

自分らしく働きたい、仲間と協力し支え合って働きたい、利用者を中心に働く人たちの想いを反映させた仕事をしたい、地域の課題を解決し人から感謝される仕事を担いたい、持続可能な活力ある地域づくりに挑戦したい、さまざまな人たちが自分たちでお金を出し合い、話し合いを大切に経営を担い、自ら働く「協同労働」に共感し、労働者協同組合を立ち上げています。

山を切り開いた野営キャンプ場の運営、農業や林業を福祉と結んだ6次産業化、映像やデザインやITの仕事おこし、子どもの居場所やフリースクールの事業化、利用者本位の高齢者介護や障がい者支援、自治会業務の事業化など、多様な業種での仕事おこしが広がっています。

全国のワーカーズコープの仲間がこれまでの経験を生かし、立上げをサポートします。お気軽にまずはご連絡を。



ワーカーズコープ連合会の概要

日本労働者協同組合連合会は、1979年に設立した中高年雇用・福祉事業団全国協議会を前身に、全国の労働者協同組合（15の正会員）、協同労働をめざす組織（22の準会員。社会福祉法人や企業組合、NPO法人など）ワーカーズコープ連合会の会員組織で構成している「協同労働の協同組合」の全国ネットワーク組織です。

ワーカーズコープ・センター事業団

加盟組織の中で最大の労働者協同組合であるワーカーズコープ・センター事業団は、1982年に、当時の「中高年・雇用福祉事業団全国協議会」の直轄事業として誕生し、1987年にセンター事業団として組織再編を行い、2023年4月に労働者協同組合の法人格を取得しています。現在、全国に21の事業本部を置き、約400の事業所で約1万人が就労（組合員は8000人）、255億2120万円に達しています（2022年度）。

労協連が加盟している組織

ワーカーズコープ連合会は、国際協同組合同盟（ICA）、日本協同組合連携機構（JCA）、労働者福祉中央協議会（中央労福協）、東京商工会議所などに加盟しています。

◆ 日本労働者協同組合連合会の組織図



理事長メッセージ

2020年12月に「労働者協同組合法」が成立し、2022年10月に施行されました。この協同組合は、職場の「民主主義」を徹底して重視し、働く者の「主権と協同性」を育み、仕事の社会的な質を高め広げながら、地域を持続可能で活力あるものにしていくことです。こうしたワークスタイルは「協同労働」とよばれ、企業や団体の種別をこえて注目され、地域に存在する広義の「働く」をコミュニティづくりに結ぶ流れが広がり始めています。

「働く」ことは、お金や自分のためだけの営みではありません。様々な関係を結ぶ中で、生かし合い・支え合い・補い合って「共存」する営みであり、利他的で共生的な生き方を実感するものです。この地球は生命の多様性で成り立っており、すべての生き物は相関と循環の関係で生存しています。私たち人間は、この地球の支配者ではなく、共存の一員であるという自覚が問われています。多様な生命の「働き」の恵みが、私たちの生存条件そのものの豊かさです。

私たちワーカーズコープ連合会は、こうした「協同労働」の探求のために集い交流する組織です。「働くを変える」壮大で根源的な探究とアクションを、みなさんとのつながりの中で推進していきます。

日本労働者協同組合連合会
理事長 古村伸宏



日本労働者協同組合連合会とは

日本労働者協同組合連合会は「協同労働の協同組合の原則」に賛同して活動する労働者協同組合（正会員）と、労協の法人格はないものの協同労働をめざす多様な団体（準会員）が加盟する「協同労働の協同組合」の全国ネットワーク組織です。

労協連は、(1)代表機能、(2)コーディネート及びプラットフォーム機能、(3)支援機能、(4)開発機能の4つの基本機能を持ち、日本における「協同労働の協同組合」運動のナショナルセンターをめざして、運動・事業の発展と会員同士の交流・連携を図る目的で設立しました。

その前身は、戦後の復興にあたって失業対策事業の受け皿として1979年9月に結成された中高年雇用・福祉事業団全国協議会です。事業団は「働く者がどうすれば企業の主人公になれるのか」と社会に問う中で「よい仕事」をめざして活動を行う中で、1990年代後半に「協同労働」という働き方を発見、社会に提起してきました。そして、協同労働で働く協同組合の法制度として「労働者協同組合法」の制定を求め、2020年12月に法制化を実現、2023年7月に労働者協同組合法人に基づいた連合会として創立しました。



連合会 4つの基本機能

(1) 代表機能

国・自治体等に対する政策提言や制度提案、それに伴う交渉機能を有します。「協同労働推進議員連盟」や国・厚生労働省との連携を図り、協同労働の運動・事業の全国的な発展をめざして、政策提言や交渉を行います。また、国内外の協同組合（国際協同組合同盟や世界労協連アジア太平洋地域、日本協同組合連携機構など）や福祉団体（労働者福祉中央協議会）、労働組合、NPOなどの団体との連携を図ります。

(2) コーディネート及びプラットフォーム機能

加盟組織同士の交流と連携を目的に、全国会議や研修（加盟組織研修交流会議やリーダー基礎研修など）やテーマ別の事業推進の会議などを行います。加盟組織が開発した商品やサービスの全国的なコーディネートや事業推進のプラットフォーム機能を発揮します。

(3) 支援機能

労働者協同組合をはじめとする協同労働組織の新規設立に際して、必要な基本情報やノウハウ等の提供、加盟組織の経営相談や支援を行います。加盟組織同士、また他団体との事業連携支援や事業活動の紹介を通して、会員の事業活動の支援を図ります。

(4) 開発機能

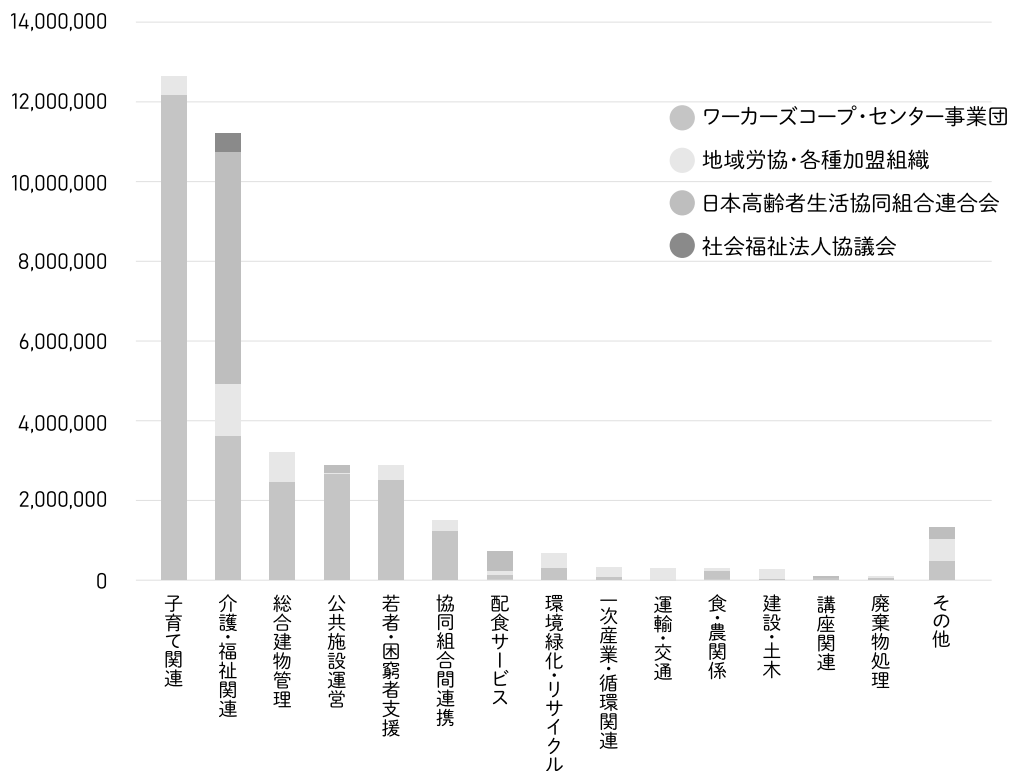
新規事業の開発と推進を目的に、人材育成プログラムの開発と提供を行います。加盟組織同士、及び加盟組織と連合会の間での人事交流の推進を図ります。

また、協同総合研究所と連携し、教育機関及び研究者と連携した人材の育成と開発、将来的に、自前の教育機関・学校機能の設立をめざします。

事業規模

事業高は378億円、就労者数は15,087人／高齢者生活協同組合の組合員42,471人

(千円) (2022年度)



国際活動

ICA（国際協同組合同盟。世界107カ国の協同組合全国組織310団体が加盟する国際機関）、CICOPA（産業労働者・熟練工業者・サービス生産協同組合国際機構。世界35カ国のワーカースコップ全国組織等51団体が加盟する国際機関）に加盟し、各年次総会への代表派遣などを通じて世界の協同組合・ワーカースコップと積極的な国際交流を行っています。とりわけ2021年にCICOPAのアジア太平洋地域組織（CICOPA-AP）の設立に中心的役割を果たし、現在CICOPA-AP代表及びCICOPA副会長を務め、アジア太平洋地域を中心に世界のワーカースコップ運動を牽引しています。

また国連やILO（国際労働機関）のSDGs（持続可

能な開発目標）や「ディーセント・ワーク」をテーマとする国際会議にも招聘され、ワーカースコップの活動を通じた「持続可能で活力ある地域社会の実現」（労協法第一条）に向けて積極的な発信を行っています。



持続可能な地域づくりのために

社会は今、2030年が未来への大分岐と言われる歴史的な危機の時代を迎えています。

自然資源を限りなく収奪する大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムがもたらしている地球環境の破壊は、私たち人類の生存条件を脅かすほどのレベルに達しています。また、環境破壊を要因とするコロナ禍は人々の経済活動と生存を脅かし、ロシアによるウクライナの武力侵攻は、世界各地に食糧危機とエネルギーの危機を招いています。

私たちが暮らす日本社会は今、食料自給率は40%を切り、エネルギー自給率も20%に満たないという厳しい状況にあり、超少子・高齢化を迎える中で、人口減少社会という世界のどこの国も経験したことのない事態を迎えています。

私たちは、持続可能な地域づくりに向けて、協同労働を通して市民一人ひとりが主体者となり、地域から人と人、人と社会の関係をつくり出していく協同の営みとして「みんなのおうち」づくりを呼びかけ、F（食）E（エネルギー）C（ケア）が自給循環する「コミュニティ経済」づくりを進めています。

コミュニティ経済とは、コミュニティの再生や活性化を通じて貧困や格差、孤立、雇用などの問題を、商店街の活性化や再生可能エネルギー、農業などの第一次産業、ケアや就労支援、地域・伝統産業関連などを通して「持続可能で活力ある地域社会」（労協法第一条）を実現していこうとするものです。

社会連帯活動・全国協同集会

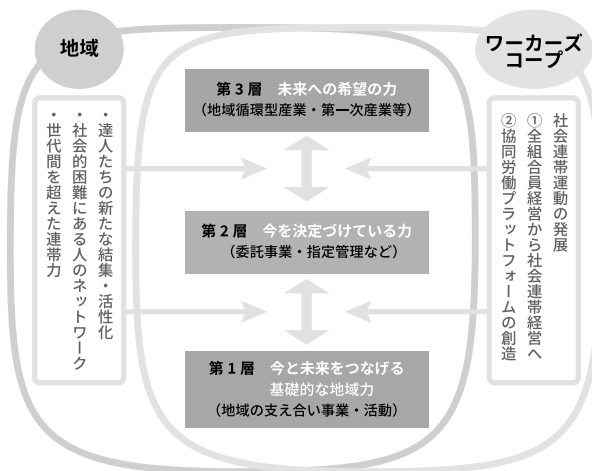
人と人とのつながりが薄れ、コミュニティの危機と言われる現代社会にあって、各地の多様な市民活動を積極的に支援し、人びとの連帯の輪を広げ、協同労働のまわりに地域の再生につながる活動を創り出すことを目的に、全国各地で地域課題に取り組む社会連帯活動を行っています。

各地の労働者福祉協議会や生活協同組合、NPO・市民団体などと連携し、フードバンク活動や子ども食堂などを行っています。2016年度からは、地域の再生

に名人・達人の力を生かす取組みに学ぶことを目的に「名人・達人サミット」を各地で開催しています。

また、1987年より取り組んでいる「いま、『協同』が創る全国集会」は、労協連がさまざまな団体や市民に参加を呼びかけ実行委員会をつくり各地で取り組んでいる最大規模の集会です。2019年に神奈川県で開催して以降、コロナ禍で開催が困難になりましたが、2024年に再開する予定です。

◆ 協同労働の地域化・社会化 — 「コミュニティ経済」の創造へ



協同労働推進ネットワーク

ワーカーズコープ連合会では、協同労働や労働者協同組合に関心ある人、労働者協同組合を立ち上げた人々や立ち上げを構想している人々、労働者福祉協議会や協同組合、地方議員、研究者などが集い、ゆるやかに結んだ「協同労働推進ネットワーク」の設立を進めています。

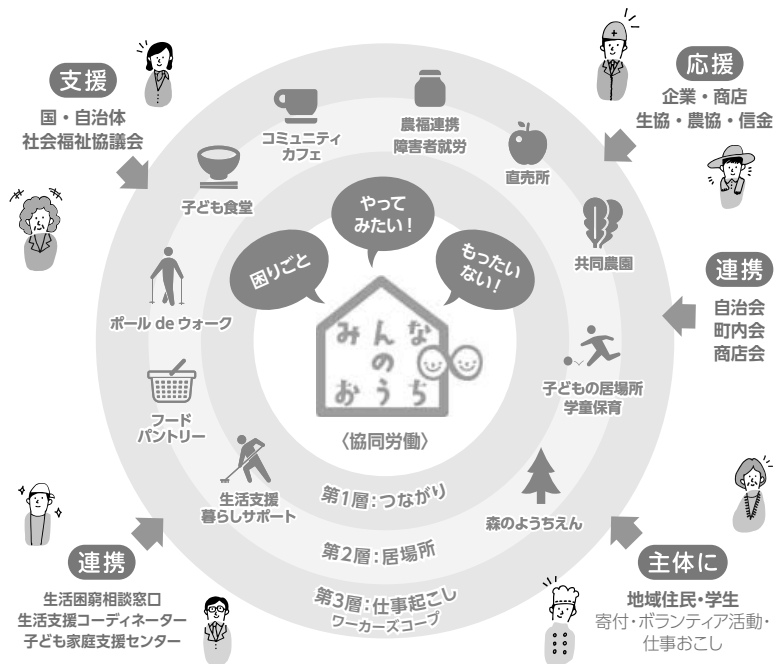
現在、北海道、栃木、埼玉、千葉、山梨、新潟、長野、福井、愛知、滋賀、阪神、広島、高知、福岡、鹿児島などの各県、石巻市などで立ち上げ、協同労働の普及・促進・活用のための学習会やフォーラム、設立相談・支援など多様な活動を行っています。



みんなのうちに

身近な地域で気軽に相談ができ、安心できる居場所。そして「困りごと」や「やってみたい」を持ち寄って、一人ひとりの願いを大切に受け止め合う場所。

必要があれば、協同労働で生活と地域に必要な仕事をみんなでおこしていく場所。それが「みんなのうちに」です。



加盟組織 の 事業

労協上田



かりまた共働組合



903 シティファーム田心カフェ



無茶々園の森



Oretachino Camp 労協連



センター事業団 菓子工房・102工房



プラスチックフリー普及協会



センター事業団 CHITOSEYA



ワーカーズコープながの



地域と共に作る

ワーカーズコープちば

生活保護受給者の就農支援などに取り組む中で見えてきた課題に応えようと、フードバンクを2012年から開始。県内の生協や社協、Jリーグジェフユナイテッド千葉などからフードドライブの協力を得て、地域のボランティアによる食品の仕分けや発送の協力で県内の困窮者家庭に毎日届けています。おむすび食堂（子ども食堂）から制服バンク、一時保護のシェルターや「ぐるぐるカー」（若年女性を対象とする夜間巡回相談）、「ハイティーンズカフェ」（定時制高校支援）など、地域の「困った」を事業や社会連帯活動を通して地域と共に支える取り組みを進めています。



ワーカーズコープ・センター事業団 江戸川地域福祉事業所 nappa

江戸川区より受託した児童相談所の夜間電話相談業務や困難児童への訪問型学習支援に取り組む中で、業務だけでは補えない孤立する親子やひきこもり児童等の居場所のニーズに応えようと、日本財団子どもの第3の居場所事業助成を活用して「江戸川nappa」を開設。子ども食堂や学習支援・宿題の部屋、ママのお話部屋、親子の集い・子育て講座、カフェ、配食などを地域住民や学生ボランティア、当事者とともに取り組んでいます。



共に働く、暮らす

創造集団440Hz

「苦しくて生きている価値がない」と不登校を経験した若者たちが通うフリースクール（現、隼穿大学）で出会った仲間が集まり、その人中心の学びやお互いを大事にしながら、自分たちらしく働ける場をつくろうと2010年に設立。映像制作やデザイン、ホームページの作成、配信事業などに取り組んでいます。どんな発言も否定しないで受け止める関係づくり、お互いのつらさや大変なことを書く“日報の取り組み”などを通じたミーティング、またお互いの人生を応援する当事者研究「自分からはじまる研究」などにも取り組んでいます。



ワーカーズコープ・センター事業団 こみっとプレイス



「ともに生き、ともに働く」「誰もが役割を持てる場所に」をコンセプトに、ワーカーズコープが運営する世田谷若者サポートステーションの当事者と共に2018年に立ち上げ。カフェやハンドメイド作品の販売会などに取り組んでいます。

就労継続支援B型事業を行う中で、利用者もスタッフもが参加して、やりたいこと、どんな働き方をしたいか、想いなどの意見を出し合う取り組みとして運営会議を行っています。ともに働く仲間として、出された意見をみんなで形にし、新しい商品の開発にも挑戦。

現在、新たにサロンやみんながくつろげる「みんなのおうち」づくりに取り組んでいます。

自然共生・循環

ワーカーズコープ山口

障害のある人の体育施設「アビリティーズ」や高齢者の居場所として「憩いの家」を指定管理者制度として3期目の運営を行い、地域の保育園と連携して「餅つき大会」などに取り組んでいます。また、障害のある児童の居場所として放課後等デイサービス「すだっち」を2018年、2カ所目を2020年に立ち上げ、「やりたい企画を子ども自らが企画書づくりを行い実行する」取り組みを進め、LINEを活用した「すだっち通信」を保護者に発信するなど信頼関係を築いています。

「みんなで作ってみんなで食べる田んぼ」も14年目に入り、2年連続で1人1俵（60kg）の配分を達成し、放課後デイの子どもたちも参加。2023年度は、経済産業省の事業再構築補助金を活用して竹の事業や堆肥、養鶏などを農福連携として取り組んでいきます。



ワーカーズコープ・センター事業団 但馬地域福祉事業所

「Next Green但馬」による環境保全型小規模林業や若者サポートステーション、ひきこもり支援や生活困窮者などの就労支援、森の学校による“地域の居間”づくりなどに取り組んでいます。子どもの野生復帰体験プログラムなどのイベントに取り組む中で、森のようちえん「つむぐり」を2022年に立ち上げ、自然体験を基礎にした自然教育や多世代交流に取り組んでいます。また、地域おこし協力隊による労働者協同組合アソビバの設立の支援も行い、木工品の販売や広報物制作などの連携を通して相互に発展をめざしていきます。



コモンを豊かに

連合会 事例紹介

はんしんワーカーズコープ

商店街の空き店舗で障害のある児童の居場所として2017年に放課後等デイサービス事業を立ち上げ、また尼崎市の生活困窮者自立支援の就労準備支援事業、認定就労訓練事業に取り組んでいます。

公園清掃や資料配達を通じた就労困難な若者の支援に取り組んできた実績から、就労的活動支援コーディネーター事業を尼崎市より受託。2022年度より高齢者生きがい就労事業を開始し、福祉工場での生きがい就労を支援しています。また、自治体や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどが作る協議体に加わり、「まちづくり仕事おこし講座」を開催。住民主体による、協同労働で地域課題を解決する仕事おこしの立ち上げをめざしています。



広島市「協同労働プラットフォーム」 ワーカーズコープ・センター事業団 ひろしま地域福祉事業所

広島市では「協同労働」の仕組みを活用して地域課題の解決に取り組む意欲のある高齢者を中心とした協同労働団体の立ち上げを支援する取り組みを2014年から開始しています（構成員のうち半数以上が60歳以上という要件は2022年度から撤廃）。団体の立ち上げ時に要する資金も市が補助し、現在、30団体以上の団体、350人以上が、食や農、子育てや地域づくりなど多様な活動を行っています。

事業所では、この協同労働プラットフォームを担い、立ち上げから立ち上げ後の運営までの寄り添い支援を行っています。



環境・気候非常事態宣言

世界は今、人類史・地球史的な危機が連鎖的に迫り来る只中にある。産業革命以来、社会の構造は激変し、人間の社会文化は一変した。その結果、この社会は持続可能性が危ぶまれる、大きな転換期を迎えている。

とりわけ気候危機は、このままのペースでは、2030年にも産業革命以前から気温が1.5度上昇し、破局が避けられない事態に至ると危惧され、この10年が人類史・地球史の未来を決する、という認識が国連を始めとする国際的な場において共有されてきた。

にもかかわらず、それを防ぐ抜本的な行動はとられておらず、世界の若者・子どもたちの、厳しい糾弾の行動が広がっている。私たちは、彼らのアクションに心からの賛同と連帯の意思を表明する。

環境と気候の危機は、平和・福祉・教育・地域などの危機と不可分に関わっている。紛争や戦争の危機が再び高まり、とくに日本社会では、酷暑や暖冬、巨大台風と豪雨などに加え、世界に類を見ない少子高齢・人口減少という事態に直面し、社会の存立基盤が問われている。

これらの危機は何によってもたらされたのか。問われるものは何なのか。

化石燃料に依存した大量生産・大量消費・大量廃棄という経済システム。経済の成長こそが豊かさであるとし、人々を分断し、対立させ、格差と貧困・孤立を蔓延させてきた社会。その根源に、人や自然のつながりと共生を破壊してきた「欲望の暴走」と民主主義の危機がある。

人間の協同性と共生の文化を、全ての人々の手によって再構築することを抜きに、この危機は乗り越えられない。

私たちの文化と社会のあり方、そして、これを維持・発展させるための産業・経済の抜本的な転換が迫られている。

この中であって、私たち労働者協同組合は、「労働」のあり方から、仕事と地域、人間と自然を見直し、「協同」の関係と一人ひとりの「主体性」の発揮を両輪とする職場づくり・仕事づくり・そして持続可能な地域づくりを探求してきた。

こうした自治と協同・共生を育む仕組みを規定する労働者協同組合法が制定されようとしている。

人間の根源的な生存条件としての「協同の関係」を社会の隅々に波及させ、「協同労働」の文化を深め広げるために立ち上がるときである。

危機から脱却し、新しい価値感を構築するために、私たちは問題のすり替えと先送りを許さず、社会の大転換を多くの人々に呼びかけ、とくに若者や子どもたちと共に行動することを誓う。

SDGsの主体者・推進者としてここに宣言する。

1. 社会のあり方の抜本的な転換を追求し、自らの事業・経営と組合員の生活の中から、地球環境と生態系を守るための行動と、持続可能な地域と社会の実現に全力を尽くす。
2. パリ協定の「産業革命以前に比べて1.5度未満に気温上昇を抑える」「CO2排出ゼロ」を基本目標とした事業・産業・経済のあり方を追求する。
3. 「環境・気候非常事態宣言」を国及び地方公共団体など多くの人々に呼びかけ、共有し、パリ協定に基づく意欲的な目標を設定し、共に行動する。

2020年1月31日

日本労働者協同組合連合会 加盟組織

加盟団体 (正会員)

	住所	電話	FAX
労働者協同組合ケアワーカーズコープ北海道	〒070-0864 北海道旭川市住吉4条1-4-5	0166-59-5280	0166-59-5283
労働者協同組合ケアワーカーズコープわたすげ	〒085-0035 北海道釧路市共栄大通4丁目2番7号	0154-32-1070	0154-32-1077
労働者協同組合ワーカーズコープちば	〒274-0065 千葉県船橋市高根台6-2-20 大蔵ビル2F	047-467-4920	047-469-2038
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル7F	03-6907-8030	03-6907-8031
労働者協同組合創造集団440Hz	〒162-0051 東京都新宿区西早稲田2丁目4-7 東京DEW	03-6233-9642	03-6233-9643
労働者協同組合プラスチックフリー普及協会	〒251-0025 神奈川県藤沢市鶴沼石上1-3-6	0466-50-0117	0466-50-0118
労働者協同組合ワーカーズコープながの	〒380-0835 長野県長野市南長野新田町1482-2 ロン都新田町ビル2F	026-219-1190	026-219-1196
労働者協同組合上田	〒386-1434 長野県上田市新町52-2	090-5782-1351	
労働者協同組合ワーカーズコープみえ	〒515-0063 三重県松阪市大黒田町高見742	0598-26-3169	0598-26-3201
OretachinoCamp労働者協同組合連合会	〒512-1208 三重県四日市市北野町34-2		
労働者協同組合コモンウェブ	〒513-0043 三重県鈴鹿市長太米町4-3-1	080-5798-3093	
労働者協同組合はんしんワーカーズコープ	〒660-0871 兵庫県尼崎市建家町82	06-7709-2721	06-6415-9291
労働者協同組合ワーカーズコープ山口	〒743-0062 山口県光市大字立野字一ノ瀬1072	0833-77-1966	0833-77-1964
地域協同組合 無茶々園の森	〒797-0113 愛媛県西予市明浜町狩浜2-1350 旧狩江小学校内	0894-89-5960	0894-89-5961
労働者協同組合 かりまた共働組合	〒906-0002 沖縄県宮古島市平良字狩俣358	080-1725-6162	

準加盟団体 (準会員)

	住所	電話	FAX
社会福祉法人浦河べてるの家	〒057-0024 北海道浦河郡浦河町築地3-5-21	0146-22-5612	0146-22-4707
株式会社ピホロ	〒986-2231 宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿75-5	0225-50-1110	0225-50-1105
企業組合とちぎ労働福祉事業団	〒321-0152 栃木県宇都宮市西川田7-1-2	028-645-5561	028-659-4959
特定非営利活動法人東京高齢者就労福祉事業団	〒161-0032 東京都新宿区中落合3-18-3	03-3951-7336	03-3951-7346
日本高齢者生活協同組合連合会	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル7F	03-6479-7326	050-3156-3508
企業組合コンピュータユニオン	〒110-0003 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F	03-5603-4572	03-5603-7265
アーク印刷株式会社	〒114-0024 東京都北区西ヶ原3-66-9 ピーコックビル1階	03-3915-4240	03-3915-4212
UCI Lab.合同会社	〒104-0061 東京都中央区銀座5-12-5 白鶴ビルディング2階	080-3718-8150	
医療法人社団きょうどう	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-32-2 宮崎ビル2階	03-6276-2131	
ポノワークス	〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-23-9-301	090-1741-0525	
903シティファーム推進協議会	〒111-0036 東京都台東区松が谷3-1-12 松が谷センタービル5F	03-5827-8217	03-5827-8216
企業組合ユニオン建設労協	〒252-0237 神奈川県横浜市中央区千代田1-3-12-204	042-786-7388	042-786-7389
特定非営利活動法人ワーカーズコープかがやき	〒381-0024 長野県長野市大字南長池761-3	026-263-2386	
一般社団法人ソーシャルファームなかがわ	〒399-3801 長野県上伊那郡中川村大草4495番地1	080-5123-3918	
社会福祉法人 三重高齢者福祉会	〒515-0041 三重県松阪市上川町3821-2	0598-60-0737	0598-60-0738
特定非営利活動法人 共同連	〒462-0810 愛知県名古屋市中区山田2-11-62 大管根住宅1棟1階	052-916-5308	052-938-5309
社会福祉法人 越前自立支援協会	〒915-0853 福井県越前市行松町26-2-2	0778-43-5514	0778-22-7272
企業組合神戸労協	〒653-0037 兵庫県神戸市長田区大橋町9-4-6 大橋西ビル	078-641-9801	078-641-9802
ワーカーズコープタクシー福岡	〒811-2244 福岡県志免町志免中央1-13-13	092-935-0991	092-937-3491
企業組合粕屋郡高齢者福祉事業団	〒811-2309 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁1-7-1	092-938-2818	092-410-2820
特定非営利活動法人 十月の森	〒849-2303 佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲13800	0954-45-3242	0954-45-3265
大分自動車交通労働者協同組合	〒870-0923 大分県大分市高城西町2-9	097-556-5050	097-556-6072

関連組織

	住所	電話	FAX
一般社団法人協同総合研究所	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル7F	03-6907-8033	03-6907-8034
一般社団法人日本社会連帯機構	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル7F	03-6907-8051	03-6907-8041
一般社団法人日本フロンティアネットワーク	〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-21 轟神田ビル702号	03-5283-7811	03-5283-7813
企業組合神戸労協	〒653-0037 兵庫県神戸市長田区大橋町9-4-6 大橋西ビル	078-641-9801	078-641-9802
大分自動車交通労働者協同組合	〒870-0923 大分県大分市高城西町2-9	097-556-5050	097-556-6072

関連団体紹介

日本高齢者生活協同組合連合会

「寝たきりにならない・しない」「元気な高齢者が、もっと元気に」をスローガンに掲げ、「仕事」「福祉」「生きがい」を活動の柱に据えて、高齢者の社会参加と地域福祉の充実に取り組んでいます。都道府県単位で設立された18の高齢協が加盟しており、加盟団体の組合員数合計は約45,000人、事業高の合計は約72億円となっています。

協同総合研究所

競争原理がもたらす人類の危機を乗り越える「協同」の思想と実践を研究するために1991年3月にワーカーズコープ連合会の下に設立されました。研究者と実践者の協同により、労働者協同組合・協同労働を中心に、多様な分野にわたる「協同」を研究しています。所報『協同の発見』を発行し、協同労働を活用した仕事おこし・まちづくりの可能性の探求に力を入れています。会員数は約500名で幅広い市民が参加する研究機関をめざしています。

日本フロンティアネットワーク

労働者協同組合の理念・活動に共感し連携・連帯する企業・団体・市民のネットワーク組織です。1999年に労働者協同組合を応援する一般企業によって「東京労協クラブ」として設立され、2010年に一般社団法人となりました。仕事おこし・地域社会への貢献と互いの事業の発展を通じて労働者協同組合とともに社会と地域の再生をめざす新しい事業の研究・企画・開発に挑戦しています。

日本社会連帯機構

安心して暮らし続けられる持続可能な地域社会の実現に向けた社会的連帯を広げることを目的に2004年に設立、2010年に一般社団法人を取得。現在（2023年）個人会員7,800人、団体会員25団体が加入し全国1万か所のみんなのおうちづくりを目標に多くの地域に居場所と活躍の場（仕事）をつくり出す活動に取り組んでいます。

協同労働くらしとしごと

労働者協同組合法の施行を焦点に、協同労働の市民化・社会化に向けて必要な財政的な支援を行っていくことを目的に、労協連が呼びかけ2019年4月に設立しました。労協法の施行を契機に、「持続可能で活力ある社会の実現に資する」多様な労働者協同組合、協同労働団体が各地で立ち上がっています。財団では、それらの立ち上がりの支援を目的に「地域における就労創出に関する事業・活動」「温室効果ガス・CO2削減や地球環境の再生及び感染対策に関する事業・活動」などに対する助成を行っています。

日本労働者協同組合連合会の歩み

1. 事業団の立ち上げ

失業者・中高年者の仕事づくりをめざして各地に「事業団」が誕生し、自治体からの委託事業が広がる。1979年、全日本自由労働組合の民主的改革路線と連動して、全国36の事業団が集い「中高年雇用福祉事業団全国協議会」を結成。主要な事業は、失業対策事業の後処理的な仕事（公園清掃、建設・土木、廃棄物処理など）。1982年に全国協議会が直接運営に携わる「直轄事業団」を千葉県流山市に設立し、病院の総合管理の仕事を短期間で全国各地に広げる。

2. 労働者協同組合としての旅立ちとセンター事業団

1986年の第7回総会で労働者協同組合運動への発展を決定、協議会から連合会へ。1987年に、直轄事業団と東京事業団が統合し、モデル労協としてのセンター事業団を設立。協同組合間提携による物流業務などの事業が大きく広がり始める。「いま『協同』を問う」プレ集会を静岡県伊東で開催（1987年）、協同総合研究所の設立（1991年）。CICOPA（産業労働者・熟練工業者・サービス生産者協同組合国際機構）の会議参加を契機に国際活動が活発化する。

3. 新原則の確立、ICAへの加盟

1992年第13回総会で労働者協同組合としての「新原則」を確立。同年、国際協同組合同盟（ICA）に加盟。自らの運動・組織を労働者協同組合として自己規定し、全組合員経営・共感の経営の経営路線を提起。1993年映画「病院で死ぬということ」の制作・上映運動を通して30万人が視聴。1995年阪神・淡路大震災以降、市民団体との連携を広げ、ヘルパー養成講座と高齢者協同組合づくりに取り組む。1998年「労働者協同組合法」制定運動本部を発足、法制化運動を開始する。

4. 地域福祉事業所づくり・新しい福祉社会の創造

「新しい福祉社会の創造～労働の人間化・地域の人的再生」を掲げ、2000年の介護保険制度の施行に対応してヘルパー養成講座を全国的に取り組み、「ワーカーズコープ方式」による地域福祉事業所づくりを本格化。2000年に「協同労働の協同組合法制化をめざす市民会議」を結成。2002年の第23回総会で「協同労働の協同組合」の新原則を確立し、市民が主体となる「新しい公共性」を掲げ、自治体との提携を深める立場で子育て施設をはじめとする公共関連事業を中心に広げる。

5. 法制化と完全就労社会の実現

2007年「協同労働の協同組合」法制化を求める団体賛同署名、全国10都市での法制化を求める集会など、法制化運動の高まりを背景に、2008年超党派の議員連盟を発足。法の早期制定を求める自治体意見書決議が700議会を突破。リーマンショックによる雇止めなど失業・貧困の増大に対して、働きたいと願うだけれども安心して働くことのできる社会「完全就労社会の実現」と「公的訓練・就労事業制度」を提起。基金訓練などの公共職業訓練、2015年生活困窮者自立支援制度を焦点に、共にはたらく協同労働の取り組みを広げる。

6. 協同労働の地域化・社会化

2015年第36回総会で新原則を確立。第39回総会で、法制化時代に協同労働運動の質的転換—「三層構造」の全面的挑戦を掲げ、「協同総合福祉拠点」（みんなのおうち）、「地域未来産業」を提起。気候危機の時代に、2020年1月「環境・気候非常事態宣言」を发出。

超党派議連、与党協同労働の法制化ワーキングチームの実務者会議に当時者団体として参加。法案作成作業に取り組み、2020年12月4日労働者協同組合法が成立、2022年10月1日に施行された。2023年7月3日、労協法に基づいた連合会を創立し、協同労働運動のナショナルセンターを展望して、労働者協同組合設立運動を開始する。

年表:日本労働者協同組合連合会の歩み

1971～1985 失業者・中高年者の仕事づくり－「事業団」の出發と成長

- 1971 西宮市で高齢者事業団が産声を上げ、全国各地で「失業者・中高年者」の仕事づくりをめざす「事業団」が誕生。自治体からの委託事業を柱に事業が広がる。
- 1979 全国から36の事業団が集い、「中高年雇用福祉事業団全国協議会」を結成。
- 1982 全国協議会が直接運営に携わる「直轄事業団」を千葉県流山市に設立。病院の総合管理の仕事を中心に、短期間で全国各地に広がる。
- 1983 欧州に調査団を派遣し、「労働者協同組合」の調査・研究・組織のあり方の検討を開始。

1986～1991 「労働者協同組合」(ワーカーズコープ)としての旅立ち

- 1986 第7回全国総会で労働者協同組合組織への発展を決定。協議会から連合会へと発展。
- 1987 直轄事業団と東京事業団が統合し、モデル労協としての「センター事業団」を設立。協同組合間連携による物流業務などの事業が大きく広がり始める。全国協同集会プレ集いを静岡県伊東で開催。
- 1991 協同総合研究所を設立。CICOPA(労働者協同組合委員会)の会議参加を機に国際活動が活発化する。

1992～1998 労働者協同組合への改革・高齢者協同組合づくり

- 1992 労働者協同組合としての「新原則」を確立。ICA東京大会で日本の協同組合として11番目の加盟が認められる。
- 1993 映画「病院で死ぬということ」の制作・上映運動に取り組む。
- 1995 阪神・淡路大震災以降、NPO・市民活動との連携が広がり、ヘルパー養成講座と高齢者協同組合づくりがはじまり、三重県で全国初の高齢者協同組合が誕生する。
- 1998 「労働者協同組合法」制定運動推進本部が発足。法制化運動を本格的に開始。

1999～2006 地域福祉事業所づくり・新しい福祉社会の創造へ

- 1999 介護保険制度開始を前に、ヘルパー養成講座を全国的に取り組み、「ワーカーズコープ方式」による「地域福祉事業所」づくりを、講座修了生と共に開始する。
- 2000 「協同労働の協同組合法制化をめざす市民会議」を結成。
- 2002 第23回全国総会で、「協同労働の協同組合」の新原則を確立。また、全国の高齢者協同組合を結ぶ連合会が結成される。
- 2003 全国ケアワーカー大集いを沖縄県名護市で開催、延べ2,000名が参加。
- 2004 25周年記念国際シンポジウムをILOの協力のもと、国連大学で開催。
- 2005 千葉県芝山町で「若者自立塾」を受託、困難にある若者支援の事業を開始。

2007～2010 「協同労働の協同組合」の法制化・完全就労社会の実現へ

- 2007 「協同労働の協同組合」法制化を求める団体賛同署名運動、全国10都市で「法制化を求める市民集会」を開催。市民会議会長に笹森清氏(元連合会長)が就任。
- 2008 「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)を考える議員連盟」が発足。コミュニティ産業と就労創出をめざす「コミュニティ事業支援条例」要綱案を発表。
- 2009 日本労協連30周年。協同労働法制化の早期制定を求める自治体意見書700議案を突破。
- 2010 超党派議員連盟で協同労働法要綱案が採択、各党の審議に。埼玉県より生活保護受給者の自立・就労支援事業「アサポート」を受託(以降、全国に広がる)。

2011～ 協同労働の地域化・社会化－持続可能な地域づくりへ

- 2011 完全就労社会の実現をめざした「公的訓練・就労事業制度」(仮称)を発表。3.11東日本大震災を機に、第32回全国総会でF(食)E(エネルギー)C(ケア)が自給循環するコミュニティづくりを方針化。東北復興本部を仙台、西日本本部を京都に開設。
- 2012 国連国際協同組合年の全国実行委員会・幹事団体に参加。全国協同集会を盛岡、埼玉で開催、延べ5,000人が参加。「協同で仕事をおこす」を出版。ドキュメンタリー映画「Workers」を制作、上映運動を開始。
- 2013 センター事業団但馬地域福祉事業所が環境保全型小規模林業グループを立ち上げ。農業、林業分野を通じた循環型地域づくりが本格化。
- 2014 日本社会連帯機構10周年。全国協同集会を福岡で開催、延べ3,000人が参加。韓国地域自活センター協会との間で「包括的協同協定書」を締結、交流を深める。
- 2015 新原則を確立。生活困窮者自立支援事業を全国80の自治体で受託、事業開始。市民参加のフードバンク、子ども食堂が全国に広がる。
- 2016 国連有識者会議「持続可能な開発のための国連2030アジェンダの実施におけるパートナーとしての協同組合セクター」に招聘。
- 2017 超党派の「協同組合振興研究議員連盟」、与党法制化ワーキングチームによる協同労働法制化に向けた議論が開始される。労協連35年史を発刊。
- 2018 映画「Workers 被災地に起つ」を制作、上映運動を開始。
- 2019 日本労協連40周年。法制化を求める意見書も920議案を超え、労働者協同組合法(仮)法案要綱ができ、法制化を目指す。
- 2020 12月4日第203回臨時国会にて、与野党全会派一致で「労働者協同組合法」が成立。
- 2021 4月6日協同労働推進議員連盟設立。
- 2022 10月1日労働者協同組合法施行。
- 2023 7月3日、労協法人の日本労働者協同組合連合会を創立。

私たちの働き方 一般的な働き方



協同労働により、仕事の創造と地域社会の振興

「協同」とは「心と力を合わせ、助け合い、支えあって共に働くこと」。「協同労働の協同組合」は【出資】【経営】【労働】を「三位一体」で組合員全員が担い合う協同組合です。

市場至上主義と競争原理に基づく営利の追求

目的の違い

原則

協同労働の協同組合は、共に生き、共に働く社会をめざして、市民が協同・連帯して、人と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事をし、地域社会の主体者になる働き方をめざします。尊厳あるいのち、人間らしい仕事とくらしを最高の価値とします。

できる、ということ。
 私たちは、直面している。
 人間、労働、地域、自然の限
 事者となる、
 自立と協同の新しい時代を
 いま、ここに、共に、切り拓
 くことを。

- 四 持続可能な経営を发展させます
 - 一 事業の継続性を高め、新たな仕事をおこすために、赤字を出さず、利益を生み出します。
 - 二 経営の指標と目標をみんなで定め、守ります。
 - 三 事業高の一定の割合を、事業と運動の発展のための積立金として積み立てます。
- 二 社会連帯経営を发展させます。
 - ① 組合員と利用者・地域の人びとが、地域づくりの主体者としての連帯性を強め、仕事をおこします。
 - ② 地域全体を視野に入れ、全ての世代を結んで地域づくりのネットワークを広げます。
 - ③ 当事者・市民主体の豊かな公共をめざし、自治体・行政との協同の関係を築きます。
- 七 世界の人びととの連帯を強め、「共生と協同」の社会をめざします。
 - 一 ICA（国際協同組合同盟）への結集をはじめとして、国際的な協同組合運動に参加し、发展させます。
 - 二 協同労働の協同組合とその運動を、東アジアを焦点に世界的に发展させます。
 - 三 戦争や環境破壊をはじめとする人類の危機を直視し、「資本のグローバル化」による大量失業と人間の排除に対して、「民衆のグローバルな友好・連帯」を強めます。
- 二 各種協同組合との間に「まちづくり・仕事おこし」の提携・協同を強めます。
 - 三 市民組織や事業体、労働団体、大学・研究所、専門家等と連携を強め、いのち・平和と暮らし、人間らしい労働、基本的人権、民主主義を守り、发展させます。
 - 四 労働と福祉を中心とする制度・政策をよりよいものにしていきます。



社会連帯と協力の力で新しい福祉社会を創る

協同労働の 協同組合の原則

宣言

私たちは、発見した。雇われるのではなく、主体者として、協同・連帯して働く「協同労働」という世界。一人ひとりが主人公となる事業体をつくり、生活と地域の必要・困難を、働くことにつなげ、みんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合う。そんな新しい働き方だ。

私たちは、知った。話し合いを深めれば深めるほど、切実に求められる仕事をおこせばおこすほど、労働が自由で創造的な活動になればなるほど、人間は人間らしく成長・発達

りなき破壊に。だからこそ、つくり出したい。貧困と差別、社会的排除を生まない社会を。だれもがこころよく働くことができる完全就労社会を。あたたかな心を通い合わせられる、平和で豊かな、夢と希望の持てる新しい福祉社会を。

私たちは、宣言する。「失業・貧乏・戦争をなくす」という先人たちの誓いと、「相互扶助」「自治と連帯」「公平と公正」という国際的な協同組合運動の精神を引き継ぎ、協同労働を基礎にした社会連帯の運動を大きく広げ、市民自身が地域の主体者・当

- 一 仕事をおこし、よい仕事を発展させます
- 二 働く人の成長と人びとの豊かな関係性を育む、よい仕事を進めます。
- 三 仕事と仲間を増やし、働く人の生活の豊かさで幸せの実現をめざします。
- 四 期末の剰余を次の順序で配分します。
 - ① 「仕事おこし」「学習研修」「福祉共済」の基金
 - ② 労働に応じた分配
 - ③ 出資に対する分配(制限された割合以下)
 - ④ 積立金と基金は、組合員には分配しない協同の財産(不分割積立金)とし、世代を超えて協同労働と仕事おこしを発展させるために使います。
- 五 人と自然が共生する豊かな地域経済をつくり出します
 - 一 地域の資源を生かし、いのちの基礎となる食・エネルギー・ケアが自給・循環する社会を地域住民と共に創造します。
 - 二 だれもが安心して集え、役割の持てる居場所を地域につくり出し、総合福祉拠点へと発展させます。
- 六 全国連帯を強め、「協同と連帯」のネットワークを広げます
 - 一 協同労働の協同組合の全国連帯を強め、運動・事業の経験を交流し、学び合います。
- 三 職場と地域の自治力を高め、社会連帯経営を発展させます
 - 一 全組合員経営を進めます。
 - ① 働く人は、基本的に全員が出資し、組合員となり、出資
- 二 自立・協同・連帯の文化を職場と地域に広げます
 - 一 一人ひとりの主体性を大切に育てる職場と地域をつくり出します。
 - 二 建設的な精神で話し合い、学び合い、連帯感を高めながら、みんなが持てる力を発揮します。
 - 三 お互いを尊重し、一人ひとりの生活と人生を受け止め合える関係をつくり出します。
 - 四 人と地域を思いやる「自立・協同・愛」の文化を職場と地域に広げます。



〒170-0013 東京都豊島区東池袋1丁目44-3
池袋ISPタマビル 7階

電話 03-6907-8040 (代表)

FAX 03-6907-8041

メール rngukism@roukyou.gr.jp

ホームページ <https://jwcu.coop/>



新しい仕事が生まれていきます 労働者協同組合法で

「労働者協同組合法」を活用した、新しい働き方、活力のある地域が全国でひろがっています。

労働者協同組合法ってなに？

労働者協同組合法は、労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。我が国では、少子高齢化が進む中、介護、子育て、地域づくりなど幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。担い手も不足している中、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための新たな組織が求められています。そこで、以下の(1)(2)(3)の基本原則に従い、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業を行うことを目的とする法人「労働者協同組合」を創設することとしました。

基本原則

- (1) 組合員が出資すること
- (2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- (3) 組合員が組合の行う事業に従事すること

(1) 資金を出し合う

組合員は出資の必要があり、組合員自らが出資することにより組合の資本形成を図ります。これにより組合員による自主的・自立的な事業経営を目指します。

(2) 話し合って営む

組合員は、1人1個の議決権及び選挙権があり、組合員の意見を反映して事業・経営を行います。意見反映の方法は定款に定め、また総会でその実施状況及び結果を報告しなければなりません。

(3) 共にはたらく

組合員は、原則として、組合の事業に従事する必要があります。ただし、育児や介護などの家庭の事情などで一時的に働くことができない場合などの例外も認められています。

法の目的（法第1条）

労働者協同組合法では、第1条に以下のとおり法の目的を掲げています。

この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原則とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。



労働者協同組合の主な特色

1 地域における多様な需要に応じた事業ができる

労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能です。介護・福祉関連（訪問介護等）、子育て関連（学童保育等）、地域づくり関連（農産物加工品販売所等の拠点整備等）など地域における多様な需要に応じた事業を実施できます。ただし、許認可等が必要な事業についてはその規制を受けます。

2 組合員の議決権、選挙権は平等

株式会社の株主と異なり、出資額にかかわらず、組合員は平等に1人1個の議決権と選挙権を保有しています。

3 簡便に法人格を取得でき、契約などができる

NPO法人（認証主義）や企業組合（認可主義）と異なり、行政庁による許認可等を必要とせず、法律に定めた要件を満たし、登記をすれば法人格が付与されます（準則主義）。また、これらの法人よりも少ない人数である、3人以上の発起人がいれば組合を設立できます。組合は法人格を持つため、労働者協同組合の名義で契約などをすることができます。

4 意見反映の重視

組合員が平等の立場で、話し合い、合意形成をはかりながら事業を実施します。また、組合は定款にどのように意見反映を行うかを明記し、理事は意見反映状況とその結果を総会で報告します。

5 組合員は労働契約を締結する必要がある

組合は組合員との間で労働契約を締結します。これにより、組合員は労働基準法、最低賃金法、労働組合法などの法令による労働者として保護されます。

6 出資配当はできない

剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて（従事分量配当）行うことができます。

7 都道府県知事による監督を受ける

都道府県知事に決算関係書類などを提出する必要があるなど、都道府県知事による監督を受けます。

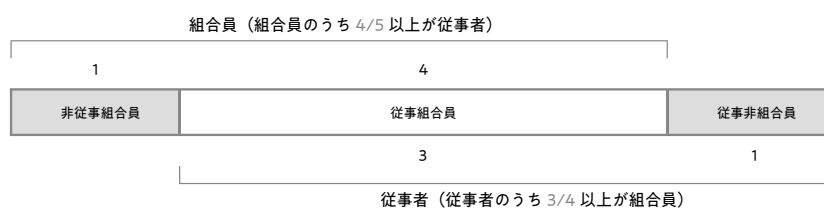
労働者協同組合の事業・配当のルール

1 事業の種類は原則自由

- 組合の基本原則に従って行われる、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業であれば、原則として自由に行うことができます(法第7条第1項)。その場合であっても、例えば、介護事業など、許認可等が必要な事業についてはその規制を受けます。
- 一方で、組合は、労働者派遣事業を行うことができません(法第7条第2項)。労働者派遣事業は、他人の指揮命令を受けて当該他人のために労働に従事させる事業であり、組合の基本原則に反するものであるからです。これに違反した場合には、罰則が課せられます(法第136条第1項第2号)。

2 事業従事にあたっての人数要件

- 組合員が組合の事業に従事するという組合の基本原則を踏まえると、全ての組合員が組合の行う事業に従事すること、また、組合の行う事業に従事する者は全員が組合員であることが適当です。しかし、法は、実際の事業運営上の必要性に鑑み、組合原則を損なわない範囲内において事業活動に柔軟性を持たせることができるよう、以下のとおり、事業に従事する人数に要件を設けています。
 - ① 総組合員の5分の4以上の数の組合員は、組合の行う事業に従事しなければなりません(法第8条第1項)。これは、事業に従事する意思はあるものの、家庭の事情などで従事できないなどの事を想定しており、そのような組合員が一定程度存在することを許容するものです。
 - ② 組合事業に従事する者の4分の3以上は、組合員でなければなりません(法第8条第2項)。これは、実際の事業活動においては、繁忙期における人手不足などで非組合員であるアルバイトを事業に従事させる必要が生じる可能性があるためです。また、出資額の全額の払込みが完了した段階で組合員となることが法定されているため、従事しながら組合員になろうとする方も出てくるのが想定されます。



3 組合員が組合の事業に従事した程度に応じた配当が可能

- 健全な運営を確保するため、組合は、①準備金、②就労創出等積立金、③教育繰越金を確保する必要があります(法第76条第1項、第4項、第5項)。①は毎事業年度の剰余金の10分の1以上、②③は毎事業年度の剰余金の20分の1以上の額です。
- 組合は、損失を填補し、①～③を控除した後に、組合員が組合の事業に従事した程度に応じた配当、つまり、「従事分量配当」を行うことができます(法第77条第1項、第2項)。

労働者協同組合の組合員のルール



1 組合員の出資金

- 出資一口の金額、必要な出資口数はそれぞれの組合で決めます(現物出資も可)。1人の組合員の出資口数は、原則的に総口数の100分の25以下(3人以下の組合は適用されない)と規定されています(法第9条第3項本文、第4項)。たとえば、1人の組合員が出資金総額の半分を出すことは違法です。
- 組合員の責任は出資額が限度です(法第9条第5項)。組合員は組合員となる際に組合に対して出資をする義務を負うだけで、仮に組合が破産した場合であっても、組合が組合の債権者に対して負っている債務を組合に代わって弁済する義務を負いません。

2 組合員の議決権・選挙権

- 組合員は、平等に1人1個の議決権と選挙権を持っています(法第11条第1項)。このルールは他の協同組合にも共通するものです。株式会社の1株1個と異なり、お金ではなく人を中心に置く協同組合の特徴を表しています。
- 組合と労働契約を結んだ組合員が、議決権の過半数をもたなければなりません(法第3条第2項第4号)。これは、組合の意思決定は、労働者である組合員が行うという観点からのルールです。労働契約を結ばない代表理事、専任理事、監事が、組合員数の半数以上を占めることはできません。

3 組合への加入・脱退

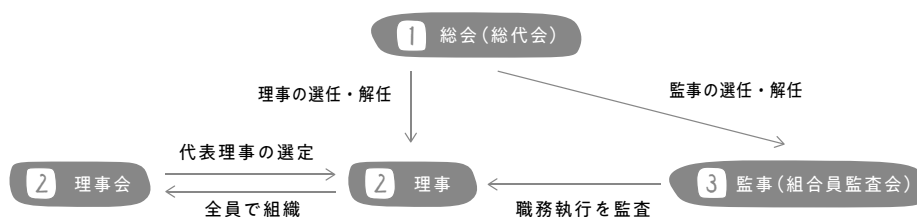
- 組合員になれるのは個人だけで、団体・組織が組合員になることはできません(法第6条)。
- 組合員は任意に加入・脱退できます(法第12条第1項、第14条第1項)。組合は、組合員としての資格を持つ人が加入しようとするときに、「正当な理由」なく加入を拒否できません。「正当な理由」としては、仕事の空きがない、その仕事を行うには資格が必要、といった事情が考えられます。
- 加入・脱退には手続きが必要です(法第12条第2項、第14条第1項)。除名についての規定もあります(法第15条第2項)。組合員の脱退は、直ちに労働契約の終了とはなりません(法第20条第2項)(別途手続きが必要です)。

4 労働契約の締結

- 組合は、事業に従事する組合員と労働契約を結ばなければなりません(法第20条第1項本文)。このため、組合員には、労働基準法、最低賃金法、労働組合法などの労働関係法令が適用され、社会保険(健康保険、厚生年金保険)や労働保険(雇用保険、労災保険)に加入することになります。
- 組合は、組合の業務を執行する組合員(代表理事)、理事の職務のみを行う組合員(専任理事)、監事である組合員と、労働契約を締結することはできません(法第20条第1項ただし書各号)。組合は、これらの役員と委任契約を結ぶこととなります(法第34条)。

労働者協同組合の機関に関するルール

労働者協同組合は、必ず、以下の①～③を設置しなければなりません。



① 総会又は総代会

- 総会は、すべての組合員で構成する組合の基本原則を具体化する機関であり、組合における最高意思決定機関です。
- 総会の種類には①通常総会(年1回開催)と②臨時総会(随時開催)があります(法第58条、第59条)。
- 総会の法定の議決事項は、定款の変更など6項目です(法第63条第1項各号)。また、役員(理事及び監事)は総会において選挙又は選任します(法第32条第3項本文、第12項)。
- 議事は原則、出席者の議決権の過半数で決されます(法第64条第1項)。
- 定款変更や解散、除名などの重要事項は、
 - ①総組合員数の半数以上の出席
 - ②議決権の3分の2以上の多数による議決が必要です(法第65条各号)。
- 総代会は、定款で定めるところにより総会に代わる機関として設置できる機関であり、組合員によって選ばれた総代をもって構成されます。組合員総数が200人を超える組合のみ設置可能です(法第71条第1項)。

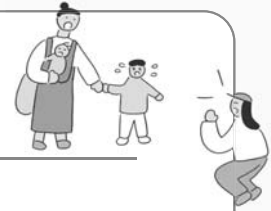
② 理事及び理事会

- 理事は、理事会を組織し、総会での議決事項を前提に、その個別具体的な業務執行について決定することなどを任務とします。
- 理事は組合員の中から定数3人以上を選挙又は選任する必要があります(法第32条第2項、第4項)。また、理事会は、理事の中から業務執行権限を有する代表理事を選定します(法第42条第1項)。
- 理事の任期は2年以内の定款で定める期間です(法第36条第1項)。
- 理事会は、すべての理事で構成する業務執行決定機関であり、総会での議決事項を前提に、個別具体的な業務執行を決定します(法第39条第3項)。

③ 監事又は組合員監査会

- 監事は、理事の業務の執行を監査する機関であり、その任期は4年以内の定款で定める期間です(法第36条第1項、第38条第2項)。
- 監事は、定数1人以上を選挙又は選任します。理事と異なり、組合員以外の外部監事を選挙又は選任することも可能です(法第32条第2項)。
- 組合員監査会は、定款で定めるところにより監事に代わるものとして設置できる機関であり、理事以外の全ての組合員をもって構成されます。組合員総数が20人を超えない組合のみ設置可能です(法第54条第1項)。

特定労働者協同組合ってなに？



特定労働者協同組合とは、労働者協同組合法等の一部を改正する法律（令和4年法律第71号）により設けられた新しい種類の労働者協同組合です。労働者協同組合のうち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けた組合のことで、税制上の措置が講じられています（法第94条の2）。

1 都道府県知事の認定を受けるために必要な基準（法第94条の3）

- ① 定款に剰余金の配当を行わない旨の定めがあること。
- ② 定款に、解散時に組合員に出資額限度で分配した後の残余財産は国・地方公共団体・他の特定労働者協同組合に帰属する旨の定めがあること。
- ③ ①②の定款違反行為を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
- ④ 各理事の親族等の関係者が理事の総数の3分の1以下であること。

なお、特定労働者協同組合の認定申請は、労働者協同組合のみが行えるため、まずは通常の労働者協同組合を設立する必要があります。

2 税制上の措置

特定労働者協同組合は、一部の取扱いを除き、法人税法上の公益法人等として取り扱われます。主な税制上の措置は以下のとおりです。なお、通常の労働者協同組合は法人税法上の普通法人として取り扱われます。

- 法人税について、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得について非課税となること。
- 出資金の額が1千万円を超えると税率が上がる法人住民税均等割について、出資金の額にかかわらず最低税率が適用されること。
- 出資金の額が1億円を超える普通法人に適用される法人事業税外形標準課税について、非課税となること。
- 公益法人等の軽減税率及び寄附金の損金不算入制度については適用されず、普通法人と同様の扱いとなること。

3 特定労働者協同組合が遵守しなければならない事項

特定労働者協同組合は、通常の労働者協同組合に適用される規則に加えて、主に次の事項を遵守しなければなりません。

- 認定後も、剰余金の配当禁止や残余財産の処分制限などを遵守すること。
- 報酬規程等（役員報酬や労働者の給料に関する規程やその支給状況などの書類など）を作成、公開し、行政庁へ提出すること。
- 外部監事を置くこと。

これらが遵守されない場合には、認定が取り消されることとなります。



労働者協同組合をつくろう — 新規設立の流れ —



厚生労働省の
WEBサイトも
ご参照ください。

新規設立の手続き

①

発起人を
3人以上
集める

組合員になる意思のある3人以上(法第22条)で
設立準備を行う



②

必要書面作成

組合の設立には各種の
書面の作成準備が必要
(法第23条第1項、第3項)

(書面の例)

- ・定款 ※P17 Q&Aを参照
- ・設立趣意書
- ・事業計画書
- ・収支計画書
- ・役員(の氏名及び住所)
- ・役員となる者の印鑑
証明、本人証明書

③

創立総会の
公告

創立総会の2週間前ま
でに日時、場所、定款を
公告する
(法第23条第1項、第2項)



④

創立総会

- ・定款の承認のほか、
事業計画、収支予算
の議決、役員(理事・監事)
の選挙又は選任など
を行う(法第23条第3項、
第32条第3項、第12項)
- ・組合員となることを
承諾した者の半数以
上が出席し、2/3以
上の多数による決議
が必要(法第23条第5項)
- ・議事録の作成
(法第23条第7項)
- ・創立総会で理事が選任
された以降に理事会(法
第39条第1項)を開催し代
表理事(法第42条第1項)
を選定する

①

一人ひとりの関心や夢、
地域の課題とニーズを出し合い、
労働者協同組合の仕組みや
考え方を共有する

②

モデルとなる事業所の
訪問など、
情報収集をする

仲間と取り組むこと

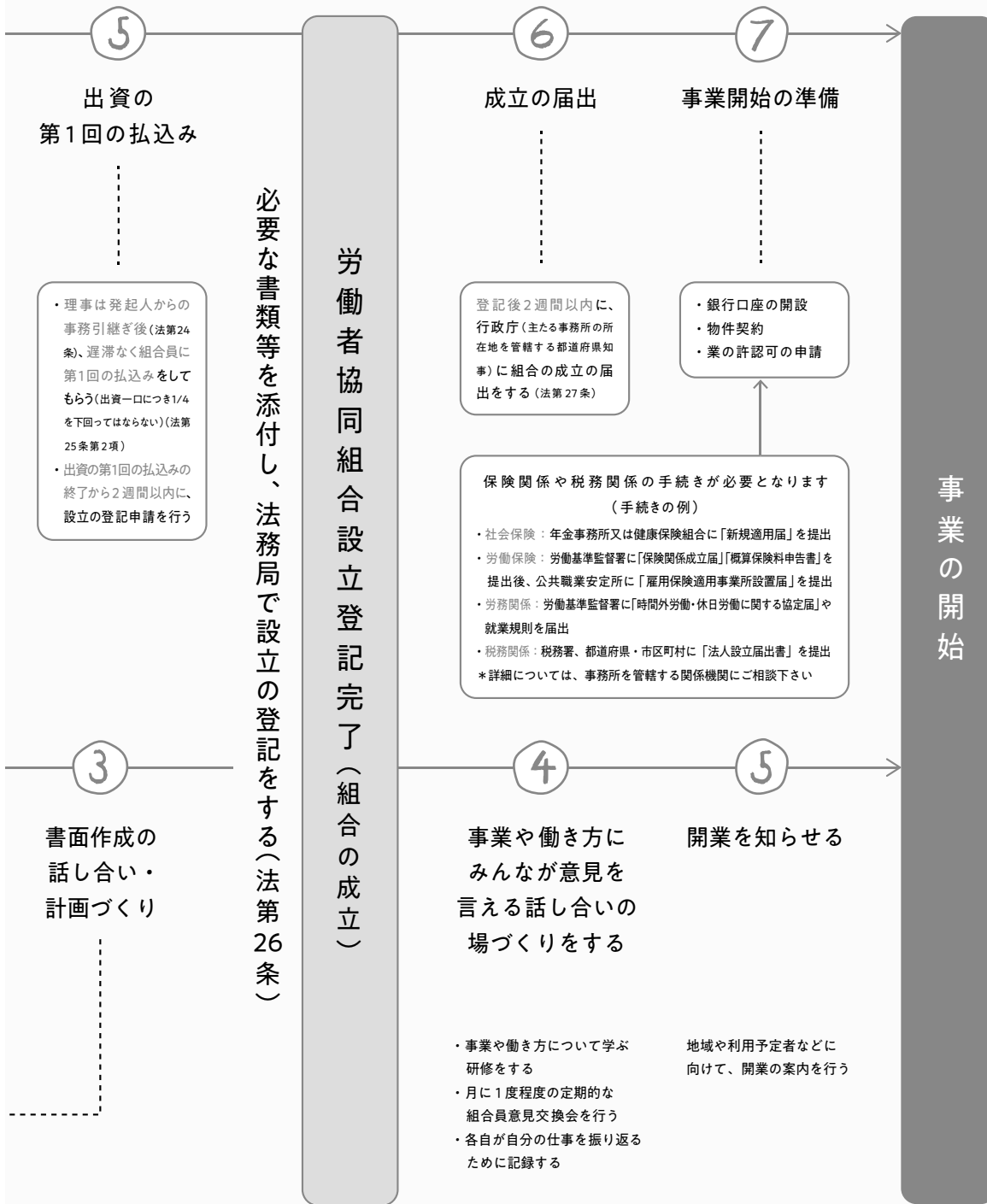
- ・設立趣意書には事業計画、収支予算の概要などを記載する
- ・事業計画書をもとに地域住民や団体に向けて説明や
懇談をする場所を設ける
- ・資金を集めるための計画を立てる
- ・就業規則なども併せて準備する
- ・ニュースの発行やSNSの活用など、情報を知らせて賛同者を募る

収支計画書

設立趣意書

事業計画書

労働者協同組合を設立し、事業を開始するまでの各種手続きのポイントをおさえましょう。
 設立する仲間と話し合い、一つひとつ確認をしながら進めていきましょう。

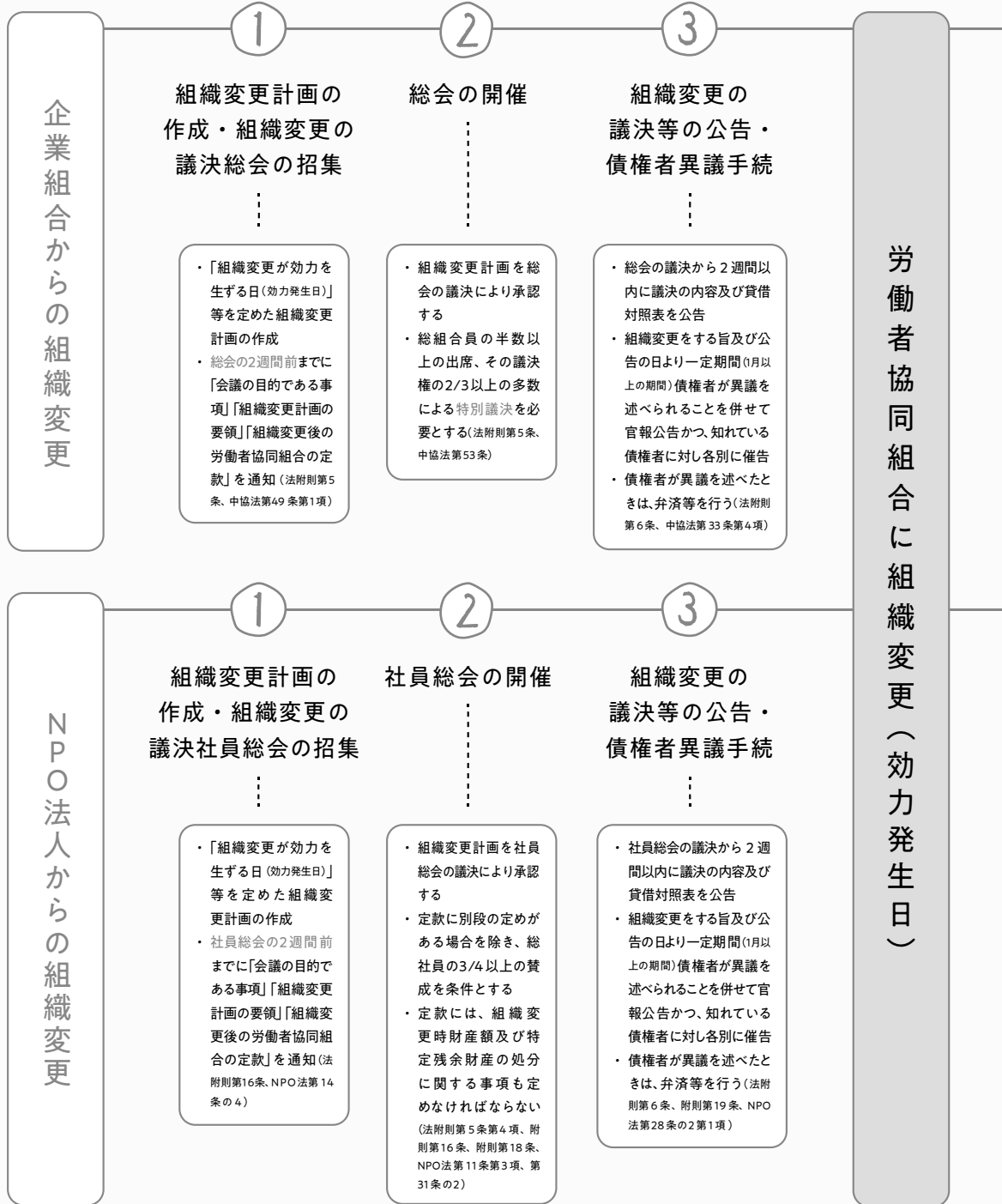




労働者協同組合をつくろう — 組織変更の流れ —



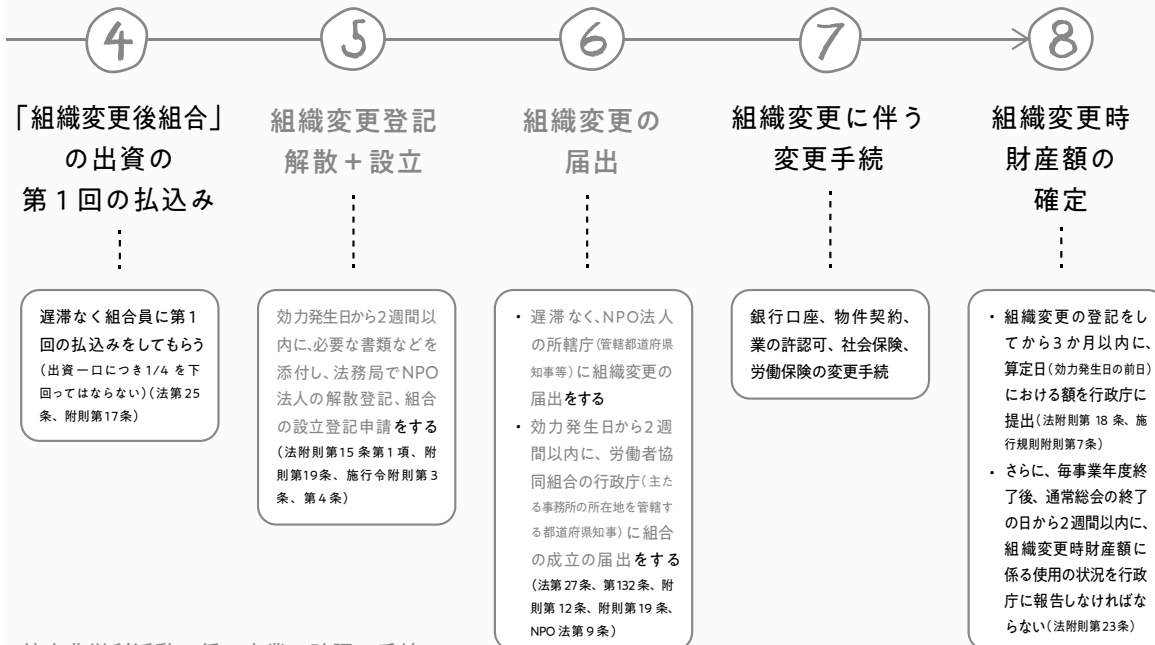
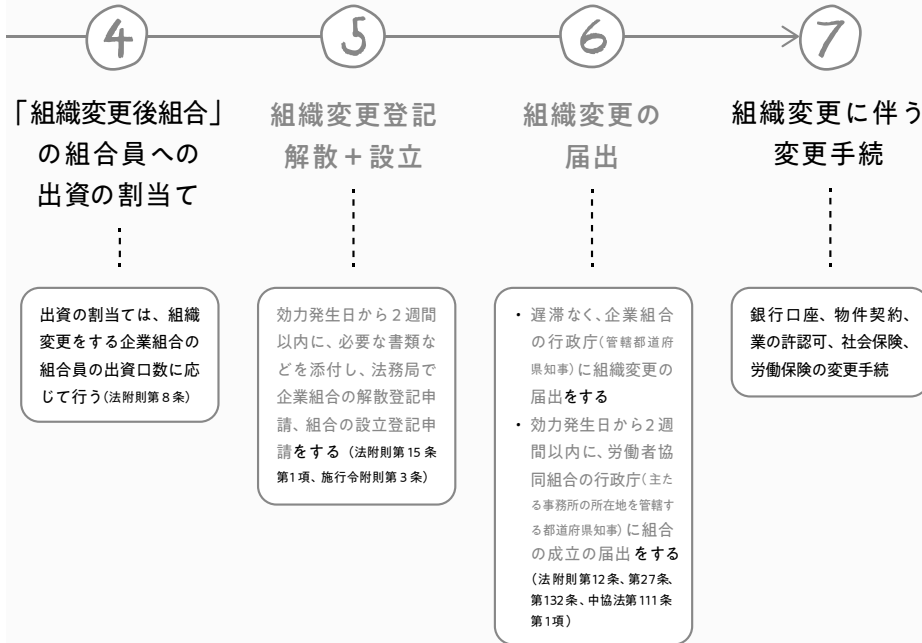
厚生労働省の
WEBサイトも
ご参照ください。



労働者協同組合法においては、法施行日から3年以内に限り、法施行日に現に活動する企業組合又はNPO法人が、労働者協同組合に組織変更を行うことが認められています（法附則第4条）。組織変更には、組織変更計画の作成、総会（企業組合）又は社員総会（NPO法人）の議決による承認、関係者保護のための手続などが必要です。

組織変更計画で定める事項

- ① 組織変更後組合の事業、名称及び事務所所在地
 - ② ①のほか組織変更後組合の定款で定める事項
 - ③ 組織変更後組合の理事の氏名
 - ④ 組織変更後組合の監事の氏名（組織変更後組合が組合員監査会設置組合である場合にあっては、その旨）
 - ⑤ 組織変更する企業組合の組合員が組織変更の際に取得する組織変更後組合の出資口数又は、その口数の算定方法
 - ⑥ 組織変更する企業組合の組合員に対する⑤の出資の割当てに関する事項
 - ⑦ 効力発生日
- （⑤、⑥は企業組合のみ）



特定非営利活動に係る事業の確認の手続

組織変更後組合の行う事業が、特定非営利活動に係る事業に該当することを、行政庁に確認できる。NPO法人時代の財産は確認を受けた事業とそれ以外の事業のどちらにも使用可能。ただし、組織変更時財産額（NPO法人が効力発生日に解散するものとした場合において国への譲渡等を行うべきものとされる残余財産の額として算定した一定の額）は確認を受けた事業の損失補填以外では取り崩すことができない（それ以外の事業の損失補填や従事分量配当の原資とすることはできない）（法附則第20条～附則第22条）。

新規
設立

家事代行サービス（掃除、料理、片付け、買い物など）

労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブ Lavori(ラヴォリ)

組合員数：42人 出資一口の金額：1万円（3口以上）（2022年12月23日現在）

ワーカーズ・コレクティブ Lavori（ラヴォリ）は2017年1月に任意団体として設立し、生活協同組合「生活クラブ」の組合員を中心に暮らしサポート事業の家事代行サービス（掃除、料理、片付け、買い物など）を行っています。なお、「生活クラブ」の組合員以外の方にも同様のサービスを提供しています。

神奈川県横浜市

「生きる・働く・暮らす」を重ね合わせた働き方を広げる

家事サポートを通じた 地域課題の解決

現在は、核家族や高齢者世帯の増加により、地域から孤立した世帯も増加しています。したがって、家族内での家事分担（協同労働）が難しくなっています。そのような中、各家庭の家事をサポートすることにより、地域の課題を解決出来ないかと思い、任意団体として Lavori を設立し、家事代行を行う、暮らしサポート事業を始めました。



労働者協同組合という 法人格の選択

任意団体の時代から「資金を出し合い」、「話し合っって事業を営み」、「共に働く」という労働者協同組合の働き方に共感していました。労働者協同組合の設立を通じ、働く人たちの意見が反映できることにより、今の自分たちの働き方や組織運営の問題点を解決することができると思い、労働者協同組合の法人格取得に踏み切りました。

働く組合員の意見反映

Lavori の年代構成は多様であり、ダブルワークのメンバーが半数以上であるなど、自分にあわせた働き方が求められています。メンバーには、週1日2時間から週3日程度働く人が多いですが、お子さんの成長にあわせて収入を得たいというニーズもあります。そうしたメンバーそれぞれの意見を反映した運営が大事になります。そこで、メンバーとは月1回程度会議を設けて、メンバーの時給、勤務条件など、様々な案件について議論をしています。

今後の方向性

今の社会の働き方の課題に対して、自らの実践を通じ、社会にどんなことが提案できるだろうか、メンバーが日々意見交換をしながら考えています。今後も、暮らしサポート事業の運営をしながら、何歳になっても働く人のライフステージに合わせて、人に必要とされる仕事に従事し、働き甲斐がある仕事をたくさん作っていきたくと考えています。



新規
設立

キャンプ場の開発・運営

CampingSpecialist 労働者協同組合

組合員数：5人 出資一口の金額：5千円（2023年2月15日現在）

CampingSpecialist 労働者協同組合は、キャンプ場の運営や野外活動を通じて、荒地を「持続可能な愛される土地」に、「多様な仕事生まれることで、あらゆる人材（人材）に価値を創り出す」ことを目指して活動しています。2021年にNPO法人として設立し、2022年10月にNPOの法人格を残しつつ、労働者協同組合を設立しました。

はじめは燻製づくりから

最初は、グループのメンバーたちが集まり、庭先で誰でも手軽にできる燻製づくりをしていました。その時に「市内には TENT を張ることのできるキャンプ場がない」という話題から、「それならば、自分たちで TENT を張れる遊び場を作ろう」という話が出ました。そして、NPO 法人を設立して土地を借り、自分たちで開墾を開始しました。



浮き彫りになった課題から 労働者協同組合法人の設立へ

開墾開始から約2年、ついにキャンプ場を設立。一般の方からのキャンプ場の利用希望もあったため、SNSを通じて利用予約を募り、利用料金が安価であったことが影響してか、2022年1年間で2,500件の利用があり、収益も生むことができました。キャンプ場の利用者が増加し、活動が拡大していく一方で、運営への関与度が低く少し手伝いに来ただけの方がメンバーの一員だからと自分勝手にキャンプ場を利用してしまふなど、必ずしも運営に日々取り組む仲間達と協調性を持たない人も出てきました。様々な課題にぶつかる中で「私たちの価値観を共有できる仲間と共に働きたい」という考えが芽生えました。そして、「雇う雇われるという関係ではなく、志を同じくする仲間が共同で出資し、労働契約も結び、運営も一緒に行う」という労働者協同組合の存在を知り、この働き方こそ自分たちのあるべき姿だと確信して、労働者協同組合を設立することにしました。NPO 法人の法人格を残しつつ、労働者協同組合がキャンプ場運営の基盤を担い、NPO 法人は、働くことはできないが活動に参加する人の受け皿としています。

キャンプ場 × 地域振興 × 労働者協同組合を広げる

労働者協同組合設立後、近隣の市町村から放置された荒廃山林の整備やキャンプ場経営を通じたまちおこしの相談が届いています。すでに5件ものキャンプ場整備の依頼が県内外の自治体から入ってきています。今度は、私たちと同じような志を持った方を応援していきたいと思っています。



三重県四日市市

Camping（キャンプ）で、人に価値を与える志事（仕事）を創り出す



12

労働者協同組合かりまた共働組合

組合員数：7人 出資一口の金額：1万円（2023年3月16日現在）

狩俣地区は、宮古島の北端に位置する三方を豊かな海に囲まれた場所にあり、自治会創設120周年の歴史と伝統を誇る200世帯、460人が暮らす、少子高齢化が進む過疎集落です。2020年に自治会の執行部が40代へ若返ったことを契機に、若い世代が戻ってきたいと思える持続可能な地域づくりを目指して様々な活動を開始しました。

自治会による地域づくり

まず取り組んだのが、休園していた幼稚園の再開です。地区内外の保護者らと話し合いを重ね、2021年度に再開が実現しました。その後、保護者からの「毎日のお弁当作りは大変なので、誰か作ってほしい」という声を受け、自治会の有志で配食サービスを開始しました。

また、狩俣地区では、伝統の追い込み漁が盛んですが、市場に流通できない魚も採れてしまうという課題がありました。そこで、魚を買い取り、惣菜として販売するなど、地産地消と漁業の6次産業化を進めています。

このほか、生産調整のために廃棄されていた新鮮な養殖もずくを買い取り、地元で直売会を開催するなど、生産者と消費者をつなぐ活動も展開しています。



自治会を母体とした 労働者協同組合の設立へ

困ったこともありました。それは、自治会には法人格がないため、様々な事業を個人名義で行わざるを得ないことでした。また、役員の交代により、様々な事業が途切れてしまう可能性もありました。そのため、狩俣自治会を母体として、2022年12月に労働者協同組合かりまた共働組合を設立しました。

労働者協同組合で 地域づくりを仕事にする新しい働き方

決め手は、働く人が対等な立場で発言でき、自分に合った就業時間を決めることができ、自らの特技を生かしてそれぞれが無理をせず、より良い地域づくりを進めることを仕事にできる新しい働き方に魅力を感じたことです。現在は、経営基盤の確立とルールづくりを進めています。これまでは利益が出たときの扱いに悩んでいましたが、自治会としてボランティアで行う活動と労働者協同組合として行う経済活動の切り分けができるようになりました。

空家活用と移住促進、地産地消と 6次産業化推進など、夢は広がる

今後は、楽しいことをたくさんやろう、生きがいや幸せを増やそう、仲間を増やそう、をテーマに、自治会と連携しながら、地域の空家や空地を活用した移住促進や地域をつなぐ地産地消と6次産業化を推進していくことを考えています。地域の将来や課題について皆で話し合いを重ねることを通じて、地域の課題解決に取り組んでいきます。



NPOから

組織
変更

札幌市中間的就労／コミュニティカフェ

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 篠路まちづくりテラス和氣藍々

組合員数：8人 出資一口の金額：5万円（2023年4月1日現在）

札幌駅から電車で北へ20分。古い倉庫群が残る篠路駅東口の近くにある小さなコミュニティカフェ「篠路まちづくりテラス和氣藍々」。地元的小麦粉を使った手打ちうどんやケーキなど、手作りのメニューが好評です。地域の誰もが気軽に集えるまちづくりの拠点として活動しています。労働者協同組合法の施行を受け、2023年4月1日、NPO法人から労働者協同組合に組織変更しました。

北海道札幌市

■ 本日も順調に「問題がある」毎日

和氣藍々は、札幌市の「障がい者協働事業所」でもあり、働く8人の組合員のうち5人に障害があります。長時間働くことができなったり、人間関係でうまくいかなかった経験を持つ仲間たち。個性の異なる人々が働く職場では、勘違いや思い込みによってトラブルも起きますが、和氣藍々では「困りごとのテイクアウト」はできません。困ったことが起きたらその日のうちに「順調会議」（本日も順調に問題あり会議）を開いて話し合いをします。話し合ううちに誤解が解け、いつの間にか笑い話になることもよくあります。



■ 全員で話しあう会議

働く仲間は全員、組合員として店の運営や経営に関わっています。週に1度のカフェ定休日には全員参加の会議を行い、経営のこと、お客さんのこと、地域のこと、それぞれ気づいたこと、もっとよくするためにできることなどを話し合います。自分たちが働く上で大切にしていることを互いに確認したり、仲間が今どんな気持ちで働いているのか、お互いの思いを共有することも、会議の大事なテーマです。

■ 障害も困りごとにも大切な自分らしさ

会議での話し合いの他にも、一人ひとりの困りごとを持ち寄って「当事者研究」を行っています。自分自身の生きづらさや困りごとを仲間と語り合うことは、自分や他者との付き合い方の大きなヒントになります。「以前の職場では障害を隠すように言われた、ここではみんなが自分の障害を知って理解しようとしてくれている」と笑顔で語る仲間もいます。こうした会議や当事者研究といった対話の場が、ありのままの自分でいられる安心感につながり、働く人と地域の皆様の居場所となっています。

※ 札幌市障がい者協働事業

障がいのある方もない方も対等な立場で、ともに働ける新しい職場のかたちを進め、障がいのある方の就労促進、社会的、経済的な自立を図ることを目的とした事業。

※ 当事者研究

統合失調症などをもちながら地域で暮らす当事者の生きづらさに対して、当事者自身が「自らの研究者」となり、「自分を助け励ます方法」をみんなで話し合いながら具体的に検討し、見いだすことを目的とした活動。



障害の有無に関係なく、誰もが自分らしく元気に働ける居場所づくり

ビルメンテナンス／倉庫内業務／環境緑化／食堂・売店／高齢者介護／障害者支援／
生活困窮者支援／職業訓練／社会連帯（フードバンク、子ども食堂など）

労働者協同組合ワーカーズコープちば

組合員数：213人 出資一口の金額：1万円（2023年1月16日現在）

ワーカーズコープちばは、1987年に千葉県船橋市で、中高年齢者の働く場として前身となる団体を創設し、その後、物流・清掃から高齢者福祉分野へと事業を広げ、近年は生活困窮者支援の取り組みを強化し、地域で必要とされる仕事おこしの活動を進めています。

中心は、人が集まってできる仕事

7人でスタートし、任意団体として、生協の物流センターの仕事や病院清掃などに取り組んでいましたが、2002年に介護保険事業を始めた際に法人格が必要であったため、企業組合の法人格を取得しました。将来的に労働者協同組合に関する法人制度ができた際に労働者協同組合に移行することを見据え、任意団体と企業組合を併存させながら一体的に運営してきました。そして、2022年12月に20年の念願が叶い、企業組合から労働者協同組合に組織変更しました。



話し合いを大切にす

ワーカーズコープちばは、働く人自身が、お金を出し合い（出資）、自分たちで自らの経営に責任を持つ（意見反映）働き方をしています。組合員数が213名と大きな団体ですが、一人ひとりの意見を尊重しながら合意形成を行い、話し合いを大切にしています。

地域課題の解決を大切に

近年、ワーカーズコープちばでは、生活困窮者支援の取組を強化しています。

2012年からは、「フードバンクちば」を設立し、企業や家庭で余った食品の寄贈を受け、食品が必要な人・団体施設に届けるとともに、フードバンクを就労が困難な者の働く場とすることで、就労困難者の活躍の場を広げています。

また、子ども食堂を利用する母親たちからの「制服代が大変」という声に応え、使わなくなった公立中学校の制服をリサイクルして安価で販売する「ふなばし制服バンク」の活動を始めました。市役所の生活困窮者支援窓口やDV支援窓口とも連携して制服の無償提供も実施しています。

今後の方向性

労働者協同組合法の成立を通じ、単なる雇用労働者でもない、また、自営業者でもない、皆と協力して働くという、第三の働き方が日本でようやく認められました。誰かひとりが頑張るのではなく、みんなで苦労や責任を分かち合い、成果もみんなで分かち合う働き方が日本で根付いていけたらと思います。



介護／児童デイサービス／にぎわいあるまちづくり／
就労支援／地域連携プロジェクト



労働者協同組合はんしんワーカーズコープ

組合員数：25人 出資一口の金額：1万円（2023年4月13日現在）

兵庫県
尼崎市

阪神尼崎駅近くの商店街を拠点に、介護、児童デイサービス、商店街の活性化や住民のコミュニティづくりなど幅広い事業を行う、はんしんワーカーズコープ。労働者協同組合法の施行に伴い、2023年4月1日、企業組合から労働者協同組合に組織変更し、活動の幅を広げています。

生まれ育った街のため、 仲間で立ち上がる

はんしんワーカーズコープの設立は2014年。同じ職場で働く7人の仲間たちが、自分らしく働けること、働くことで地域を元気にしたいと造園・介護事業を始めました。その後、地域や住民の要望に応える形で活動が広がり、現在では地域の食堂、児童デイサービス、地域の商店街活性化イベント、地域連携プロジェクトなど多彩な事業に取り組んでいます。



楽しみながら、 街の元気をつくりたい

「生まれ育った街を元気にしたい、商店街を盛り上げたい」と始めたのが地域商店街と連携したイベントです。ハロウィンやチャレンジジョブ、アート展、押しチャリンピック（頭にピンポン玉を乗せて自転車を押して歩く大会）など、学校の先生や生徒、行政職員、NPO法人と一緒に楽しく考えました。とくに尼崎城再建を機に始めた「刀（かたな）トンク」による清掃活動は盛り上がりを見せました。掃除に参加する「護美（ごみ）奉行」は900人を超えています。

組織変更を見据えて credo を制定

はんしんワーカーズコープでは、意見を言わない人の意見をどのように尊重するか、どう働きたいのかなど意思決定のプロセスを大切にしています。労働者協同組合法施行を機に話し合いを重ね、ミッション・ビジョン・行動指針を記した credo を決めました。この credo を常に心にとどめ、「はたらく」を通じて仲間、利用者、地域などすべての人々が幸せになれるよう実践しています。

「生きがい・はたらく」場を創りだす、 高齢者生きがい就労事業

2022年4月には兵庫県尼崎市「高齢者生きがい就労事業」を受託しました。これは1982年から尼崎老人福祉工場として展開されていたものをリニューアルし「生きがい就労の提供/マッチング」や生涯学習、多世代交流など高齢者に特定しない新しい地域づくりの場として運営しています。事業転換後は利用者も増え、参加者の自主的な意見や検討、話し合いが活性化しました。これらは工場だけでなく、地域の中で支えあう仕組みとして「生きがい・はたらく」場を創りだし、住民自治を可能にする行政と民間の協働を目指しています。



にぎわいづくりや高齢者生きがい就労事業で地域を共創

more
Q

もっと知りたい、労働者協同組合法のこと

more
A

Q 設立するには
どうしたらよいですか？

A 設立については、準則主義によるものとし、
3人以上の発起人がいれば設立できます。詳
しくはP7-P8をご覧ください。

Q 労働者協同組合にはどのような
機関が置かれるのですか？

A 組合には以下の機関を置きます。
詳しくはP5をご覧ください。

必ず置かなければならないもの

- ・総会（組合員全員で構成）
- ・理事会（理事全員で構成）
- ・理事（少なくとも3名）
- ・監事（1人）※

定款に定めて置くことができるもの

- ・総代会（組合員総数が200人を超える場合）
- ・組合員監査会（理事以外に3人以上の組合員がおり、
かつ、総組合員数6人以上20人以下の組合の場合）※

これらを踏まえると、労働者協同組合の機関設
計は次の(1)～(3)の3通りです。

- (1) 総会＋理事会＋監事
- (2) 総会＋理事会＋組合員監査会
- (3) 総会＋総代会＋理事会＋監事

※組合員監査会を設ける場合には、監事の設置義務
が発生しません（法第32条、第39条、第54条、第71条）。

Q 設立する法人の名称を決めるにあた
って、注意することはありますか？

A 名称中に「労働者協同組合」という文字を用い
ることが義務付けられています。また、他の法人
（「株式会社」「生活協同組合」など）と間違われる
おそれのある文字を用いてはいけません。組合で
ない者が「労働者協同組合」という名称を使う
こともできないので注意が必要です（法第4条）。

Q 定款には、どのような内容を
記載したらよいのでしょうか？

A 定款とは組合の最高規範であり、
以下の事項を記載します。

(1) すべての組合が、必ず記載しなければ ならない事項

- ① 事業
- ② 名称
- ③ 事業を行う都道府県の区域
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 組合員たる資格に関する規定
- ⑥ 組合員の加入及び脱退に関する規定
- ⑦ 出資一口の金額及びその払込みの方法
- ⑧ 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- ⑨ 準備金の額及びその積立ての方法
- ⑩ 就労創出等積立金に関する規定
- ⑪ 教育繰越金に関する規定
- ⑫ 組合員の意見を反映させる方策に関する規定
- ⑬ 役員の数及びその選挙又は選任に関する規定
- ⑭ 事業年度
- ⑮ 公告方法

(2) 以下に当てはまる組合が、必ず記載しな ければならない事項

- ① 組合の存続期間又は解散の事由を定め
たときはその期間又はその事由
- ② 現物出資をする者を定めるときはその者の
氏名、出資の目的たる財産及びその価格
並びにこれに対して与える出資口数
- ③ 組合の成立後に譲り受けることを約した財産
がある場合にはその財産、その価格及び
譲渡人の氏名

上記の(1)(2)は必要的記載事項にあたり、一つ
でも欠くと定款は無効になります。

また、組合は定款で、上記(1)(2)以外に任意の事
項を定めることができます（法第29条）。



Q 3人の発起人での組合設立を考えていますが、気をつけることはありますか？

A 組合には理事(3人以上・組合員の中から選ぶ)と監事(1人以上)を置く必要があります。また、労働契約を締結する組合員が、総組合員の議決権の過半数を有する必要があります。

そのため、発起人のほか組合員になろうとする者がなく、組合員数が3名となった場合には、
・代表理事1名、労働契約を締結する理事の数を2名とすること
・組合員以外の者から外部監事を選挙又は選任すること
が必要です(法第3条、第32条、第42条)。

Q 出資金は、いくらぐらい必要ですか？最低出資額はありますか？

A 出資金は、株式会社の資本金に相当するもので、組合員それぞれが一口以上出資します。最初に必要額は事業内容や組合員数によって異なります。また、最低出資額は定められていません(法第9条)。

Q 労働者協同組合の設立時には、定款認証手数料や登録免許税といった費用はかかるのでしょうか？

A いずれもかかりません。組合の設立時には定款を作成する必要がありますが、株式会社の設立と異なり、公証人による定款認証を受ける必要はありません。また、株式会社や一般社団法人の設立登記と異なり、組合の設立登記に関して登録免許税は課税されません。
また、組合を運営するなかで、設立時の登記事項に変更が生じた場合には変更の登記が必要ですが、変更のときにも登録免許税は課税されません。

Q 組合員の出資方法は一括支払いのみですか？

A 定款で定めるところにより、分割払込制とすることも可能です。定款に出資の払込みの方法を定める必要があり、たとえば、以下のように定款で定めることが想定されます。
・全額払込制のみとする
・分割払込制のみとする
・(組合員の希望に応じて)全額払込制と分割払込制のいずれでもよい(法第25条、第29条)。

Q 出資制限が設けられていますが、なぜですか？

A 一組合員の出資口数は、総口数の100分の25を超えてはならないこととされています。出資金額にかかわらず1人1個の議決権及び選挙権があるものの、一人の組合員にあまりに出資が偏れば、この原則が形骸化してしまうおそれがあること、その組合員が脱退してしまうことによって経営基盤が傾いてしまうおそれがあることが主な理由です。なお、この規定は組合員数が3人以下の組合については適用されません(法第9条)。

Q 設立の登記後に行うことはありますか？

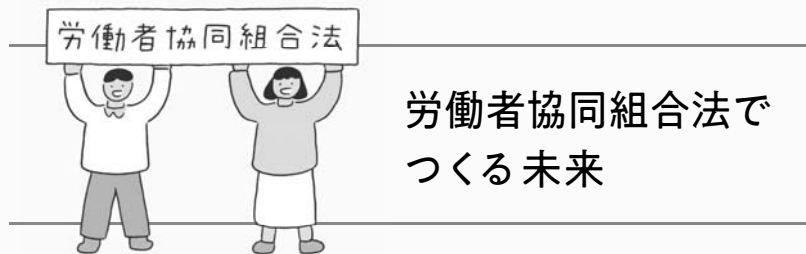
A 設立の登記後2週間以内に
①登記事項証明書
②定款
③役員の名、住所が分かるものを法定の様式に添付して、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届出する必要があります(法第27条)。

Q 労働者協同組合と他の法人格との違いについて教えてください。

A 各法人格の概要イメージは以下のとおりです。

	労働者協同組合	企業組合	株式会社	合同会社(LLC)	NPO法人	一般社団法人	農事組合法人
目的・事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業(労働者派遣事業以外の事業であれば可)	組合員の働く場の確保、経営の合理化	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	特定非営利活動(20分野)	目的や事業に制約はない(公益・共益・収益事業も可)	(1)農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業 (2)農業の経営 (3)(1)及び(2)に附帯する事業
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義	準則主義	準則主義
議決権	1人1個	1人1個	出資比率による	1人1個	原則1人1個	原則1人1個	1人1個
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	株主による出資	社員による出資	会費、寄付	会費、寄付	組合員による出資
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年2割までの出資配当	出資配当	定款の定めに応じた利益の配当	できない	できない	・利用分量配当((1)の事業を行う場合に限る) ・従事分量配当 ・年7分までの出資配当

出典：内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」、全国中小企業団体中央会ホームページ、農林水産省ホームページを基に、厚生労働省雇用環境・均等局労働者生活課にて作成



2022年10月1日、労働者協同組合法という新しい法律が施行されました。労働者協同組合は、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事することを基本原理とする組織であり、地域のみならず意見を出し合っ、助け合いながら地域の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

設立された労働者協同組合では、荒廃山林を整備したキャンプ場の経営、葬祭業、成年後見支援、家事代行、給食づくり、高齢者介護など様々な事業が行われており、多種多様な事業分野で、新しい働き方を実現しています。

特設サイト「知りたい!労働者協同組合法」

知りたい!労働者協同組合法



厚生労働省WEBサイト 都道府県窓口一覧

厚生労働省 労働者協同組合



2023年7月25日（火）
茨城県労働者福祉協議会 拡大役職員研修会



「世界の労働者協同組合、 日本のワーカーズコープと労福協 及び他の協同組合との連携について」

日本労働者協同組合連合会 事務局次長・理事
（日本協同組合連携機構（JCA） 研究員）
中野 理

国際協同組合同盟（ICA）



✓ 目的：

1. 世界の協同組合の交流の場となる。
2. 世界の協同組合発展のための行動を組織する。
※協同組合原則（アイデンティティ）の制定・普及も重要な役割
1. 国連などの国際機関と協働する。

- ✓ 1895年設立。本部はブリュッセル。現在112か国から318団体が加盟。世界の約300万の協同組合、10億人以上の協同組合員を代表。トップ300の協同組合の事業高の総計は約250兆円。
- ✓ 世界で約2億8千万の雇用を創出（農協等の生産者組合員：約2億5,200万人、職員等：約1,605万人、労働者協同組合員：約1,115万人）。G20の総雇用・労働の約12%、世界全体では約10%を占める。
- ✓ 日本はJA、漁協、森林組合、生協、労働者協同組合、労金、共済などの全国組織とJCAの17団体が加盟。
- ✓ 地域：アジア太平洋（ICA-AP）、ヨーロッパ、南北アメリカ、アフリカ
- ✓ 分野別組織：消費生活、農業、漁業、産業労働、金融、共済、住宅、医療・福祉
- ✓ 協同組合振興促進委員会（COPAC）：国連経済社会局（UNDESA）、食糧農業機関（FAO）、国際労働機関（ILO）、世界農業者機構（WFO）



日本協同組合連携機構（JCA）

- ✓ 2018年4月1日設立
- ✓ 日本生協連はじめ、日本の協同組合の分野別連合会19団体が第1号会員として加盟。
- ✓ 地域・都道府県・全国における異分野の協同組合間の連携を進め、「持続可能な地域のよりよい暮らし・仕事づくり」を目指す。

✓ 主なミッション

➤ 協同組合間連携等（推進・支援）

地域・都道府県・全国における連携の支援、行政・NPO等との連携、国際機関との連携、国際社会への情報発信、新たな協同組合設立の支援等。

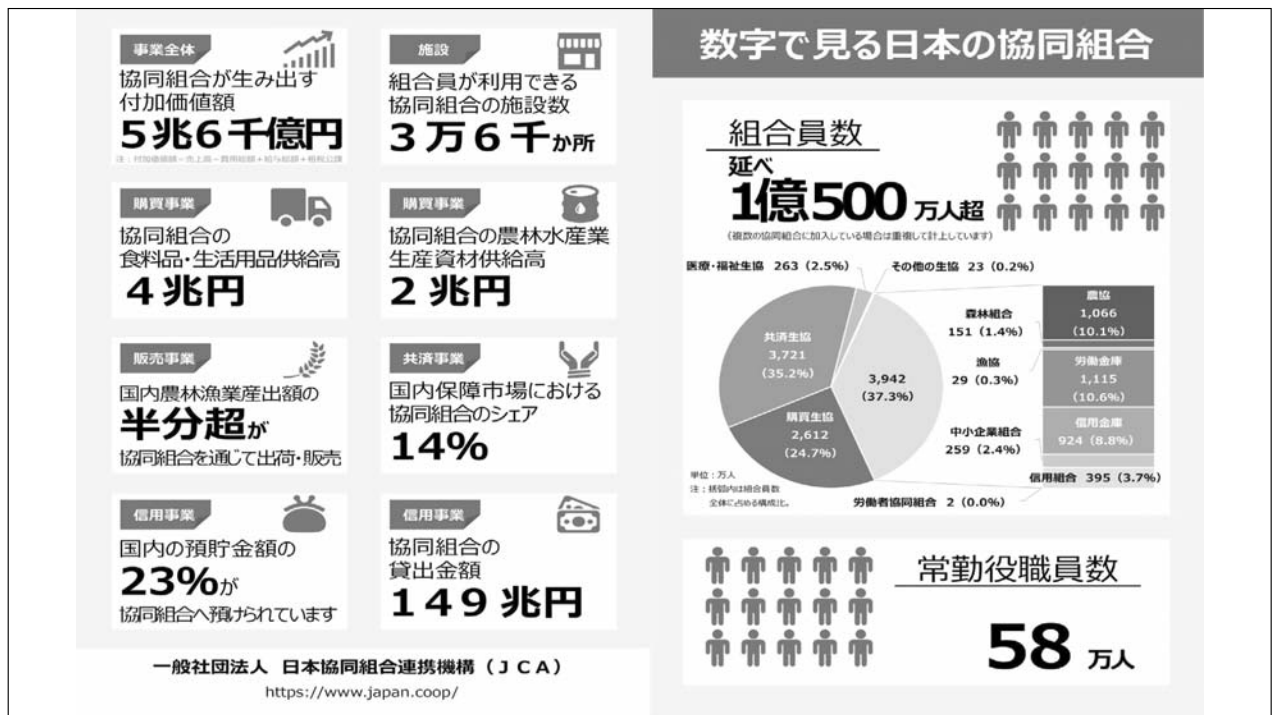
➤ 政策提言・広報（発信）

組合員のくらし・仕事と地域を守る政策提言・渉外、協同組合への理解や参加を促進する情報発信・広報等。

➤ 教育・研究（把握・共有・普及）

協同組合の組合員・役職員等への教育・研修、協同組合に関連する調査・研究・データベースづくり等。





CICOPA

（産業労働者・熟練工業者・サービス生産者協同組合国際機構）

- 設立年：1947年
- 本部：ベルギー・ブリュッセル
- 加盟国／団体：35／51
- 組合員数：約400万人（世界全体では約1,115万人）
- 地域組織：欧州、南北アメリカ、アジア太平洋（AP）

CICOPA-AP：2021年設立。日本、中国（2団体）、韓国、インド（2団体）、インドネシア、フィリピン、イラン、オーストラリアが加盟。代表は中野理（日本労働者協同組合連合会）。

スペイン

- 1978年公布の現行憲法第129条第2項で協同組合の法的基盤を整備。これに基づき1999年に協同組合法を新たに制定。
- 届出制（準則主義）で簡便に設立可能。協同組合の数は2万以上、組合員総数は730万人以上（総人口の15%以上）、労働者総数は30万人以上、総生産額は約635億€（約9兆円）に達する。労働者協同組合は協同組合総数（2万）の約8割、労働者総数の25万人以上を占め、その半数が女性。上記1999年の法律により雇用労働者と労働者協同組合の組合員の間で労働法規の適用における区別が解消された。
- バスク州を拠点とする「モンドラゴン協同組合グループ」（1956年設立。工業生産分野を中心に95の労働者協同組合が所属し、総事業高約115億€（約1兆6,300億円）、総労働者数約8万人に達する世界最大の労働者協同組合グループ）が有名だが、小規模の労働者協同組合も多数活動。
- 例えばバルセロナ市の労働者協同組合「Top Manta」。露天商等で生計を立てていたセネガルからの非正規移民5名が、より安定した仕事を求めて、まずは個人事業主による労働組合を設立。既存の労働組合の移民組合員による支援により正式な労働組合として登録され、この労働組合を基盤に2017年に設立された。Tシャツのデザイン・製造から始め、現在では様々な洋服や靴もオリジナルで製造・販売。クールなデザインに移民としてのメッセージも込め、各所から注目されている。



イタリア

- 「共和国は、相互扶助の特徴を有し、かつ、私的投機の目的を持たない協同組合の社会的機能を承認する。法律で、最も適格な方法により、その増加を促進し、かつ、助成し、および適切な監督により、その性格および目的を保障する」（イタリア共和国憲法第45条）。労働者協同組合を含む協同組合はバゼービ法（1947年）等により規定。
- 協同組合の総数は約6万。総事業高は約1,300億€（約18兆5千億円）で、イタリアGDPの約8%に相当。約1,200万人の組合員がおり、約115万人の労働者が働く（労働者総数の約5%）。そのうち労働者協同組合と社会的協同組合の総数は約4万4千、付加価値総額は約210億€（約3兆円）、約87万人の労働者が就労（社会的協同組合は障がい者に雇用・サービスを提供する協同組合で、1991年に法律が制定された）。
- 労働組合との連携も進んでおり、労働者協同組合の組合員は労働関係諸法の対象となる「労働者」としての法的位置付けを与えられている。エミリア・ロマーニャ州では労働者協同組合の組合員の約90%が労働組合に組織化。
- 1985年に制定された「マルコーラ法」により、倒産や後継者不足の危機に瀕した中小企業の事業を労働者が買い取り（事業承継／「継業」）、労働者協同組合へ転換して運営する「ワークスバイアウト」を促進。労働者が事業を買い取る際の資金等を公的に援助する。
- 2007年以降にワークスバイアウトによって設立された労働者協同組合の3年後の生存率は87%に達した（一般企業の3年生存率は48%）。失業保険や生活保護等に比して約7倍の「投資」効果があるとも言われる。

イギリス

- 1844年、ロッジデールで28人の織物職工等が「正直な価格」で「混ぜ物をしない食品」を提供するために生活協同組合「ロッジデール公正先駆者組合」を設立。近代協同組合の元祖として広く知られているが、労働者協同組合の活動も早くから盛ん。
- 1852年に「産業節約法」を制定。世界初の近代的協同組合法。労働者協同組合の設立も可能。たび重なる法改正を経て、2014年に関連諸法をまとめた「協同組合及び地域利益団体法」を制定。事業に就労を以て従事する組合員は、労働法上の「労働者」として規定。労働者協同組合と生協を中心とするナショナル・センター「Co-operatives UK」が存在している。
- ウェールズでは労働組合会議（TUC）が1982年に「ウェールズ協同組合センター」を設立し、労働組合の組合員支援の一環として労働者協同組合の設立を支援。2016年、Co-operatives UKとTUCは報告書「一人ではない：自営業者のための労働組合と協同組合の解決策」を作成し、自営業者、フリーランサー、若者、女性、移民労働者、障害者、「プレカリアート」（様々な非正規労働者及び失業者）等の周辺化された労働者を包摂し、その権利を保護するために労働組合と労働者協同組合の「連帯経済パートナーシップ」を提唱。

ドイツ

- 1867年に「プロイセン協同組合法」（「産業経済協同組合法」）を制定。1889年にはドイツ・ライヒ協同組合法を制定。2006年に大規模な法改正を行った。
- 2006年の改正前までは、「生産協同組合」と「生産者協同組合」の区別があり、前者が労働者協同組合。改正後は、「協同組合の本質」に合致すると商事裁判所が判断すれば、あらゆるタイプの協同組合の設立が可能となる。労働者協同組合の組合員は組合と労働契約を締結し、労働法上の「労働者」。

フランス

- 1867年に「株式会社及び株式合資会社法」（商法典）を制定。1978年に「生産労働者協同組合の法的地位に関する法律」制定。2014年、「社会的経済及び連帯経済に関する法律」制定。1978年の法律を改正し、ブルーカラーを意味する「労働者」の呼称ではなく「組合員給与所得者」という呼称を使用。
- 労働者協同組合を含めて約2万を超える協同組合が、100万を超える雇用を生み出している（総雇用の4%）。
- CGScopは労働者協同組合や「参加型企業」等の連合会。フランス全土から約3,800団体が加盟し、そのうち労働者協同組は約2,600、社会的協同組合が約1,200。組合員は約8,1000人、事業高の総計は約9,000億円。

アメリカ合衆国

- 協同組合は州法により規定され、全ての州で労働者協同組合に関する法律が整備。全米労働者協同組合連合会（USFWC）は約200の加盟団体、約6,000人の組合員を擁する。家事援助や介護等を中心に、中南米等からの移民の中高年女性を組織化した労働者協同組合が多い。
- 2008年、シカゴで窓・ドア等の製造企業「Republic Windows and Doors」が破産に陥り、工場の閉鎖と全労働者の解雇を通告。これに対して全米電機ラジオ機械工組合（United Electrical, Radio and Machine Workers of America/UE）の組合員が工場を占拠。さらに組合員達はUEの支援を受けて工場を買い取り、2012年に労働者協同組合「New Era Windows」を設立。労働組合の支援によるワーカーズバイアウトの典型的事例。

- ニューヨーク州では、労働者協同組合「Cooperative Home Care Associates」(CHCA) が約2,000人の在宅ケアワーカーを組織化。CHCAの組合員の多くは低所得の中高年女性だが、サービス従業員国際労働組合 (Service Employees International Union/SEIU) 1199支部への加盟を通じて様々な保障や教育・研修等を提供されている。
- カリフォルニア州では、同じくSEIUの医療労働者組合 (UHW-West) の支援により労働者協同組合「Nurses Can」が設立。この有資格の看護師を組合員とする労働者協同組合はオンライン・プラットフォームを活用し、利用者がアプリを通じて看護師に直接連絡を取ることができる。
- コロラド州、1,000名以上のタクシー運転手が全米通信労働組合 (Communications Workers of America/CWA) 7777支部の支援のもと、「Union Taxi Co-op」と「Green Taxi Co-op」という2つの労働者協同組合を設立。後者は独自の配車用アプリを開発してUberのライドシェアシステムに対抗。
- 2018年、「ワーカーズバイアウト」を支援する連邦法「メイン・ストリート従業員所有法」(Main Street Employee Ownership Act) が成立。中小企業庁の主管のもとで、倒産等に直面する中小企業を労働者協同組合に転換するための①資金援助(信用保証)、②教育・研修等のサポート、③調査報告の実施を規定。
- 同法成立の背景には、イタリアの「マルコーラ法」と同様に、中小企業が地域コミュニティの雇用や経済を守るために重要な役割を果たしていること、その中小企業を維持していくためには労働者協同組合方式が最適であること、そして実際に中小企業から転換した労働者協同組合は生産性・事業の継続性・解雇者数等々においてより良いパフォーマンスを発揮している、という認識がある。



- 2022年9月28日、CICOPA主催、CICOPA-AP協力によりオンライン国際フォーラム「労働者協同組合と労働組合：アジア太平洋地域における関係の考察」が開催。
- 世界各地から労働組合・協同組合関係者約100名が参加し、インド、オーストラリア、フィリピン、日本から報告。

- とりわけ国際労働組合総連合 (ITUC) のSharan Burrow事務総長(当時)が登壇し、新自由主義や「プラットフォーム資本主義」に対抗するため、労働組合と労働者協同組合が連携を強化すべきことを協調。
- CICOPAのイベントにITUC事務総長が登壇するのは史上初の快挙であり、今後も労働者協同組合運動と労働組合運動の国際的な連携の一層の強化が期待される。



WORKER COOPERATIVES AND TRADE UNIONS: EXPLORING RELATIONS IN THE ASIA-PACIFIC REGION

MEET THE SPEAKERS

WEBINAR 28 SEPTEMBER 2022

日本の労働者協同組合法の国際的評価

▶ 国際労働機関（ILO）

労協法の制定は「22年間に及ぶ法制化運動の末の記念碑的な偉業」として「世界中で祝福されている」。

▶ 国際協同組合同盟（ICA）

「日本における協同組合モデルを守り、維持し、発展させることに貢献するものとして歴史的なもの」。

▶ CICOPA

「まさに画期的な法律」であり、「労働者協同組合の法的承認を求める全ての国にインスピレーションを与える」。「協同組合運動における労働の認識が現実のものとなり、ワーカーズコープの可能性に全く新しい地平が開かれることになる」。



Seventy-sixth session
 Item 37 (b) of the provisional agenda*
 Social development: social development, including questions relating to the world social situation and to youth, ageing, persons with disabilities and the family

Cooperatives in social development
 Report of the Secretary-General

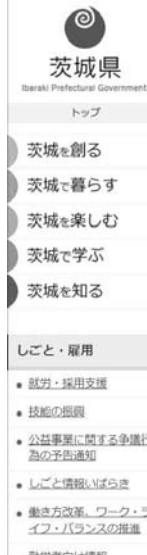
23. There has been some progress in improving the legislative environment in order to make it more conducive to cooperative growth. Japan adopted the Workers Cooperatives Act in 2020, which explicitly includes the concept of sustainable development in the legal text and widens the scope of cooperatives to new and emerging areas, including cooperatives organized for the reintegration of vulnerable sections of society, including persons with disabilities. This development in Japan was influenced by the concept of social cooperatives and corresponding legislation in Italy. Presently, the International Cooperative Alliance is proposing revisions to

アントニオ・グテーレス国連事務総長による報告書「社会発展における協同組合」が第76回国連総会に提出（2021年9月）

23. 協同組合の成長をより促進するための法環境の改善には一定の進展が見られます。日本は2020年に「労働者協同組合法」を採択しました。この法律は、持続可能な開発（sustainable development）の概念を法文に明示的に取り入れ、障がい者を含む社会的弱者の再統合のために組織された協同組合など、新たな分野に協同組合の範囲を拡大しています。日本でのこのような動きは、イタリアの社会的協同組合の概念やそれに関連する法律の影響を受けています。

国内の自治体における取り組み

- ✓ 都道府県・市区町村議会にて当該自治体における労協法の推進に関する質問及び答弁多数。滋賀県を除く全ての都道府県で雇用労政関連部署が担当。
- ✓ 山形、埼玉、東京、愛知、鳥取、島根、徳島、大阪、兵庫、福岡等は予算を計上し周知広報・相談窓口事業を実施。
- ✓ 基礎自治体ではつくば市、広島市、京丹後市が予算措置。






広島市が進める協同労働促進事業とは？

協同労働の仕組みを活用して地域課題の解決に取り組み意欲のあるみなさんを中心としたプロジェクトの立ち上げを以下の2方向から支援します。

支援1 支援コーディネーターが支援します。

支援2 事業の立ち上げの目的が立った団体に対して、立ち上げに要する経費の一部を補助します。

補助内容 補助率1/2(上限100万円) 年2回申請受付

補助金交付条件

- 広島市を拠点に活動し、構成員が3名以上であること。
- 地域課題の解決に取り組み、地域の活性化につながる事業であること。
- 事業の継続に必要な収益が見込まれること。

協同労働とは？

みんなが自らできる範囲で出資し、みんなが対等な立場でアイデアを出し合って人と地域に役立つ仕事に取り組み協同労働です。仲間と共に地域課題の解決を目指し、一人一人が主人公となって取り組みます。

出資、労働、経営の循環を示す図解。

本事業の問合せ先 広島市「協同労働」プラットフォーム らぼーろひろしま

tel 082.554.4400 fax 082.554.4401
e-mail platform-hiroshima@roukyou.gr.jp

〒730-0802 広島市中区本町2丁目6-11 第7ラネオビル(西館4F)

【本館の相談窓口を閉鎖しています】

〒730-0005 広島市中区番町53-9(広島市サブバレー人特センター内)

委託運営団体：NPO法人ワーカーズコープ

実施主体：広島市

(事務局)広島市経済観光局 雇用推進課

営業時間：平日 10:00～18:00

休 業 日：土曜日・祭日等 年末年始

事業費助成金申請書ダウンロードはこちら

http://kyodo-rodo.jp/

協同労働 アグリアシストとも（広島）

- 会員数14名、協力者5名。2018年9月発足。会員の半数はJA広島市の理事・総代。
- 地域は田園地帯。農家の多くは後継者問題や様々な困りごとを抱える。これを解決するため、JA広島市と連携し、①地域の農業の困りごと支援、②農業振興・農業経営者の確保（消費者との交流等）、③地域環境の保全（災害に強いまちづくり等）の事業を行なう。
- 設立の契機はJA総代会。農家の困りごとにJAはもっと応えてほしいとの意見が出た。意見を出した中心メンバーが自ら解決しようと設立。その際、広島市の「協同労働プラットフォーム」事業を活用（市作成のマニュアルあり）。設立時には市より助成。2年目で3年間の事業計画を達成。
- 相談・依頼される作業は、農地の草刈り、荒起こし、田植え補助、雑木整理、初摺り、農機具の整備のほか、植木選定、ハチの巣撤去、墓掃除など生活関係も多い。困りごとは基本的にすべて受け止める。最低賃金+αで作業を受ける。融資で農機具も購入、会員の農機具を使用する場合はリース料を支払う。
- 作業に行くと大半は知り合いで話ができて、「楽しい」「（協同労働は）よい仕組み」とのこと。地域まるごとをモットー。自治体、JA、町内会、公民館、民生委員、病院、ケアマネ、地域包括支援センター、まちづくり協議会、他の協同労働の団体と幅広く連携。

地域住民の皆さんに寄り添うことで、『やっぱり「アグリアシストとも」じゃああつ1』と叫ばれる。まちづくりの活性化にも寄与する「地域のオンリーワン」の活動を目標します。



ワーカーズコープの協同組合間連携

➤ 都道府県の協同組合連絡協議会

JCAは都道府県における協同組合連絡協議会の活動促進を通じて異なる協同組合間の連携を推進。現在、秋田、山梨、石川、山口、徳島の5県を除く42都道府県に存在。そのうちワーカーズコープは17県ですでに加入（北海道、青森、福島、茨城、東京、神奈川、長野、新潟、福井、愛知、大阪、鳥取、島根、広島、香川、高知、福岡）。JCAも「ラウンドテーブル」の開催を通じてワーカーズコープの加入を促しており、他県でも前向きな検討が進められている。

➤ 生協・JAとの事業提携

食品加工（ふくれん宮田食品加工センターから委託）、物流（みやぎ生協・コープ東北、コープみらい、生活クラブ生協、パルシステム、コープみやざき、コープかごしま等から委託）、清掃・ビルメンテナンス（山形・鶴岡、長野、立川、板橋・小豆沢、川崎、大阪、兵庫、富山、島根、鳥取、広島、岡山、山口、福岡、宮崎、鹿児島、沖縄等の医療生協から委託）等。

- 「JA は、働く人が自ら出資し、運営に携わる「協同労働」という新しい働き方を実現する「労働者協同組合法」が成立したことを受けて、組合員の協同労働で運営される多様な自主組織について、労働者協同組合と連携し、そのノウハウを活用した地域課題の解決や組織活動の活性化に向けて検討・取り組みをはかります」（2021年10月29日第29回JA全国大会議案より）。集落営農、農閑期の事業や生活支援等を想定する場合、農事組合法人等に比して事業や組合員に制限のない労働者協同組合に期待。
- 山形県酒田市ではワーカーズコープとJA庄内みどりが連携。ワーカーズコープが運営する障がい者就労支援事業の利用者がJAの選果場で働いている。障がい者の就労準備・訓練の機会を必要とするワーカーズコープと担い手不足に悩むJAがウィンウィンの関係となっている（鳥取でもJAとの農福連携が展開）。



- 福島県ではJAふくしま未来の遊休施設（閉鎖中の瀬上地区活性化センター）をワーカーズコープの学童保育が格安で借りることに。家賃や近隣からの苦情等を理由に学童保育の場所探しに苦勞していたワーカーズコープと地域貢献活動に協力したいJAがここでもウィンウィンの関係に。
- 鹿児島県ではワーカーズコープと森林組合が連携。同県では今後の苗木需要が見込まれるが、高齢化等により苗木栽培業者が減少。そこで県森連の支援のもとでワーカーズコープが苗木栽培（杉等）を開始。障がい者・高齢者・社会的困難を抱える若者等の就労促進を目指している。
- 厚労省「生活困窮者の農福連携（労働者協同組合主導モデル）事業」では全国9カ所のモデル事業のうち北海道、小田原、兵庫、鳥取のワーカーズコープが選定され、農福連携でも労働者協同組合に期待。

● いいさよ～山梨

JAフルーツ山梨、パルシステム、ワーカーズコープの連携による「おたがいさま」「助け合い」活動の発展形。生活支援と農業支援があり、支援する人と支援される人をマッチング。農業支援の利用料金は1時間1350円で、そのうち400円が事務局運営費、950円が支援者の収入となる。将来は労働者協同組合法人化も見ずえる。

山梨の協同組合連携団体 地域支援で成果



7月29日は協同組合連携センター「JAフルーツ山梨」など5団体の協同で、おたがいさま活動「助け合い」活動が実施された。協同組合連携センターは、地域課題の解決や組織活動の活性化に向けて検討・取り組みをはかっています。

有償ボラ活動 2年で4000時間

JAフルーツ山梨は、協同組合連携センター「JAフルーツ山梨」など5団体の協同で、おたがいさま活動「助け合い」活動が実施された。協同組合連携センターは、地域課題の解決や組織活動の活性化に向けて検討・取り組みをはかっています。



- 2023年3月23日、コープみらいとセンター事業団は「誰ひとり取り残さない持続可能な地域社会づくりをともに進めるために」協定を調印。協定内容は①協同労働についての学びと地域づくり、仕事おこしに活かすための学習会や交流。②双方の組合員同士の出会いや交流の場を広げ、学習会や地域活動、事業所や居場所への見学や参加を進め、互いの力を活かし合い、学び合い、できることから取り組む。③双方の活動の紹介や案内等について、可能な範囲で協力し合う。④これらの活動の推進のために定期的な協議の場を設ける。

- 日本生活協同組合連合会は第73回通常総会（2023年6月16日）の議案にて計4カ所で労働者協同組合に言及。「2022年10月に施行された労働者協同組合法を学び、活しながら、地域課題の解決に向けて労働者協同組合と連携した取り組みを進めます」（26頁）「労働者協同組合法についての学習や、具体的な連携を進めます」（32頁）等とした。

- 中央労福協は、労働者協同組合の制定に至るまでも、毎年の政策・制度要求にて法律の迅速な制定を要請。直近の政策・制度要求（2023年6月）でも下記の通り労働者協同組合に言及。

「労働者協同組合法」が2022年10月1日に施行され、その積極的活用が期待されている「地方創生」や「地域共生社会」等の地域づくりの国の政策に、労働者協同組合や社会的企業の果たす役割を積極的に位置づけ、コロナ禍で失業や困難にある人々、社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手として、その育成・支援（周知・設立支援、移行支援、税制措置など）を充実させる。また、法の目的に掲げられている「持続可能で活力ある地域社会の実現」に向けて、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための政策を推進し、予算措置を講じる。さらに、地方自治体においては庁内を横断する機能を有する協議体などを設置し、多様な就労の機会創出と多様な需要に応じた事業の実施を推進するよう、国から助言や財政的な支援を行う。」（II. 重点要求項目、1. SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援、（2）、1頁）。

- 他にも「III. 各論」「1. SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援、（2）政府による協同組合支援の強化」（3頁）、「3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化、（3）生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備、⑬「生活困窮者自立支援制度」等社会的困難にある人々に対する自立・就労支援における社会的事業者の活用と雇用・就労創出策の充実、a)及びb)」（11頁）にて労働者協同組合に言及。

- 秋田県労福協は県に対する政策・制度要求にて次の通り労働者協同組合に言及。

「(4) 地域における就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援

秋田県は、2022年10月1日に施行された「労働者協同組合法」の主旨や法制化の背景を踏まえ、社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手としての「協同労働の協同組合」や社会的企業の果たす役割を重視し、その育成・支援を充実させるとともに、持続可能で活力あるコミュニティの実現に向け多様な就労の機会と事業化を促進するための政策を積極的・先進的に推進すること。」

- 大分等でも同様の政策・制度要求を実施。また埼玉では、政策・制度要求も含めて、労福協がワーカーズコープと全面的に連携し、県下自治体の首長懇談等も進めている。
- 労金協会は日本労協連と意見交換等を重ね、労働者協同組合をテーマとした退職者向けセミナーを計画し、独自のパンフレットも作成中。中央労金はじめ各単金にもワーカーズコープとの連携や取引の促進を奨励（ワーカーズコープとの連携協定、労金退職者のワーカーズコープへの就労等）。
- こくみん共済コープも共済サービスにとどまらず、地域づくり・まちづくりをテーマとしたワーカーズコープとの連携を模索中。



ぜひ茨城でも政策・制度要求に労働者協同組合の活用促進等を記載していただき、ワーカーズコープとの連携を深め、労働者協同組合や「協同労働」を通じてまちづくり・地域づくりに取り組んでみませんか？

ご清聴ありがとうございました



日本労働者協同組合（ワーカーズ コープ）連合会センター事業団 東関東事業本部（茨城）の実践 （まちづくり・共に生きるはたらく・協同労働の実践）

2023・7・25 労働者福祉協議会研修会
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
東関東事業本部



茨城県内の事業活動

- つくばみらい地域福祉事業所（市内の小絹児童館を2017年～指定管理者として運営、子ども食堂等）
- 古河地域福祉事業所（市内の老人福祉事業所を2010年～指定管理者として運営、子ども食堂等）
- 取手地域福祉事業所みんなのおうちゆう（2021年～活動自体は2006年から介護デイサービス、子ども食堂等）
- 水戸出張所（1996年～市内医療生協城南病院の清掃、売店業務、就労支援等）
- 常総生協物流庫内業務（2020年～）※ちば物流事業所が管轄

つくばみらい地域福祉事業所小絹児童館 「特徴的な取り組みについて」



地域との取り組み

子ども食堂開催&地域を巻き込んだイベント



コロナ禍以前よりこども食堂を始め、コロナ禍になっても、形を配食に変え、子どもの食事を見守ってきた。また、地域の自治会、老人会等を巻き込んでイベントを多数開催、特にお餅つきを地域で復活、大好評にて毎年行われている

コロナ禍の取り組み No.1

市ホームページの子育て支援室WEB出張所開室

小絹児童館からパネルシアター、体操、紙芝居、手話で話そうなどを配信（小絹児童館ユーチューブで検索可能）



春のパネルシアター



スイカメロン体操



お弁当シアター



「OO」さんとあそぼう
わたしのなまえは「OO」です



NHK NEWS WEBで動画配信が紹介

コロナ禍の取り組み No.2

① 電話による状況確認

児童館利用者約500件近く電話し、お子さんの様子や保護者の方の悩みや心配事がないかを聞く。「みらいっこ通信臨時号」と感想はがきを郵送する。



皆さんから感想のはがきが届きました

② 公園訪問

児童館の近くの公園に出かけ、未就学児の親子に声かけをし、最近の様子や悩み事が無いかを確認した。その際に、ウェットティッシュを配った。

③ こそだ手ふりふり隊

子育て支援室がタスキを掛け、のぼりを掲げ地域のゴミ拾いをしながら、地域の親子に親しみを込めて声かけや手を振る活動をした。



こそだ手ふりふり隊出発

コロナ禍の取り組みNo.3

手作りマスクづくり（市長からの要請）

市内の幼稚園や保育所のこどもへマスクを配布
大相撲立浪部屋から4反の浴衣生地が市に寄付。市長から浴衣生地でマスクが作れないか？小絹児童館では、1000枚のマスクを製作。SNSやテレビ、新聞でも報道。その後、立浪部屋の力士や独居老人にもマスクを配布。



児童館中の児童館で職員によるマスクづくりの様子

テレビで報道

手作りマスク

市内に配布されたマスク



幼稚園・保育所にマスク寄贈

立浪部屋へマスク寄贈

力士さんもマスクづくりにチャレンジ！

コロナ禍の取り組み No.4

【テイクアウトDEおうちごはん&子育て支援コラボ動画】の作成

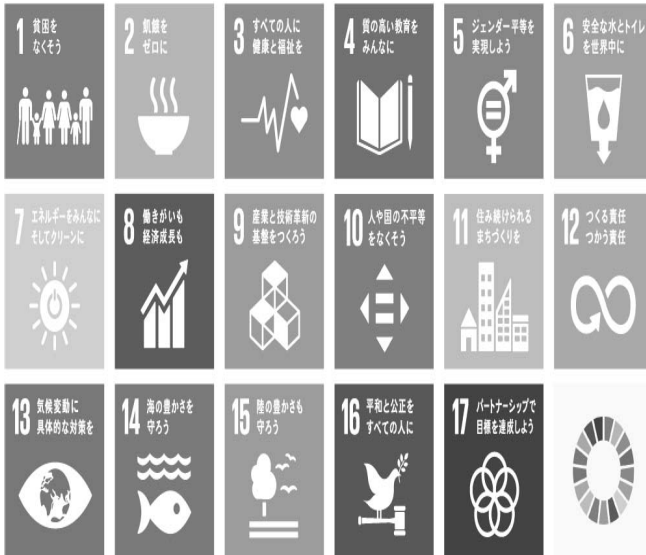
外出自粛のため、3食を自宅で摂る家族のために、市でPRしている「テイクアウトDEおうちごはん」の飲食店を子育て支援室職員が訪問し、テイクアウト商品や、幼児食を依頼し、市内事業者とコラボレーションしたPR内容を子育て支援室WEB動画で紹介した。



テイクアウトDEおうちごはん地図

職員が各店舗取材のアポイントメントを自ら考え、取材の事前打ち合わせを行ったり、取材メモや取材に関わる小道具などの製作も行ったりした。また、弁当の具体的なイメージがつかめるよう、店内の様子や店主のコメントなどを紹介する動画の撮影や編集も行い、市のホームページに掲載された。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



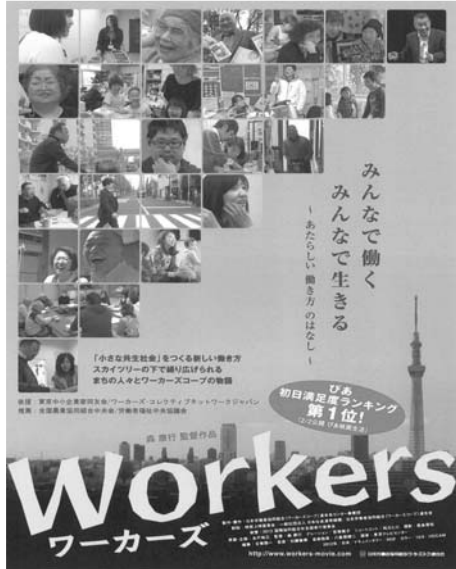
TSUKUBAMIRAI DEVELOPMENT KOKINUGOALS

小絹児童館から協同総合福祉拠点を目指して



古河地域福祉事業所 (古河市老人福祉センター 2010年4月～運営) 「高齢者が地域の担い手づくりへ」





2014年11月 映画ワーカース上映(述べ120名参加)

2017 いばらき協同集会 in 古河

「市民の“協同”の力で支え合いのまちづくりへ」
～超高齢化社会から地域に必要な居場所・
役割・仕事づくりを思いと力を出し合って～

◆ 基調講演

～進む少子高齢化社会

これからの地域作りに求められる発想の大転換！～(仮)



講師 高橋 誠一(たかはし せいいち)氏
・東北福祉大学 総合マネジメント学部 教授
宮城県生活支援コーディネーター養成研修講師。
「みやぎ高齢者元気プラン」(宮城県高齢者福祉計
画・介護保険事業支援計画)推進委員長などご活躍。

2017年 6月3日(土) 13:00～16:30(開場12:30)

会場:古河市ユースセンター総和 多目的ホール

参加費:無料

主催:「2017 いばらき協同集会in古河」実行委員会

後援:茨城県・古河市・古河市社会福祉協議会、古河市ボランティア協
会・一般社団法人日本社会連帯機構・一般社団法人協同総合研
究所・特定非営利活動法人ワーカースコープ

※本集会は一般社団法人日本社会連帯機構の助成を受けています。

2017年6月 2017協同集会in古河開催(130名参加)



協同集会終了後の地域懇談会開催



地域懇談会を経て～みんなのワーカーズ古河設立へ (会員10名)

まずは子ども食堂をやろう!!(2018年～2月)

- ・不定期の地域レストラン「来夢」を借りて実施(古河市初の子ども食堂)
- ・フードバンクいばらき、地元企業からの応援も

そこから、子ども食堂を継続し、2022年新たにこども食堂を開催し始める団体3団体と連携し、古河市こども食堂ネットワーク立ち上げに向かう。
・行政からネットワークの組織を生活困窮者プラットフォーム事業の担い手へと事業開始





2018年8月30日 茨城新聞

「子ども食堂」に奮闘

古河の団体「栄夢」

古河市大山地区で、子ども食堂「栄夢」を運営する「栄夢」のメンバーが、子ども食堂の運営について、古河市役所に要望書を提出した。市役所は、子ども食堂の運営に協力する意向を示している。

周知や活動費確保 課題

子ども食堂の運営には、周知や活動費の確保が課題となっている。メンバーは、地域住民への周知や、活動費の確保に取り組んでいる。

2018年8月30日 茨城新聞

Human Talk

楽しくて美味しく居心地がいい そんな「子供たちの居場所」になりたいと 願っています

古河市大山地区で、子ども食堂「栄夢」を運営する「栄夢」のメンバーが、子ども食堂の運営について、古河市役所に要望書を提出した。市役所は、子ども食堂の運営に協力する意向を示している。

小林 一恵さん・成田 泰勇さん

古河市大山地区で、子ども食堂「栄夢」を運営する「栄夢」のメンバーが、子ども食堂の運営について、古河市役所に要望書を提出した。市役所は、子ども食堂の運営に協力する意向を示している。

再刊ワッセ 9月号(おかげ)

2018年9月号 月間ワッセ

幅広い世代が集まる
「地域の居場所づくり」

ボランティア団体
「栄夢」

子ども食堂の運営に協力する意向を示している。

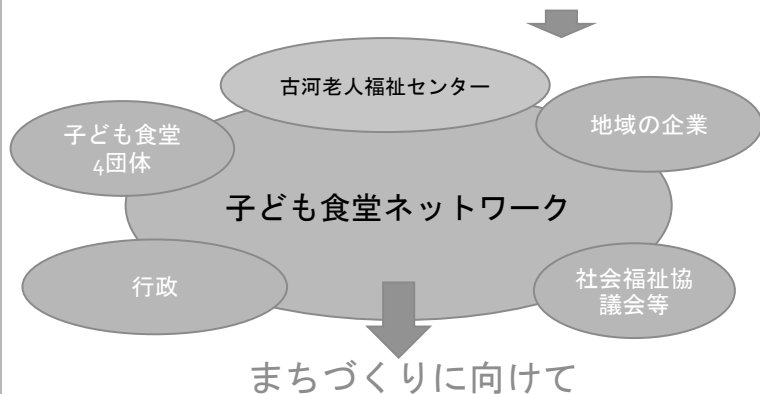
【子ども食堂】開催概要

日時 毎月第3土曜日 11時30分～
場所 大山寺(古河市大山1513-10)
定員 20名(先着)
費用 子供100円、高齢者200円、大人300円
※詳細は、お問い合わせください。
申込・問い合わせ 小松 090-2543-9914

2019年2月号 広報 古河

2023年3月古河子ども食堂ネットワーク 発足へ

- 子ども食堂4団体を組織づくりへ
- 子ども食堂からもっと地域の居場所を拡げていくこと
- 行政から2022年「生活困窮者プラットフォーム事業」から2023年「古河市子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業」を受託 地域を子ども食堂から支える



茨城県 取手市の取り組み

「地域からワーカーズコープをつくりたい」



取手市は、茨城県南部の県南地域に位置する市。東京都市圏を構成する市町村の一つである。人口10万6千人。



NHK クローズアップ現代



これまでのあゆみ①

- 2013年2月7日NHKクローズアップ現代「働くみんなが“経営者”～雇用難を変えられるか～」を視聴したリーダーの川崎友博さんが「これからの働き方、生き方はワーカーズしかない」と決意し、事業本部に相談。
- 2014年6/29 茨城県母親大会 分科会「ワーカーズって何」分科会企画(森康行 監督参加)
- 同年取手市内で映画「ワーカーズ」上映会を企画(130名参加)



これまでのあゆみ③

- 2018年に子ども食堂、自主学習支援の充実化の為、取手市市民協働事業助成金を事業本部と「ゆう」で提案。3年間135万円の助成金が決定する(2019年～2021年)。
- 2019年3月より全員が協力債を出し合い、「ワーカーズコープ取手」として再スタートする。
- 2019年に子ども食堂「ゆう」100回を迎える。





子ども食堂「ゆう」ゆうゆう便利

コロナ禍でも感染対策をしっかり行い
毎週1回子ども食堂・学習支援を開催。
(いつもおいしい料理をありがとう!!)



課題…自前の拠点、仕事おこしに向けて (中々決まらず、見つからず)

- 取手市への提案(学習支援、指定管理者等)
- 場所見つかったが…
- 毎週子ども食堂がきつくなってきた…
- みんながもっと主体的になれるのか…
- 担い手づくりをすることも…



課題…子ども食堂等でお借りしていた医療福祉生協いばらき青柳テイサービスセンターが2020年11月で閉所が決まる。



子ども食堂を継続できなくなる危機。子ども達の居場所がなくなる

「ゆう」をどうするか…

子ども食堂、テイをワークスコープができないか？⇒承諾！

いざ開設に向け(12月～3月)



- 取手市への指定申請(有資格者等探し)
- 元医療福祉生協職員との面談、新たな仲間を迎え入れ(運営体制づくり、人探し)
- 介護の経験がない(研修)、現場見学
- どんな拠点にしていくのか
- 医療生協支部との連携
- テイサービスの営業
- 「ゆう」のこれから、自主事業について
- 地元高校生との連携

開設に向けた話合いの日々…

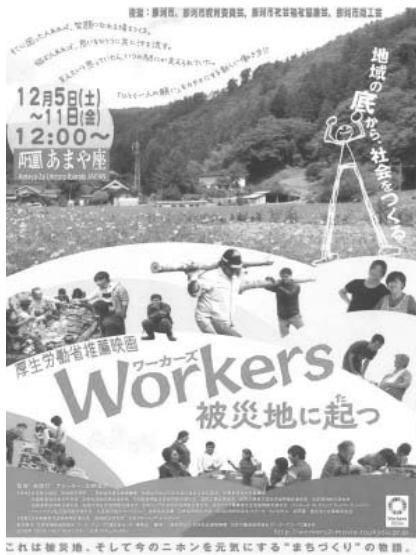
2021年4/24(土) 開所式



仲間から思いをうけ開所式



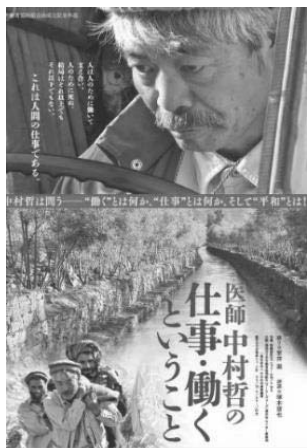
2020年12月～那珂市あまや座映画ワーカーズ被災地に起つ上映



2020年12月7日 茨城新聞



2022年5月～6月水戸市城南病院にて 映画ワーカーズ被災地に起つ 2と「医師中村哲の仕事・働くということ」上映と労協法学習会をセットにまちづくり講座開催



ワーカーズコープ 一般用
まちづくり講座

自分たちのまちづくりを考える

私たちのまちづくりをどうするか、をめぐって、中村哲さんの仕事と映画「ワーカーズ被災地に起つ」を上映し、地域づくりのヒントを探りました。水戸市城南病院にて上映いたします。中村哲さんの仕事と映画「ワーカーズ被災地に起つ」と、アパレルショップで働く中村哲さんの仕事と映画「ワーカーズ被災地に起つ」を上映いたします。中村哲さんの仕事と映画「ワーカーズ被災地に起つ」を上映いたします。中村哲さんの仕事と映画「ワーカーズ被災地に起つ」を上映いたします。

第1回 5月21日(土) 13時～

- 映画 Workers 被災地に起つ(89分)
- 映画 医師 中村哲の仕事 働くということ(47分)
- 労働者協同組合法3次学習会
- 地域での実践報告

会場：ZOOMによるオンライン上映

第2回 6月4日(土) 13時～

- 映画 医師 中村哲の仕事 働くということ(47分)
- 労働者協同組合法3次学習会
- 映画 協同労働 被災地に起つ(89分)
- 地域での実践報告

会場：レンタルスペースノア 大会議室 (水戸市城南2-4-38 NOAHビル)

参加費：無料

申込方法：左記QRコードより詳細お申込みください
 申し込みは「まちづくり」タブから申し込みをお願いします
 申し込みは「まちづくり」タブから申し込みをお願いします
 申し込みは「まちづくり」タブから申し込みをお願いします

TEL: 029-224-8080
 E-mail: info@mito.coop.jp



地域の方々へ向けて、映画上映と労協法の学習会を兼ねたまちづくり講座を開催。労協法が施行になることから、労協法を学びたい議員さん、同じ協同労働の活動を行っている茨城県ワーカーズコレクティブ協議会と出会い、交流を深めました。これから地域にまず一歩踏み出すことを組合員みんなで模索中。

ご清聴ありがとうございました。

連載

どうなる食・農・地域～農政記者から見た現状と課題

第6回「食料・農業の実態と今後の方向」

農政ジャーナリスト 伊本克宜



プロフィール

伊本克宜（いもと・かつよし） 農政ジャーナリスト。元日本農業新聞論説委員長（室長）。

現在、専門紙「農業協同組合新聞」客員編集委員、千葉県立農業大学校講師（農政時事講座）。

近著に『天地の防人（あめつちのさきもり）食農大転換と共創社会』（KKベストブック）、『農政記者四十年 ～食と農のララバイ、あるいは大震災十年とコロナ禍』（農林統計協会）。

報道記者時代、1993年のガット・ウルグアイラウンド農業交渉最終合意のジュネーブ特派員。主に農政、農協問題、酪農乳業問題を担当。

仙台市出身。1955年生まれ。1978年、茨城大学卒（農業経済学専攻）。

1999年の施行から四半世紀経過した「食料・農業・農村基本法」は、ウクライナ紛争を大きな契機に見直し作業を経て、2024年の通常国会に改正案と関連法案が提出される。まさに食農大転換の中での、法制度見直しとなる。基調はできるだけ国内で食料供給、生産資材などを賄う、いわば「国産シフト」の動きだ。連載「どうなる食・農・地域」の第6回は国内外の食料・農業の実態と今後の方向を見たい。さらに本稿後半は、基本法見直しに関連し、農水省の審議会検証部会長を担い中間とりまとめを行った東京大学の中嶋康博農学部長と、長年、政府の農政確立に関わってきた前福島大学食農学類長・生源寺眞一東大名誉教授の単独インタビューを掲載する。

リカードが去りマルサスが蘇る

日本の食と農の現状を端的に示すのは食料自給率だ。カロリーベースで38パーセントは異常国家ニッポンの姿を映す。よく鈴木宣弘東大教授が「日本人の体の6割以上は外国産でできている」と話す所以だ。

かつて米国を凌駕する経済大国でジャパン・アズ・ナンバーワンとされ金満ニッポンだった。「足りなければ買う」との食品輸入思考は、購入するカネが底をつき、ついには購入するモノまで限られてきた。振り返れば、国内農業は耕作放棄地の山とすたれた農村、過疎地の拡大だ。そこに、ウクライナ戦争を導火線とした世界的食料危機の到来だ。「足りなければ買う」ことがいかに砂上の楼閣だったことによく気づいた。夢から覚めた。目を開ければ現実が見える。そこでの食料安全保障の大合唱である。だが、食料安保論の台頭をニヒルに揶揄し、再び権力維持をもくろむ自民党農林族と農業団体の深謀遠慮などと皮肉るのは間違いだ。ことは人の命に欠かせない食料確保、もっといえばそれを支える地方経済の生命線・第1次産業の盛衰に関わる問題なのだ。

ここまでなぜ自給率が下がったのか。そしてなぜ政府は放置してきたのか。経済発展に伴い農業が縮小し自給率が下がっていくのは経済原則だ、などという理屈は通じない。日本以外の先進国はどこでも食料自給率5割ラインを保ち、むしろ少しでも引き上げようとしている。それは、過去の歴史において食料が武器となり国の生殺与奪権を握られかねないことをいやというほど経験してきたためだろう。

市場、マーケットにまかせればすべてがうまくいく。富裕層にたまった利益はやがて一般国民にも滴り落ち経済成長が循環していくトリクルダウン理論は机上の空論だった。新

自由主義と表裏一体の関係にある「国際分業論」を唱えたデビッド・リカード。世界を一つの市場と見て、適地で作れば全体的な経済合理性が得られるとした。日本では農業でもよく言及された。耕地が狭い日本で作るより大規模生産が可能な欧米、豪州で生産した農畜産物を安価に輸入した方が合理的だとの理屈だ。だが、世界は今、デカップリング、デリスキングなどの言葉が行き交う「分断」が進み、リカード「国際分業論」は消えた。

一方でかつて「人口は幾何級数的に増え食料は算術級数的にしか増えない」と食料危機を訴えたマルサス。その後、東南アジアでの「緑の革命」などを経て農業生産は順調に増え、マルサスの懸念は一度歴史から消え去った。だがロシアが引き金を引いた食料武器論の復活とともに再びその名が登場している。マルサス食料危機論は時を経て違う形で甦ったと言っている。

様変わり食市場

もともと基本法見直し論議の発端は「食料・農業・農村を取り巻く環境が基本法制定時には想定されていないレベルにまで変化している」（農水省幹部）ためだ。

変化の側面をまず「食」から見よう。国内の飲食料の市場規模は1990年の72兆円から2015年には84兆円へと増えてきた。ただ、人口減少傾向に転じ、20年の1億2586万人から30年後の50年には1億190万人へと約20パーセント減の見通しだ。20年に3割近くにまで達した高齢化率も、さらに上昇し、国内市場は今後、確実に縮小する。〈人口〉は人の口と書くが、口つまりは食べる数が減る上に、高齢化で胃袋そのものも小さくなるのは間違いない。

一方、世界の人口は1990年の53億人から2020年には78億人に膨らんだ。50年にはアフリカ大陸や南アジアなどで人口が増え98億人に達する見通しだ。人口増に伴い飲食料の世界市場も拡大する。15年には890兆円（主要国）、30年には1360兆円になるとされる。そこで日本政府は「今後は国内農業生産基盤など第1次産業を強化し農林水産物・食品の輸出促進により世界の食市場を獲得していくことが重要」としている。海外需要の取り込みによって国内農業の成長産業化や地域の活力維持につなげたい考えだ。

半面、直視しなければならない現実もある。日本経済の長期低迷、デフレ経済の中で国

民一人当たりの国内総生産（GDP、購買力平価ベース）は1998年の世界第9位から2020年には13位へと低下。27年には16位にまで下がるとの推計もある。日本の経済的な地位低下は国際市場でのいわゆる〈買い負け〉など穀物、水産物などの食料品の購買力低下にもつながりかねない。既に中国などとの〈買い負け〉も目立ってきた。1世帯当たりの平均所得金額も減少している。食料やエネルギー価格の上昇が家計を直撃する中で、消費者の低価格志向の高まりや購買力の低下、国内需要のさらなる縮小を招く恐れがある。

ただ、農水省が農産物輸出促進を強調する半面で、国内食料自給率は38パーセント（カロリーベース）と先進国最低水準に沈んでおり、輸出の前にまずは自給率向上が先決だ。輸出も検疫、手数料など経費、廃棄ロスなど多くの課題があり、産地側の収益確保が重要となる。

自給率低迷と輸入先偏在

自給率の低さを農水官僚は食生活の変化をもとに不可抗力だと抗弁してきた。果たしてそうだろうか。さらに、国家存亡にも直結しかねない食料自給率38パーセントという数字を異常と思わない方が異常だという、極めてまっとうな指摘がこれまで通らなかったことの方がよほど不思議だったと言える。

ここで自給率低迷の一方で偏在する輸入先国の実態を見よう。わが国の食料安保確立と密接な関係にあるからだ。

国内生産が可能なコメの消費が減少する中で、輸入依存度の高い畜産物や油脂類の消費が増大するなど食生活の変化を背景に、食料自給率は長期的に低下傾向で推移している。特に2000年以降、カロリーベースの食料自給率は4割前後で低迷が続く。21年は38パーセントとなった。生産額ベースは21年に63パーセントと1965年の統計開始以降で最低を更新した。

品目別の自給率推移は、大豆が1998年の17パーセントから21年には26パーセントに、小麦は9パーセントから17パーセントに上昇した。一方、果実は46パーセントから30パーセントに、野菜は80パーセントから75パーセントに下がった。

日本は供給熱量ベースで食料供給の62パーセントを海外に依存している。主な輸入先国は米国（23パーセント）、カナダ（11パーセント）、オーストラリア（9パーセント）。この3カ国から食料の43パーセントを調達している。3カ国は通商交渉で農畜産物の対

日輸入自由化を進めてきた。輸入先の偏在も食料安保の観点からは大きなリスクだ。

かつて世界第一位の農林水産物の純輸入国だった日本に代わり、近年は中国が世界最大の純輸入国として食料輸入を伸ばしている。21年の農林水産物の純輸入額は1251億ドルで世界全体の実に3割近い。第2位の日本は765億ドル、同18パーセントで、中国は日本の1・5倍超だった。

世界人口の増加や新興国の経済発展、地球温暖化や気候変動に伴う頻発する自然災害などを背景に、今後は国際的な食料争奪戦は激しさを増す。食料の安定供給に向け、国内生産基盤の強化・拡大が重要となっている。

直近金額ベース自給率58%に急落

ウクライナ紛争で世界食料危機が一段と深刻化している。先にカロリーベースの自給率を中心に分析したが、2023年8月に発表した直近の2022年度食料自給率は、日本の食料安保の危うさをさらに浮彫りにした。

生産額ベースで前年度を5ポイント下回る58パーセントとなったのだ。穀物など国際的な高止まりや円安で食料の輸入価格が上昇し、輸入額が増えたためだ。一方で国産農産物の価格は低調だったとみられ、生産コストの高騰を十分に価格に転嫁できていない。カロリーベースは前年度と同じ38パーセントで、引き続き低空飛行が続く。

食料自給率は国内の食料供給全体に占める国内生産の割合を示す。このため、畜産物や油脂類需要増で食の洋風化が進む半面、国内で100パーセント供給可能なコメ消費が年間10万トンも減り続ける中では自給率低下はやむを得ないとの見方もある。だが、食料・農業・農村基本計画で2030年度の自給率45パーセントと目標を明示している。これはいわば国の約束、〈国是〉で、先進国最低の自給率を引き上げ、せめて半分近くを目指すとの目標は決して非現実的ではない。これにはあらゆる手段を使ってコメの需要拡大を図るとともに、自給率の低い品目の国内生産を増大、さらには輸入品割合が高い加工・業務用食品の国産率を高めることが欠かせない。

ここで最新の22年度自給率内訳を見よう。国民1人1日当たりの輸入熱量は19キロカロリー増の1446キロカロリー。国産熱量は同11キロカロリー減の850キロカロ

リーにとどまった。この合計から輸出や在庫の増減分を差し引いた総供給熱量は同7キロカロリー減の2259キロカロリーだった。小数点以下まで含めたカロリーベースの食料自給率37・64パーセントとなり、前年度に比べ0・37ポイント下がった。表面上は自給率38パーセントと前年度と変わらないが実際は37パーセントへ一段と下がった。目標値45パーセントに近づくどころか逆に下がっているのは大きな問題だ。

生産額ベースでは、輸入額が前年度比1兆7446億円増の7兆9407億円と大きく増える一方で国産は同2443億円増の10兆2728億円にとどまった。この合計から輸出や在庫の増減分を差し引いた国内消費仕向け額は同1兆8881億円増の17兆7034億円。小数点以下まで含めた生産額ベースの自給率は58・03パーセントで、同5・38ポイント減った。

国の依存度ではカロリーベースの場合、米国22パーセントを筆頭に、オーストラリア、カナダ、ブラジルの4カ国で5割近くを占めた。

飼料自給率を反映しない「食料国産率」は、カロリーベースだと前年と同じ47パーセント、生産額ベースでは同4ポイント減の65パーセントで過去最低となった。

食料自給を巡っては、調査を始めた1965年度はカロリーベースで73パーセント、生産額ベースで86パーセントだったが、長期低落傾向に歯止めがかかっていない。平時も含めた食料安全保障構築の大きな課題となっている。

農業人口激減と伸び悩む新規就農

農業生産基盤強化の最重要課題が担い手を中心とした人材の確保だ。だが、農村の実態は農業従事者の急減となって農業構造の変貌を迫る。

人口減少は日本全体の問題だが、特に農村では顕著で地方の過疎化に拍車がかかる。農村人口の高齢化に伴い2000年以降、農業従事者は急減しており21年には前年比20万人減の229万人となった。10年前（2012年）に比べ170万人も少なく、2000年（686万人）の約3分の1に激減した。

こうした中で、主に農業を営む基幹的農業従事者数も22年は123万人となり、前年比で7万人少なく、2000年（240万人）から〈半減〉した。

農村の高齢化も進行している。基幹的農業従事者の平均年齢は67・9歳（21年時点）。年齢構成は70歳以上の層が全体の56・7パーセントとついに半数を超え、60～69

歳を加えると全体の8割を占める。さらに今後10～20年先を担う59歳以下の層は年代が下がるほど少ないのが実態だ。特に29歳以下は1・1パーセント、1万4000人しかいない。

21年の新規就農者数は、前年比1450人減の5万2290人となり、2年連続で減少した。うち49歳以下の新規就農者は1万8420人と6年ぶりに前年を上回ったものの2015年（2万3030人）と比べると4000人以上少ない。

20年後に農業従事者30万人の衝撃数字

農業者の数が大きく減る中で、政府が農政の柱に大きく据えたのがスマート農業の推進だ。背景の今後の農村の姿はどうなるのか。

〈30万人ショック〉。農水省は20年後には農業者は4分の1まで激減すると見通す。基幹的農業従事者は2022年で123万人だが、現行基本法が制定された1999年から半減。これが20年後にはさらに30万人にまで急減するというのだ。

基本法見直しを論議した農水省の検証部会でも、現状でも深刻な農村の労働力不足をどうするかさまざまな議論が交わされた。ある委員は企業参入を今以上に進めるべきだと言い、さらに効率的で大規模な担い手育成政策をさらに加速すべきとの主張もあった。こうした中でJAグループなどは担い手を中心としつつ、中小、家族経営も含めた多様な担い手を政策に位置付けるべきとした。人手不足が恒常化している農村の実態を踏まえたものだ。大規模経営が展開できる平場はともかく特に中山間地などは多様な経営体の政策的な後押しがなければ、集落そのものの存続にかかわる事態だ。

最終的に検証部会「中間とりまとめ」では「多様な農業人材」という表現で、持続可能な農業発展に位置付けられた。

ただ20年後の〈30万人ショック〉は受け入れなければなるまい。こうした農業人口急減の中で農村を維持し、食料の安定供給をどう図るのかは食料安保の柱の一つとなる。

食料安保強化シナリオ

基本法見直しは、大きな柱が国内外の環境変化を踏まえたわが国の食料安全保障強化の具体化である。これにはむろん、国内農業生産基盤の強化が「1丁目1番地」に位置づく。

連載6回目は、この基本を押さえながら国内外の食料・農業の実態と今後の方向を考えていく。そうすることで、日本農業の危機的状況と着手すべき喫緊の課題が浮かび上がってくるだろう。

まず農水省の描く食料安保強化シナリオを見たい。2022年度農業白書の食料安保特集のまとめが参考になる。いかに政府・自民党の農政議論がすべて「食料安保」を基軸に展開されているかが分かる。

白書は食料安保強化を7項目に整理した。

- ① 国際的な情勢の変化や食料供給の不安定化等により、わが国における食料安全保障上のリスクの高まり。一方、わが国の人口減少は、農村部で先行して進展しており、農業者も高齢化が著しく、生産基盤弱体化が進む。また、人口減少と高齢化により需要の減少が見込まれ、国内の食市場が急速に縮小。
- ② 世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まり等により、わが国の食料・農業・農村を取り巻く情勢は大きく変化しており、国内の生産基盤を維持・強化し、将来にわたって食料を安定的に供給していく上で、ターニングポイントを迎えている。
- ③ こうした中で、近年では食料や農業生産資材の安定的な輸入に課題が生じており、食料の安定供給を実現するため、麦や大豆、飼料作物、加工・業務用野菜等の海外依存の高い品目や農業生産資材の国内生産の拡大等を効率的に進めるとともに、輸入の安定化や備蓄の有効活用等に取り組むことも必要。
- ④ また、国民一人一人の食料安全保障の確立を図ることも重要。食料を届ける力の減退が見られる中で、全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善に向けた取り組みを進めるとともに、適切な価格形成に向けたフードシステムの構築のためフードチェーンの各段階での事業者取り組みや農業者等による適切なコスト把握等の経営管理と併せ、消費者の理解を得ることも重要。
- ⑤ さらに、農業従事者が大幅に減少することが予想される中で、現在よりも相当程度少ない農業経営体で国内の食料供給を担う必要が生じてくる。このため、農地の集積・集約化や農業経営基盤強化、スマート農業、新品種の導入等によって、国民に対する食料供給の役割を担うとともに、経営的にも安定した農業経営を育成し生産性の向上を図ることが必要。
- ⑥ 加えて、気候変動や持続可能性に関する国際的な議論の高まりに対応しつつ、将来にわたって食料を安定的・持続的に供給できるよう、より環境負荷の低減に貢献する農業・食品産業への転換を目指す必要。
- ⑦ そのうえで、今後の食料安全保障の強化に向けては、不測の事態が発生した場合の対応の検討と、平時から食料安定供給に関するリスクの把握・対応を的確に行うとともに、わが国の農業・食品産業をリスクに強い構造へと転換し、食料安全保障の強化に

向けた施策を着実に推進し、食料の安定供給確保に万全を期すことが求められている。

以上の7項目だが、官僚的文書で日本語的に難がある上に言葉の繰り返しが多く内容的にも不明確な表現も含まれる。ただ、農水省の考えの〈核心〉のようなものが見え隠れする。それを少し読み解こう。

白書に見る自給率危機感の欠如

今年の農業白書（食料・農業・農村白書）は特集に食料安全保障を挙げた。時宜を得たテーマだが、問題はウクライナ紛争を引き金とした食料危機も踏まえ低空飛行を続ける食料自給率をいかに引き上げるかだ。

まず白書のポイントと「農政トピック」6つを見たい。項目は以下の通りだ。

◇2022年度農業白書のポイント

特集「食料安全保障の強化に向けて」

- ・ウクライナ危機などで食料安保リスクが増大
- ・穀物や肥料、飼料、燃料価格が高騰
- ・小麦や大豆の国内生産拡大や水田の畑地化推進
- ・生産コスト上に伴う価格転嫁の課題

◇トピックは6項目

- ・農林水産物・食品の輸出額が過去最高を更新
- ・動き出した「みどりの食料システム戦略」
- ・スマート農業・農業DXによる成長産業化推進
- ・高病原性鳥インフルエンザと豚熱への対応
- ・デジタル田園都市国家構想に基づく取り組み推進
- ・生活困窮者や買い物困難者への食品アクセス確保

・冒頭特集に「食料安保」

2022年度農業白書は冒頭特集に食料安保を挙げた。食料・農業・農村基本法見直し
が平時も含めた食料安保の確立を基軸に議論を進めたことから、問題意識としては妥当

だ。

白書は特集の末尾で〈今後の食料安全保障の強化に向けて〉と題し締めくくり論考を載せた。

ウクライナ紛争をはじめ国際的な情勢変化や食料供給の不安定化などで、わが国の食料安保リスクは高まっている。一方で、わが国の人口減少は、農村部で先行して進行し農業従事者の高齢化が著しく生産基盤弱体化が進む。また人口減少と高齢化で食料の需要減少が見込まれ、国内の食市場が急速に縮小している。

食料安保のリスクが高まりわが国の食料・農業・農村を取り巻く情勢は大きく変化しており、国内の生産基盤を維持・強化し、将来にわたって食料を安定的に供給していくうえでターニングポイントを迎えている。こうした中で、食料や農業生産資材の安定的な輸入に重大な課題が生じているのが実態だ。そこで、食料の安定供給を実現するために海外依存の高い品目や生産資材の国内生産の拡大等を効率的に進めるとともに、輸入の安定化や備蓄の有効活用に取り組むことも必要となっている。

また、国民一人一人の食料安全保障の確立を図ることも重要だ。経済格差の拡大も踏まえフードバンクなどすべての国民が健康的な食生活を送るための無償食料提供など食品アクセス改善に向けた取り組み。適切な価格形成に向けたフードシステム構築も欠かせない。

さらに、農業者の大幅減少が予測される中で、今日よりも相当程度少ない農業経営体で国内の食料供給を担う必要が生じてくる。このため、農地の集積・集約化や農業経営の基盤強化、スマート農業、新品種の導入などによって、国民に対する食料安定供給の役割を担うとともに、経営的にも安定した農業経営体を育成し生産性の向上を図ることが必要だ。

加えて、気候変動や持続可能性に関する国際的な議論の高まりに対応しつつ、将来にわたり食料を安定的・持続的に供給できるように、より環境負荷の低減に貢献する農業・食品産業への転換を目指す。

・自給率低迷の是正策は不明

以上は、白書での農水省の説明、分析だ。基本法見直しを軸に2023年度を野村哲郎農相（当時）が「農政上のターニングポイント」を強調しているにもかかわらず、農政転換の熱意があまり感じられない。むしろ危機感の欠如とも言える。

それは、従来通り効率経営を繰り返し、中小、家族経営を含め農業者を総動員して先進国最低水準の食料自給率をどう引き上げるかという視点が希薄なことからもわかる。現行

基本法農政は自由貿易体制の下で価格政策から転換し、市場価格に委ねつつ一定の経営安定対策を進めることで、安定的で合理的な食料供給の実現と体質の強い農業経営を目指してきた。

だが、食料危機が現実化する中で、「国産化」が大きなテーマだ。それには経営安定対策の一層の充実、あるいは直接支払いを核とした所得補償政策への転換も検討する時期だ。その視点が白書にはない。

・「トピックス」政権に付度

今回の白書はトピックスを6つ挙げた。ここで取り上げたテーマは、農水省の問題意識、今後の政策推進の重点を示唆する。

最初に輸出が順調に伸びていることを示した。22年の農林水産物・食品の輸出額は前年に比べ14.3パーセント増加し1兆4148億円となり過去最高を更新した。そして、25年までに2兆円、30年までに5兆円とする目標達成に向け輸出拡大の取り組みをさらに強めていくとした。

次に「みどり戦略」、スマート農業推進を挙げた。この二つは表裏一体で環境、気候変動、持続可能な農業・食料生産に欠かせない。環境調和型農業への転換は世界的な潮流でもある。

4番目の鳥インフルは全国で1700万羽余の採卵鶏処理に伴う「エッグ・ショック」を引き起こし物価の優等生・鶏卵の高騰で消費者にも多大の影響を及ぼした。話題性と世界的な家畜疾病の広がりの中での課題でもある。

5番目は岸田政権が掲げるデジタル田園都市構想に沿った、6番目のトピックは食の社会問題から取り上げた。

全体的には農政の方向性を示すというよりも、政権の政策意向を重視した側面が強いとあっていい。

どうする水田農業

品目別分析を見よう。

日本農業の核心は水田農業をどうするかだ。これはコメ問題にとどまらない。数千年にわたり稲作を中心に食文化を形作り、独自に日本文化の原型を形成し、経済力を蓄積してきた源泉だ。江戸時代の各大名の力関係は石高、つまりは領地の広さとコメの生産力の高

低と連動した。1石はコメ150キロを指す。この数字は国民一人当たりのコメ消費量とも表裏一体だった。ピーク時は1962年（昭和37）118キロ。それが60年後の2023年現在で約50キロと半分にまで激減した。1俵60キロにも満たない数字にまで落ち込んでいる計算だ。

白書は自給率38パーセントと低迷しているのもコメ消費減退を主因と説明している。一方で、水田農業と畜酪との関連では特集「食料安保」でも〈耕畜連携〉と取り上げた。米麦、園芸など耕種部門と畜産を結び付け、家畜から出る糞尿を堆肥として土づくりに有効活用し土地生産性を上げ、耕種部門から出る茎葉など残渣を家畜のえさに回す循環農業で地域農業を活性化する取り組みが重要だ。

・酪農危機の根源踏み込まず

白書では、現状の酪農危機への問題意識が希薄だ。第2章農業の持続的発展の第7節需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化で取り上げた。

中央酪農会議の23年3月公表の離農実態緊急調査で、離農が都府県で前年同月対比8・6パーセントに達するなど基盤弱体化の実態を紹介した。こうした中で需給両面から生乳需給改善の取り組みを後押ししていることを強調した。また指定団体と乳業メーカーとの乳価交渉で飲用、乳製品向けとも段階的に生産者価格が引き上げられることを図表で示した。毎年3月に原案を示す白書の作業工程からすれば、極めてタイムリーな対応だといっている。逆にそれだけ、酪農問題の深刻さを裏付ける。

ただ現在の酪農危機の中で、分析が踏み込み不足なのは明らかだ。一つは畜酪基盤強化の目玉事業である畜産クラスター事業の記述が消えていることだ。同事業によって乳牛増頭が進み今後助成金償還が本格化する。こうしたさなかでの生乳過剰と減産の実施である。どうこれまでの増頭政策を総括し、酪農経営の安定へ支援していくのか。

次に「官邸農政」の下で強行された改正畜産経営安定法制定と生乳需給調整との関連だ。暫定措置法だった加工原料乳補給金制度、いわゆる酪農不足払い制度を廃止し畜安法に統合したのはいいが、一元集荷多元販売という指定団体機能弱体化を進めた。指定団体の持つ需給調整の役割を弱めたことは、指定団体とそれ以外の販売業者への二股出荷を認め今の需給対策でも大きな支障となっている。このことへの検証、言及が全くない。一連の農政改革への農水省の責任放棄と言われてもやむを得ないだろう。

食料安保に欠かせない畜酪再生

本連載の食と農、地域に深くかかわるテーマとして畜産酪農と食料安全保障は避けて通れない。水田農業と畜酪との結び付きは、まさに地域循環型の持続可能な農業確立の核を成す。

しかし現実はそのたやすくはない。急成長を遂げた日本の畜産は、米国を中心とした農業大国の輸入飼料と深く結びついているからだ。だが、ウクライナ危機を背景に、輸入飼料の高止まりは、安価で安定的な輸入飼料依存の農地から切り離された加工型日本畜産の構造変化を迫っている。これに環境重視、気候変動対応などが加わる。逆に日本の畜酪再生へのチャンスかもしれない。

国民の栄養・嗜好に占める畜産物の割合は大きく、国民一人当たりの供給熱量の2割近い。歴史的に古くから稲作、畑作の耕種農業と家畜飼養は結びついてきた。近代に零細農家の副業的経営として位置付けられたが、旧基本法である農業基本法で「選択的拡大品目」として生産拡大の柱の一つとなり昭和40年代以降は規模拡大して専門化し、現在は農業生産額約9兆円の36パーセントを占める3兆円超の生産額を挙げる。これを支えてきたのが安価な輸入飼料だ。

飼料に使う穀類は通常自国の主食（日本の場合はコメ）だが、日本は輸入トウモロコシに大きく依存している。濃厚飼料の自給率は12パーセント不足。牧草や稲わらなど粗飼料と濃厚飼料を合わせた飼料自給率は25パーセントで極端に低い。

肉1キロ生産に必要な穀物の量は牛11キロ、豚7キロ、鶏4キロで、熱量からは穀物から直接摂取する方が熱量収支から効率的だ。そのため各国は主要穀物を飼料作物としている。欧州では、歴史的に耕地で作る作物が余りだすと耕地に柵が張られて家畜が放たれ、穀物需要が高まると再び草地を耕地に戻す仕組みも取られた。大半が畑地のため有機物の施用、土づくりのためにも家畜の存在は欠かせない。十分な降水があり連作可能な水田農業が可能な日本農業とは大きな違いがある。

一方で、採草放牧地は耕地予備軍との視点も重要だ。ここで放牧の可能性も見たい。放牧は畜産の原点であり、省力化、経費の節約、SDGsのアニマル・ウェルフェア（動物福祉）に沿った家畜の健康、耕作放棄地・荒廃農地の活用、鳥獣被害の抑制などにも大き

な効果が期待できる。国も「放牧活用型持続的畜産生産推進」を掲げている。だが本腰とは言い難い。農水省は「みどりの食料システム戦略」策定後に公表した「持続的な畜産物生産の在り方検討会」の中間取りまとめをした。この中での課題解決に向けた取り組みには「放牧活用型持続的畜産生産推進」の言及は全くない。

▽

▽

ここで基本法見直しのキーパーソン2人の独自インタビューを載せる。一人は東大教授で食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会長を務めた中嶋康博氏。もう一人は東大名誉教授で長年、国の農政論議に深くかかわった生源寺眞一前福島大学食農学類長。2023年4月からは日本農業研究所研究員を務めている。

中嶋基本法検証部会長に「中間取りまとめ」聞く

「食料安保」「環境」キーワード
多様な「担い手」扱いで議論噴出

・ 平時含む「食料安保」深掘り

2023年5月末の基本法検証部会「中間取りまとめ」を振り返り、キャッチフレーズ、タイトルをどう考えますか。

—— 特段キャッチフレーズ、タイトルは考えてないが、国際情勢が揺れ動く中でキーワードはやはり平時も含めた国民一人一人の「食料安全保障」と農業生産、食料供給をはじめ持続可能性を包み込んだ「環境」だ。「食料安保」については多方面から議論し、テーマとして深掘り、深化を目指した。

・ 内容はなんとか「合格点」

今回の議論を聞いて感じたのは、テーマが幅広く総花的になりすぎたのではないかとい



インタビューに応じる中嶋康博基本法検証部会長
(東大農学部長)

う点です。20年後の食料・農業・農村を展望するとしてスタートしましたが、将来的な展望は示せたと思いますか。採点するとしたら何点でしょうか。

—— 基本法の性格上、全般的に点検し議論していくのはやむを得ない。1964年の旧基本法と1999年制定の現行基本法の比較、あるいは現行基本法の想定外の今日的な課題を整理し、限られた時間の中で今後の方向をある程度網羅できたと考えている。その意味では、なんとか「合格点」をクリアしたのではないか。ただ点数はそれぞれの立場でいろいろあるかもしれない。

食料安保を共通の切り口にして、今後の本格的な人口減少社会の中での対応で議論を深めた。特に農村、地域での新たなデジタル技術の進展、スマート農業の加速が予測される中での生産から加工、流通、消費までのフードバリューチェーンを目指した新ビジネスモデル構築など、20年先を展望したあたり、将来方向をある程度は出せたのではないか。食料・農業・農村分野で、各主体が連携して新たな価値を創出する基盤となるイノベーション・エコシステム形成も明記した。

・地方公聴会も重要

検証部会で農水官僚は膨大な資料を提供するとともにたんと議論を進めた半面、改革の熱意はあまり感じませんでした。総花的な議論と合わせ世論盛り上がりには欠けた要因でもあります。7月から開催した地方公聴会も重要ですね。

—— 国内外の大きな情勢変化の中で、食料安保、食料自給の在り方は国民全体の課題でもある。主要都市での地方公聴会で基本法見直しの内容、ポイントを説明し理解を深め、地域のさまざまな人たちとの意見交換を目指した。基本法見直し論議が盛り上がりには欠けたとの指摘もあるが、世論喚起もそうした地方公聴会を通じて高まっていければよい。現場の生産者、実際に農政実務を扱う地方自治体関係者はもちろん、食品・農業関連業者、そして消費者も数多く公聴会に参加した。

・自民2トップで議論牽引

検証部会の見直し論議は、当初予定を前倒しました。予算など政治の大局観を踏まえ食料安保再構築を目指す自民農林重鎮の2トップで二人の農相経験者、森山裕氏と野村哲郎氏の存在が大きいですね。

—— 今回、膨大なテーマにもかかわらず、スピード感を持ち議論を進めたことは、かえって課題に集中できたと感じている。森山元農相は自民党内で食料安保の議論を深める一

方、野村氏は検証部会時の農相として各会議、国会日程の合間を縫い検証部会にもほとんど出席し熱心に耳を傾けている姿が印象的だった。基本法見直しを通じた食料安保にかける思いの強さを肌で感じた。

・大転換か微調整か

「中間取りまとめ」を巡り、国際問題を踏まえ大転換を目指したという見方の一方で、零細生産構造を温存し単なる農政運営上の微調整にとどまったとの指摘もあります。

—— 振り返れば、2015年食料・農業・農村政策審議会企画部会長として基本計画をまとめた。当時から国内外のさまざまな課題が表面化していたが、現行基本法の枠内で何とか対応できると判断した。しかし、当時の問題点が一段と深刻化して、現在はさらに大きな地球規模の課題として迫っている。これらを勘案した基本法検証、見直しだ。それには農政の微調整では済まない。大転換期の中での新たな農政方向の議論を進めたつもりだ。

・方向転換は財政との関連

旧基本法から現行基本法は、価格政策からの転換という大きな変化がありました。今回は、さらに一歩踏み込んで直接支払いの大幅拡充などを期待する声もありました。

—— 適正な価格形成の構築に加え、経営安定対策の充実を掲げた。だが、本格的な直接支払いへの転換となれば財源問題が起きる。そこは、施策の組み替えをはじめさまざまな方面からの検討が必要だ。

・労働、土地生産性の併進がカギ

今年はイノベーション、創造的破壊を唱えた20世紀を代表する経済学者・シュンペーター生誕140年。旧基本法論議を主導した農政学者・東畑精一はその高弟でもあります。基本法見直しや「みどりの食料システム戦略」でこの二人の経済学者を思い浮かべます。

—— 確かにシュンペーターの技術革新を通じたイノベーション理論は経済成長に大きく貢献した。一方で旧基本法の時代は高度経済成長の陰で兼業化が進み東畑先生が想定したとおりに稲作の構造改革、大規模化は進まなかった。その反省の中で国際化進展を踏まえ現基本法がある。しかし、現行基本法も対応できない課題が出ている。イノベーションは今日的な意味合いがさらに重要だ。農業現場にも応用可能な使いやすいDX（デジタルトランスフォーメーション）などの先端技術を駆使することが、今後の持続可能な日本農業の振興には欠かせない。将来を見据え、環境調和・資源循環を念頭に各主体が連携し価値を創造するイノベーション・エコシステムの形成も重要だ。

その際に検証部会でも議論を深めたが、人口減少社会の中での持続可能な農業生産をどうするかだ。都市部に比べ農村人口減は加速し、担い手の確保も相当厳しくなる。そうなると、個別経営体、農業法人、集落ぐるみなど形態はさまざまだろうが限られた数の担い手が農業生産を頑張ってもらうことが問われる。食料自給力の重要な要素である優良農地の維持・確保を大前提に、高度な技術力を駆使し、安定的で品質の良い農畜産物を効率的に生産していく経営構造を早急に作り上げないといけない。その場合のポイントは、限られた農地で安定的な収量を確保する土地生産性アップと同時に、限られた人材での効率生産、労働生産性を同時に上げることだ。

・ 想定外の課題浮上

旧基本法の価格政策から転換し、市場価格にゆだねながら一定の経営安定政策を進め担い手育成を図る現行基本法をどう見ますか。今回の見直しは、基本法が今日的な課題に対応できないということですね。

—— 旧基本法は農業のみを対象に、米価に典型的な価格政策を中心に政策を展開した。現行基本法は一層の貿易自由化を迫った1993年のウルグアイ・ラウンド（UR）農業交渉決着を経て95年の世界貿易機関（WTO）発足なども踏まえた農政転換の中での対応だ。農業ばかりでなく、食料、農村を視野に総合的な対応を示した。食料・農業・農村を対象にした農政論議は前段の「新政策」で、すでに出ていた。

今回改めて現行基本法を点検してみて、多面的機能の明示をはじめかなり良く出来ている、法的にしっかりした建付けだと感じた。現行基本法の枠内で相当対応できる、あるいは読み解けるということだ。

ただ現行基本法制定から四半世紀近くたち、当初からの課題がさらに大きくなり、想定外の問題、状況変化が起きているのも事実だ。食料安保はウクライナ問題を引き金に国際問題になり、肥料、飼料の生産資材の高騰と安定確保が大きな課題に浮上した。過度の輸入依存の見直しも急務だ。

世界人口は、制定当時の60億人に比べ20億人増え、アジア諸国をはじめ新興国、途上国の経済成長は著しい。特に中国の存在感が際立つ。一方で日本は経済力が落ち、想定以上に少子化が加速し出生率過去最低の「1・26ショック」も襲っている。日本経済はこの間のデフレ経済の影響で農産物価格は抑え込まれ農村衰退、過疎化が進んだ。環境問題はリオデジャネイロの環境サミット当時から課題となっていたが、気候変動対応、環境調和型経済への転換はまさに「待ったなし」の地球的課題だ。国連の食料システムサミッ

トは農業生産、食料供給の環境重視を迫っている。一方で地政学リスクも高まり、過度の輸入依存から脱却し国産推進も進めていかなければならない。

・適正価格実現は共通の思い

農畜産物の適正価格実現と自給率向上は、検証部会でも一致した意見でした。中家徹J A全中は再生産確保を前提とした適正価格形成を強調しています。

—— 新法も含め適正価格形成は大きなテーマだ。生産資材が高騰する中で、農畜産物生産のコストがなかなか市場価格に転嫁できないのが実態だ。これでは農業の持続性は担保できないとの主張は理解できる。検証部会のスタート時、昨年9月の段階でも、各委員からコストを反映した適正な価格形成の実現を求める声は一致していた。

生産資材高騰の中でコストの「見える化」を前提とした、適正な価格形成に向けた仕組みの構築を明記した。生産現場からすれば再生産に力点を置くのは当然だろう。ただ実際の価格形成となれば品目、需給など産地ごとに複雑な課題が絡む。生産者、実需、消費者などの「適正」の意味合いも違う。まずは関係者が一堂に会す仕組みづくりが必要だ。

・「みどり戦略」土台ではない

食料システムサミットも踏まえ、農水省は「みどり戦略」を展開中です。今回の基本法見直しでも同戦略を土台にすべきとの指摘もあります。

—— 確かに環境調和型の「みどり戦略」が加速し、地域での実践も具体化してきた。重要な農政展開のパーツだと思うが、それが基本法見直しの「土台」となるとは考えていない。

野村哲郎農相（当時）は「中間取りまとめ」を踏まえ、基本法改正に向けた今後の「展開方向」を示した。平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立、環境に配慮した農業・食品産業の転換、人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立——の3本柱だ。検証部会で議論を深めた内容が柱となって反映されている。特に人口減少の中での持続可能で強固な基盤づくりは待ったなしの課題だ。「みどり戦略」は2つ目の環境配慮に含まれるが、それは基本法見直しの「土台」とは違う。

・役所、政治からの圧力はない

検証部会各委員は、立場によって意見、考えに相当開きがあったのが実態です。議論の行方を森山元農相も懸念していました。議事進行、中間取りまとめに当たり、役所、あるいは政治的に何らかの圧力、誘導はあったのでしょうか。

—— 終盤になり、スピード感をもって取りまとめたのは事実だが、上からの指示、誘導などは感じていない。ただ、農水省の事務方とは揺れ動く国内外の情勢の中で、現行基本法検証に際しこれまでの有事にとどまらない食料安全保障構築の重要性を軸に問題意識を共有していたのは事実だ。

・新自由主義からの脱却

基本法見直しの核心部分ですが、取材を進めると森山元農相は昨秋から「新自由主義的政策からの転換」を唱えていました。検証部会論議大詰め5月12日の全中全国大会でも特に強調しました。

—— 直接話を聞いていないので、現行基本法で新自由主義的な政策がどの部分かは分からない。ただ、今後の食料生産、農業の在り方、地域政策の方向などでは委員間で議論が分かれる部分もあった。特に担い手の位置付けでは差異が目立った。

・激論となった「担い手」

最終局面で現行基本法21、22条のいわゆる「担い手条項」に加え、自民党提言を反映し「多様な農業人材」の語句が明記されました。

—— もっとも激しい議論となった点だ。農政の方向は、農地集積をした大規模経営体ができるだけ地域農業を担うのが基本中の基本だ。指摘のように、現行基本法は第3節農業の持続的な発展に関する施策で、21条に「望ましい農業構造の確立」、22条に「専ら農業を営む者等による農業経営の展開」を挙げている。

一方で、中山間地など実際の農業現場では大規模経営だけでは地域農業の維持が難しいケースも出ている。そこで検証部会の資料で「担い手で現行基本法の記述は全く変える必要はない」「農業分野でも多様な経営体を位置付けるべき」との両論を挙げながら、農業施策の見直しの方向の中で、4番目に新たに「多様な農業人材の位置付け」を加えた。

・食料安保に資する「多様な農業人材」

「多様な経営体」は2020年基本計画、今春から始動した「地域計画」でも明記されています。中家全中会長は多様な経営体を通じ「地域を守る視点」を強調しています。

—— 個人的には、「多様な農業人材」は農業・農村の発展に有用だと考えている。全体で農を支える仕組みが重要だ。基本路線はあくまで大規模化、効率的な農業経営の確立であ

って、「多様な農業人材」を位置付けたことによって農業政策が大きくゆがめられるようなことはない。

法案として「多様な農業人材」が21、22条の次の項目が入るのかは分からないが、農地維持、食料安保に資する形での幅広い人材の位置付けがある。「半農半X」「農福連携」などに加え、例えば地域に関わるIT関係者などはデジタル田園都市構想、農産物の有利販売やスマート農業の推進にも欠かせない「多様な人材」となるのではないか。

・生産調整と価格カルテル論議

検証部会で元財務事務次官出身の委員から、適正価格形成では米価の見える化の観点から現在の生産調整は国家的価格カルテルで廃止すべきとの意見が最後までありました。実際は需要に応じた主食用米の計画生産ですが、どう見ますか。

—— コメの需給調整は農政上の重要課題だが、基本法見直しとは直接関係しない。私としても需要に応じた生産を進めるのが農政の基本方向と答えた。今後の基本法見直しと主食用米の需給調整は基本的に別次元だ。毎年8万～10万トン需要が減る中で、個人的にはもっともっとコメの需要拡大に知恵を絞るべきで、米粉をはじめ需要のすそ野を広げる可能性はまだまだ広がると信じている。

・農業団体の役割もさらに重要

現行基本法で農業団体は38条で「効率的な再編整備」とのみ書かれ、急進的な農協改革の根拠の一つにもなりました。今回の見直しでは役割を強調しています。

—— 食料・農業・農村に資する関係団体の役割は増している。NPOや農村型地域運営組織であるRMOなどは、現行基本法制定時はあまり想定していなかった。そこで新たに明記した。農協法改正なども経てJAの役割も地域農業・農村の維持・発展、輸出促進などで増している。団体と地方自治体との連携もますます重要だろう。

・課題となる関連法は専門部会で

基本法は大きな農政の方向を示した理念法、宣言法でもあります。具体的な政策を動かすには、その下にぶら下がった品目、項目ごとの具体的な法律の検証、見直しが重要です。例えば「官邸農政」の下での改正畜安法は生乳需給調整にかえて大きな支障が出ています。

—— 生乳需給調整を含めた改正畜安法の在り方や、先に出たコメの需給是正の手法など

はそれぞれ畜産部会、食糧部会など専門部会がある。必要ならそこで議論を深めるべきだろう。

基本法見直し 生源寺眞一氏に聞く

基本法下の政策検証極めて不十分
多様な農業者共存の姿描け

・積み残し、課題が多い

—— 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会による5月末の「中間取りまとめ」をどう評価しますか。採点するとしたら合格点ですか。

基本法見直しの論議に加わっていないので、採点を言う立場にはない。ただ、積み残し、課題も多いとの感想を持つ。表現の繰り返しが多く、読んでみても次の日本農業・農村の姿があまり見てこない。

・食料安保に偏りすぎ

—— 基本法見直しの大きな契機に、ウクライナ紛争を引き金とした国際的な食料安保の高まりがあります。

それは分かるが、食料安保でくくりすぎかえって全体の方向がよくわからない。何でも食料安保に結び付けることによる混乱だ。集落の人口が一けたに減ったら問題だとか、フードバンクも食料安保と絡めるなど無理がある。

・フードセキュリティー＝食料安保に疑問

—— 1996年のローマ世界食料サミットを取材しましたが、国連食糧農業機関（FAO）での当時の定義を今回の論議では踏襲しました。

国際的に通じるためにもFAOのフードセキュリティーを取り上げるのは問題ない。ただ、フードセキュリティーを食料安全保障と訳して、それを農政方向の全般に当てはめるのには無理があり疑問だ。



「過去の政策の検証が不十分」と指摘する
生源寺眞一東大名誉教授

フードセキュリティーという考え方は、1996年食料サミットで確認され2009年に文言の一部が追加された。定義は「全ての人々に十分で安全で栄養のある食料が物理的、社会的、経済的に入手可能な時に確保される」というものだ。フードセキュリティーは食料安定供給などと幅広く解すべきで、食料安保は大規模災害や国際紛争など不測の事態の備え。つまり食料安全保障はフードセキュリティーの一部、部分集合に他ならない。取材しても実感したと思うが、約30年前の食料サミットでは途上国の飢餓問題が中心的な課題で、食料安定確保のセキュリティーとは反対に「インセキュリティー」、すなわち安全でない、確保されていない課題が地球規模で議論された。

・不測時の安保記述は〈充実〉

—— 食料安保の認識、とらえ方に課題があるのは分かりましたが、「中間取りまとめ」を読み重要だと思った項目はどこですか。

重要というか、現行基本法に比べ書きぶりが格段に充実したのが、まさに食料安保の問題である「不測時の食料安全保障」の項目だ。2011年3月の東日本大震災を経て不測時の食料安保が大きな課題となり、今回反映されている。私自身、3月まで在籍した福島大学で生産現場での震災の影響、深い爪痕は実感した。

不測時の食料安保では、凶作や輸入途絶といった食料供給の危機に対応するため法律を整備する方向だ。不測時に首相をトップとする政府本部を立ち上げ、農水省に加え関係省庁にも統一的に指示できる体制構築を目指す。法的根拠を明確にし、政府が流通制限や食料の増産指示、緊急輸入、備蓄・民間在庫の供出などの措置ができるようになる。これまでは法令上の根拠がなかった。

・不連続な担い手、コメ政策

—— 本題の政策論議に入ります。2009年の政権交代時、私は東大農学部長室で生源寺先生に3時間にわたり農政転換の課題を取材しました。東大農学部長室で歴史的に最も長時間の取材記録かと思います。テーマは農政の不連続性でした。

政権交代など政治の都合で農政が一貫しないのは、生産現場の大混乱を招く。民主党政権となった2009年当時、これまでの担い手対策やコメ需給対応などを転換し、戸別所得補償を導入した。これまでコメ需給調整の在り方で生産調整研究会や担い手育成へ2006年の経営所得安定対策など、農政の制度設計に関わってきたが、主要政策が二転、三転するのはよろしくない。また、農地バンク活用推進など農地流動化では、市町村の現場に任せるのか、都道府県とするのか。今春からは再び現場重視の「地域計画」となった。

農政が変わるたびに、特に実務を担当する市町村農政担当者の負担は増え続け、結果的に地域農業振興に支障が出かねない。

・政策トレサビリティーが必要

—— 「中間取りまとめ」は、検証部会の名称とは逆に過去の農政運営の〈検証〉が不十分で、反省があまり書かれていません。

基本法検証部会の最も大切な役割の一つは、四半世紀にわたる現行基本法下でいったい何があったのか、農政運営の課題や政策決定のプロセスを明らかにして次の政策に生かすことだったのではないか。反省のないところに次の展望は描けないはずだ。

「中間取りまとめ」ではその部分がすっぽり抜け落ち、それが全体を読んでも、新たな農業・農村の姿が見えないことにつながっている。食品の安全・安心を担保するため追跡調査を含むトレサビリティーの仕組みが確立されているが、農政にも政策トレサビリティーが欠かせない。いったい誰が何の責任でどう決め、それが農政上にどんな効果あるいは課題、問題点を残したのか。農水官僚にしてみれば先輩官僚の功罪を解き明かす意味で難しいかもしれないが、その点が次の政策を展望するには重要なはずだ。

・立ち消え「所得倍増計画」総括を

—— 過去の農政を検証、反省するのは、まさに「パンドラの箱」を開けるようでとても整合性の説明がつかず、農水省は二の足を踏んでいます。「農業成長産業化」や「農業・農村所得倍増政策」などは華々しく打ち出されましたが、実質立ち消えの感じがします。

政権は、選挙を念頭に政治スローガン、キャッチフレーズを花火のように打ち上げ、その後うやむやになるケースがこのところ多いような気がする。「農業・農村所得倍増計画」などはまさにそうだろう。それこそ、どんな経過でこうしたキャッチフレーズが出てその後どうなったのか、実現しなのはなぜか。高度経済成長時代をならった「所得倍増」などそもそも無理だったのではないか。農政は、生産現場で実践できなければ意味がない。言葉だけが踊るのではなく、地に足の着いた論議と政策こそが問われる。

・菅—奥原ラインで「官邸農政」

—— 農政トレサ機能不全は、安倍長期政権下の「官邸農政」が典型です。岸田政権では軌道修正されていますが、当時の菅義偉官房長官—奥原正明農水事務次官ラインを軸に具体化し、それに小泉進次郎農林部会長の〈小泉農政劇場〉が加わり、規制改革会議をテコに奇怪で急進的な農政、農協改革が強行されました。

今回の「中間取りまとめ」は政策検証という意味では、旧基本法と現行基本法の違いと反省点、課題は割とまとまっている。一方で2010年代半ばの「官邸農政」は、農水省内部での問題意識が政策変更につながったというよりも、規制改革会議などの外から撃ち込まれた砲弾が破裂して広がった側面があるのだろう。

いったい誰が、何の目的で仕組み、農政にどんな影響を及ぼしたのか明らかにする必要がある。元農水省官房長の荒川隆氏も指摘しているが、当時の一連の農政改革が同省内の一致した方針だったわけではない。その辺の政策検証が今回は抜けていることに大きな疑問を持つ。

・審議会軽視の農政改革強行

—— 監査権限問題を突破口に全中の農協法外しなど2015年前後の農政改革は、本来の議論の場であった食料・農業・農村政策審議会の場でも議題になりませんでした。審議会軽視の制度変更の典型は生乳改革で、需給調整が不完全となり今の酪農危機にもつながっています。

審議会軽視は、本来の農政論議である場を失い政治的判断にゆだねることになりかねない。確かに、規制改革の名のもとに一元集荷多元販売の指定生乳生産者団体機能を弱めた生乳改革は課題が多い。欧州など先進国では必需品であり保存が効かない生乳を使った牛乳・乳製品の安定確保のため共販制度構築は常識だ。

・指定団体機能弱体化と生乳不安定

—— 生乳改革は酪農家個人の所得増加などに焦点が当たり、全体の需給安定と経営安定が後景化しました。審議会畜産部会でも議論を意図的に回避し、結果的に現在、指定団体以外の需給調整が問題となっています。まさに「官邸農政」の欠陥改革が招いたものです。

日本酪農は生乳の過不足を繰り返してきた。それは、酪農家が指定団体に結集し自主的需給調整の計画生産と需要拡大で乗り越えてきた歴史だ。不測時の指定団体機能発揮事例として2016年4月の熊本地震を思い出す。指定団体間の広域ネットワーク機能を生かし、生乳処理が適切に行われた。そうでなければ大量の廃棄が発生し、西日本最大級の生乳地帯である熊本の酪農経営に多大の被害が出ていたはずだ。そういった実態を軽視し、規制緩和、自由化ばかりが前面に出た。

・借り手市場への転換と水田農業の変化

—— 農地集積も大きな課題に直面しています。農地中間管理機構、いわゆる農地バンク

の集積も足踏み状態です。水田農業構造変化が関連していますね。

水田農業をどうするかは日本農業そのものの課題だ。水田農業の構造変化を直視して、農政対応に生かさなければならぬ。農地は、かつての安定兼業による貸し手市場から転換し、現在は高齢化の進展で借り手市場に様変わりしている。農地がどんどん出てきて、地域の担い手が受けきれない状況も出ている。この傾向は今後さらに強まるだろう。こうした中で、農地バンクにあれば多額の予算を組む必要があるのか。

2020年基本計画で、中小・家族経営の生産基盤強化をうたったのはこうした小規模水田農業地帯の農地市場の変化も背景にある。小規模農業の存在が担い手の成長を阻むという構図は過去のものになりつつあると認識すべきだ。

・新規就農の過半60歳以上を直視

—— 新規就農の動向にも注目していますね。

新規就農者の動きは今後の地域農業の在り方を左右する。2020年の新規就農者は5万3740人だが、そのうち60歳以上は52パーセント、2万8000人余もいる。政府は若い新規就農ばかりを強調するが、実際の動向をどう見るかは政策立案の判断にも生かせるはずだ。つまりは定年など一定の年齢を過ぎ地元で農業をしようとする動きが強まっているということだ。これらの層の大半は規模拡大に結び付かないかもしれないが、担い手の規模拡大を阻害するわけではない。

・多様なタイプ共存に〈光明〉

—— 定年帰農などを肯定的にとらえ地域振興に生かすといことですね。奥原元事務次官は現行基本法21、22条の「担い手条項」が農政の核心であると強調しています。

現行基本法は担い手育成も唱えるが、農業の多面的機能なども掲げていることが重要だ。全体のバランスで農政は成り立つ。担い手特化の政策遂行を掲げたわけではない。今回の検証部会や自民党提言でも「多様な農業人材」を位置付けたのはその表れだろう。大規模担い手が農政の柱であるのは変わらない。だが情勢変化を直視すべきだ。

新規就農の半分以上を占める60歳以上も支援しながら、いろいろなタイプの農業者が共存する姿、それこそが基本法見直しを経た新たな日本農業・農村の灯り、道かもしれない。次の時代の指針ともなるかもしれない。

・「みどり戦略」との整合性見えない

—— 今回の「中間取りまとめ」では、環境問題の関心は高いですが、政府が進める「みどり戦略」との関係性がよく分かりません。

年次を切った環境調和型農業の加速は避けられない課題である。だが、「中間取りまとめ」では「みどり戦略」との整合性はよく分からない。「農政グリーン化」と言いながら、「みどり戦略」の語句は限られている。農業分野と環境分野を分けて議論したためかもしれない。ただ、今後の農政方向と「みどり戦略」を含む環境調和型農業推進は不可分で議論するテーマだろう。

・教科書通りの空論は通らない

—— 検証部会では様々な立場の委員がいてコメ生産調整廃止、企業農業参入の全国展開など極端な意見も散見されました。農業分野での「多様な農業人材」明記には最後まで反対論がありました。

コメ生産調整は半世紀以上の歴史を持つ。さまざまな試行錯誤を繰り返し今日に至っている。例えば石破茂農相の時は「頭の体操」として減反を選択制にした場合は米価がどうなるかなどの試算もあった。生産調整を国家的価格カルテルだとし廃止する意見や、生産調整撤廃で米価を下げ輸出競争力を実現するなど、さまざまな意見も承知している。

しかし、これらはいわば経済学の教科書通りということだ。農政は実際の生産現場の実態を踏まえながら慎重に組み立てなければならない。制度変更で大事なことはソフトランディング、軟着陸だ。単に教科書通りにすれば、大混乱に陥りかえって農業発展を妨げる。農地リースで認めている企業参入なども地元への定着率などをきちっと把握しながら課題をクリアする必要がある。担い手不足を補うため企業参入で農地を効率的に営農できるかは、土地条件などで全く異なる。今必要なことは「多様な農業者」で地域農業を盛り上げていくことだ。

・コメと飼料をどうするのか

—— 今後の農政の大きな課題として水田農業をどうするのか、ウクライナ紛争でも露わになった飼料自給率問題があります。

コメをどうするのか。品目別自給率を踏まえながら水田農業で何をどう作るか。それと水田利活用と絡めながら極端に低い飼料自給率を高め、国産飼料をどう確保していくのか。

やはり水田農業がカギを握る。飼料用米はプロダクトアウトの発想だろう。コメが余っているからそれをどう処理するのかといったことだ。畜産酪農分野からすれば子実用トウモロコシなどにニーズがある。水はけなど土壌条件も大切だ。水田農業を生かしながらマーケットインで、飼料自給を高めていく手法を確立しなければならない。

(次回の連載第7回テーマは「気候変動・環境・有機」)

令和4年度 食料・農業・農村白書 ダイジェスト版



令和5年6月
農林水産省

世界的な食料情勢の変化を背景として、食料安全保障上のリスクが増大

- 世界の食料供給については、世界的な人口増加や新興国の経済成長等により食料需要の増加が見込まれる中、気候変動による農産物の生産可能地域の変化や異常気象による大規模な不作等が食料供給に影響を及ぼす可能性があり、中長期的には逼迫が懸念
- くわえて、2022年2月のロシアによるウクライナ侵略等により、穀物や農業生産資材についても、価格高騰や原料供給国からの輸出の停滞等の安定供給を脅かす事態が発生。我が国の食料をめぐる国内外の状況は刻々と変化しており、食料安全保障上のリスクが増大

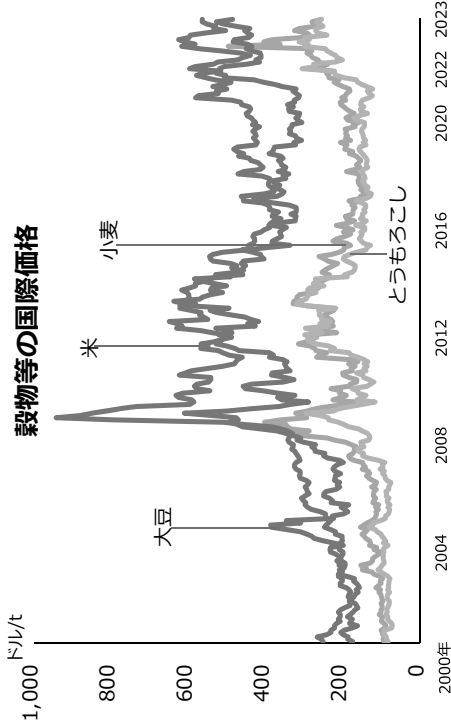
2022年の諸外国での主な動き



資料: 農林産省作成

近年上昇傾向で推移していた穀物等の国際価格は2021年以降大きく上昇

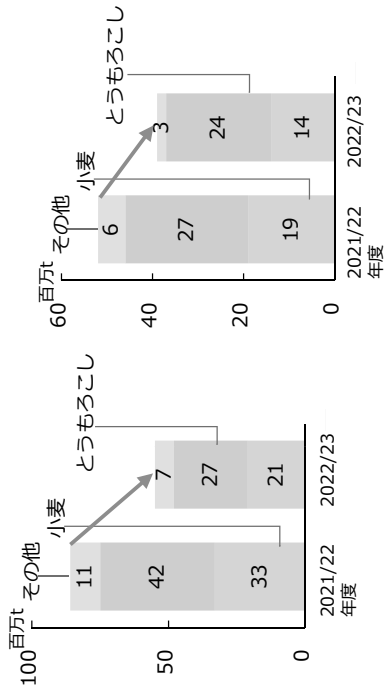
- 穀物等の国際価格は、新興国の畜産物消費の増加を背景とした需要や、バイオ燃料等エネルギー向け需要の増大、気候変動の影響等により、近年上昇傾向で推移
- 小麦の国際価格は2021年以降、米国やカナダでの不作や中国での飼料需要の拡大に、ロシアによるウクライナ侵略が重なり、2022年3月には過去最高値となる523.7ドル/tに到達。2023年1月以降はおおむねウクライナ侵略前の水準まで低下したものの、引き続き高い水準で推移
- とうもろこし、大豆の国際価格は、過去最高値に迫る高い水準で推移



<フォーカス> ウクライナの穀物生産量は、著しく減少する見通し

- 米国農務省の公表資料によれば、ウクライナの2022/23年度の小麦生産量は、ロシアによる侵略の影響を受け、前年度比36%減少の2,100万tの見通し。輸出量は、前年度比28%減少の1,350万tの見通し。また、2022/23年度のとうもろこし生産量は、前年度比36%減少の2,700万tの見通し
- ウクライナ農業政策食料省の予測によれば、同国の2023/24年度の穀物・豆類の作付面積は、2022/23年度から141万ha減少の1,024万haの見込み

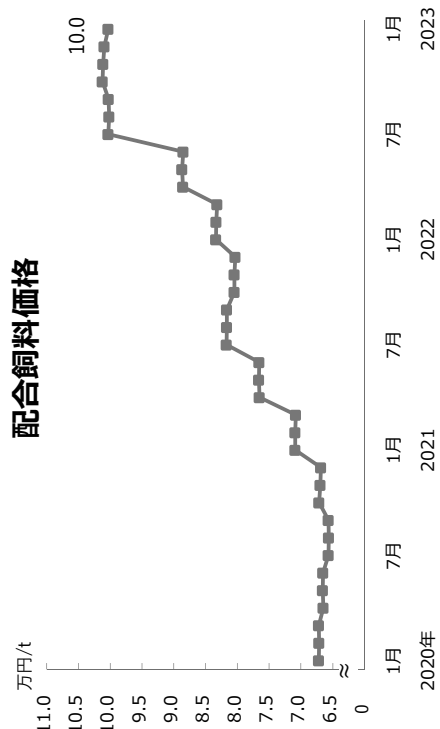
ウクライナの穀物生産量 ウクライナの穀物輸出量



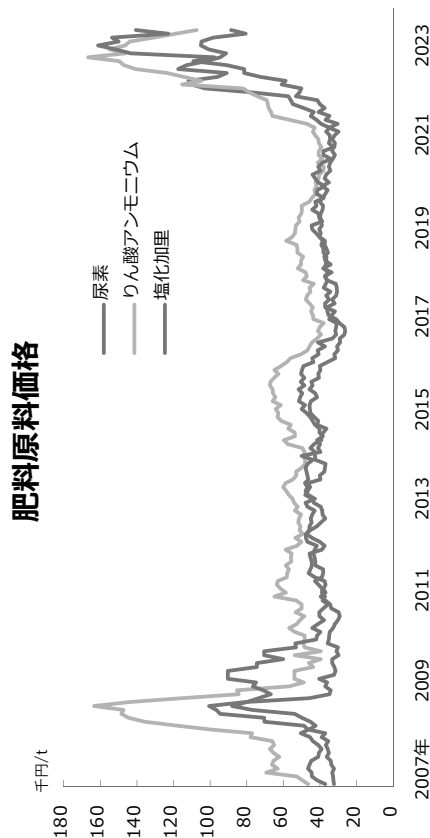
配合飼料価格や肥料原料価格は2021年以降大きく上昇

- 配合飼料は、原料の約5割がとうもろこし、約1割が大豆油かすで、我が国は飼料穀物の大部分を輸入。配合飼料の工場渡価格は、2023年1月には前年同月の8万3千円/tに比べ20%上昇し10万円/t
- 肥料原料の輸入価格は、2021年以降上昇傾向。ロシアによるウクライナ侵略等の要因も重なり、一時は過去最高に達するなど、価格が大きく変動
- 2008年の価格高騰時に講じた対策も参考に、化学肥料使用量の低減に向けた取組を行う農業者に対する肥料費を支援する対策や、肥料原料の備蓄や国内資源の肥料利用の拡大等の肥料の安定供給に向けた対策等、国際情勢の変化に伴う影響への対応が必要

- 世界的な穀物需要の増加やエネルギー・肥料原料の価格上昇、為替相場の影響等の要因が重なり、我が国の農業生産資材価格は上昇。2023年2月は、前年同月比で肥料は40%上昇、飼料は20%上昇
- 世界的な食料価格の上昇に加え、原油価格の上昇や為替相場の影響、さらには、世界的なコンテナ不足、海上運賃の上昇、ロシアによるウクライナ侵略等、グローバル・サプライチェーンの各段階における様々な要因が重なり、我が国の穀物等の輸入価格は上昇
- 我が国の消費者物価は上昇基調で推移



資料：公益社団法人配合飼料供給安定機構「飼料月報」を基に農林水産省作成
注：配合飼料価格は、工場渡しの全畜種の加重平均価格

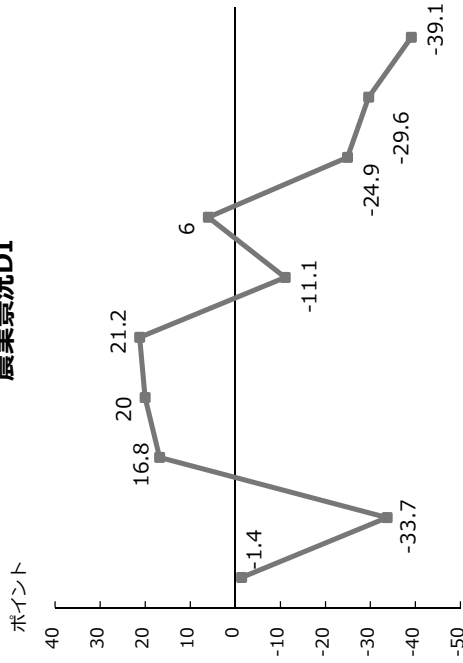


資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：月当たりの輸入量が5千以下の月は前月の価格を表記

＜フォーカス＞ 2022年の農業景況DIは調査開始以来の最低値

- 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が2023年1月に実施した調査によれば、2022年における農業全体の農業景況DIは前年から9.5ポイント低下しマイナス39.1ポイントとなり、1996年の調査開始以来の最低値
- 株式会社東京商工リサーチが2023年1月に公表した調査によれば、2022年における農業分野の企業倒産は75件となり、過去10年間で2番目に高い水準
- 輸入原料や肥料、飼料、燃油等の生産資材の国際価格の高騰に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外食やインバウンドの需要減少の影響や、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生等が重なり、農業経営は厳しい状況下にあることがうかがわれる。

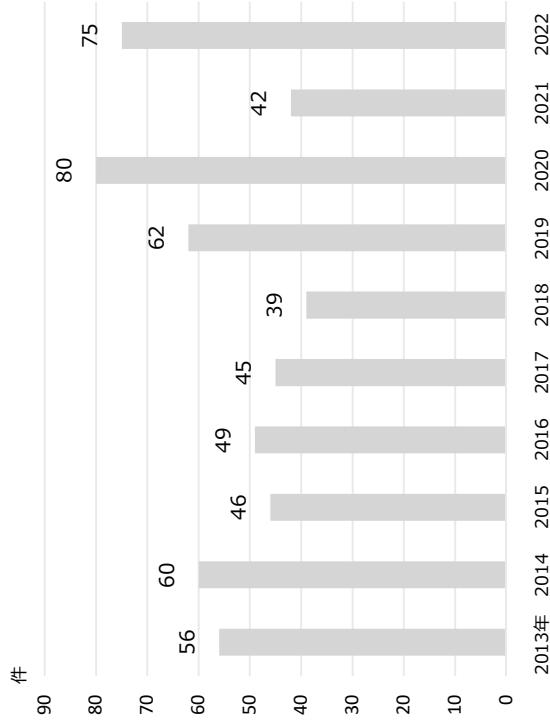
農業景況DI



2013年 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022

資料：株式会社日本政策金融公庫「農業景況調査」(平成26(2014)～令和5(2023)年の各年の1月調査)を基に農林水産省作成
注：農業景況DIは、農業経営が「良くなった・良くなる」とする構成比から「悪くなった・悪くなる」とする構成比を差し引いたもの

農業分野の企業倒産数



2013年 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022

資料：株式会社東京商工リサーチ「2022年(1-12月)「農業の倒産動向」調査」(2023年1月公表)を基に農林水産省作成

2022年の農産物輸入は、輸入額が前年より31.2%増加。一方で、穀物の輸入数量は微増。牛肉や果実類の輸入量は減少

- 2022年の我が国における農産物の輸入額は、為替相場の影響もあいまって、特に食用、飼料用の穀物で単価の上昇を反映して前年に比べ31.2%が増加し約9兆2千億円、一方で輸入数量は微増
- 一方、牛肉や果実類は、輸入単価が上昇する中で、輸入量は前年と比べ、それぞれ4.2%、7.5%の減少。輸入農産物の単価上昇は国産農産物の需要拡大の好機ともなり得る中、国産農産物の供給拡大を図っていくことが重要

農産物の輸入数量・輸入額の対前年増減率(2022年)

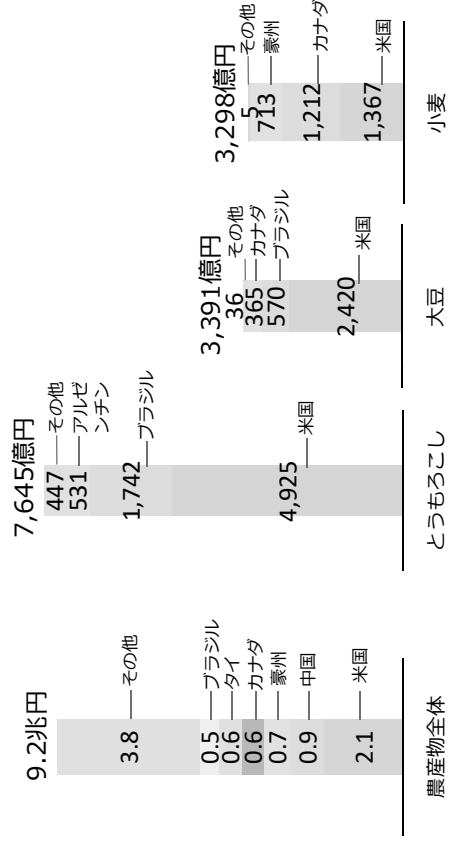
品目名	輸入額	対前年増減率(%)	輸入数量(万t)		対前年増減率(%)	
			輸入数量	輸入額	輸入数量	輸入単価
農産物	9兆2,402億円	31.2	1,527	7,645億円	0.2	46.7
農産品	6兆7,607億円	33.2	350	3,391億円	7.1	39.0
畜産品	2兆4,769億円	26.3	535	3,298億円	4.3	61.5
牛肉	56		56	4,925億円	-4.2	26.0
果実類	177		177	3,846億円	-7.5	16.1

資料：財務省「貿易統計」を基に農林産省作成
注：果実類は「貿易統計」の「生鮮・乾果実」を指す。

我が国の主要農産物の輸入構造は少数の特定国に依存

- 我が国の農産物輸入額において、輸入先上位6か国が占める割合は6割程度
- 品目別に見ると、とうもろこし、大豆、小麦、牛肉は、上位2か国で8~9割。小麦は、米国、カナダ、豪州の上位3か国に99.8%を依存
- 豚肉、果実類は、上位2か国に5割程度を依存
- 我が国の主要農産物の輸入構造は、少数の特定国への依存度が高く、輸入相手国との良好な関係の維持・強化等を通じた輸入の安定化や多角化、国内の農業生産の増大に向けた取組が重要

我が国の主要農産物の国別輸入額(2022年)

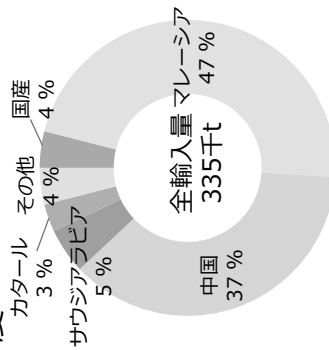


資料：財務省「貿易統計」を基に農林産省作成

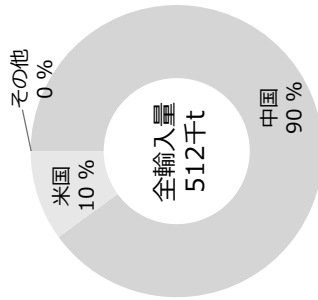
我が国の肥料原材料も大部分を限られた相手国からの輸入に依存

- ▶ 我が国は、化学肥料原材料の大部分を輸入に依存。主要な肥料原材料の資源が世界的に偏在している中で、りん酸アンモニウムや塩化加里はほぼ全量を、尿素は95%を限られた相手国から輸入。輸出国側の輸出制限や国際価格の影響を受けやすいことから、輸入の安定化・多角化や輸入原料から国内資源への代替を進める必要がある。
- ▶ 2021年秋以降、中国による肥料原材料の輸出検査の厳格化や、ロシアによるウクライナ侵略の影響により、我が国の肥料原材料の輸入が停滞したことを受け、りん酸アンモニウムではモロッコ割合が上昇するなど、代替国から調達する動きが見られる。

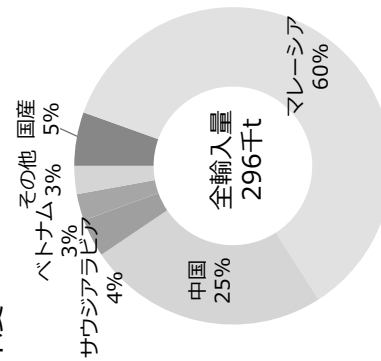
2020肥料年度



我が国の肥料原料の輸入相手国



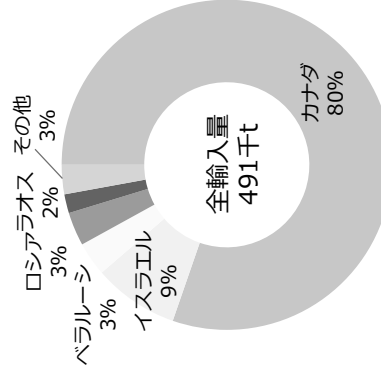
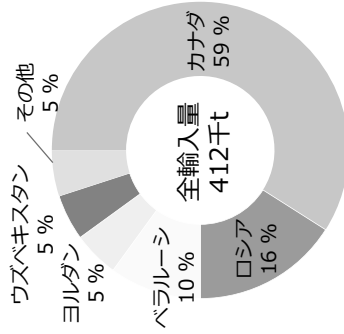
2021肥料年度



尿素

りん酸アンモニウム

塩化加里



資料：財務省「貿易統計」及び肥料関係団体からの報告を基に農林水産省作成
 注：1) 肥料年度は、当該年の7月から翌年6月までの期間
 2) 全輸入量には、国産は含まれない。

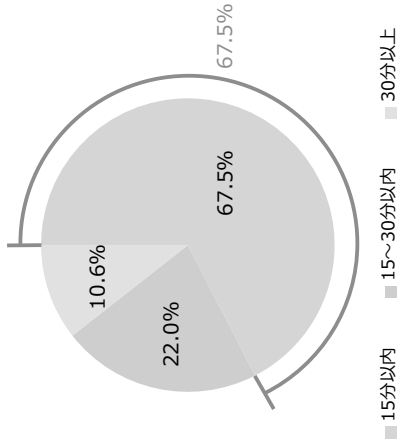
食品アクセスの確保に向けた課題への対応が必要

- ▶ 我が国において、消費者が健康な生活を送るために必要な食品を入手できない、いわゆる「食品アクセス」の問題への対応が重要な課題。関係省庁等と連携し、円滑な食品アクセスの確保に向けた取組が重要

<フオーカス> 食料店舗へのアクセス等が十分でない者も一定数存在

- ▶ 公庫が2023年1月に実施した調査によれば、「公共交通手段の利用又は徒歩により、15分以内で食料店舗にアクセスすることができる」と回答した人は67.5%となっている一方、「15分以内ではできない」と回答した人は32.6%
- ▶ また、同調査によれば、健康的な食事のため、飲食物品を手頃な価格で購入できているかどうかについて、「できている」と回答した人は53.5%となっている一方、「できていない」と回答した人は46.7%。我が国においては、平常時においても家庭レベルでの食品アクセスの確保に課題があることがうかがわれる。

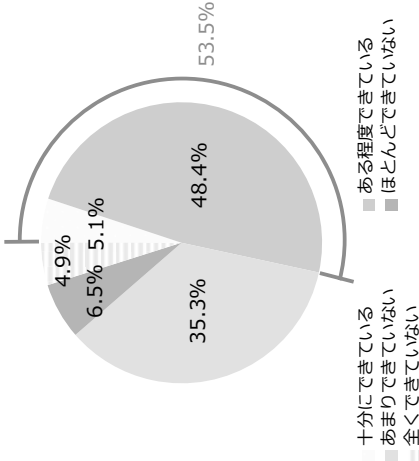
食料品店舗へのアクセス状況



資料：株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和5年1月)」

注：「十分にできている」、「ある程度できている」の合計を「できている」としている。

手頃な価格での飲食物品の購入

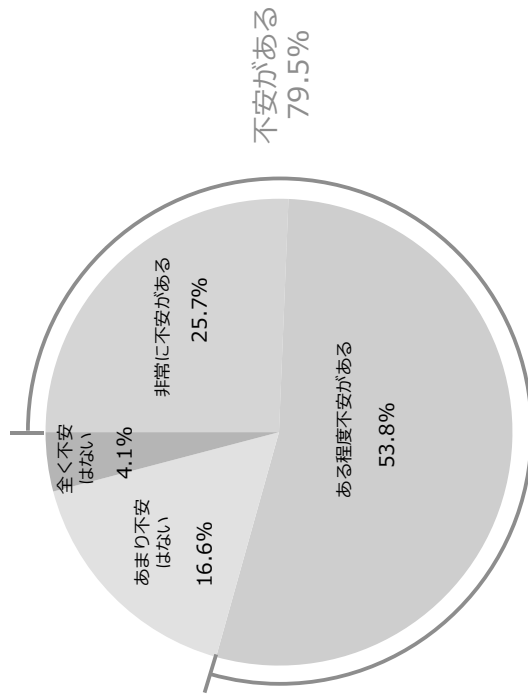


- ▶ なお、英国が2021年に公表した食料安全保障報告書によれば、2019年においては、イングランドの住民の少なくとも84%は公共交通手段の利用又は徒歩により、15分以内に食料店舗にアクセスすることが可能と回答
- ▶ また、2019/20年度における英国の家庭世帯の92%が、健康で栄養のある食料に、入手可能である合理的な価格で十分にアクセスできると感じ、自らの世帯における食料が保障されていると回答
- ▶ 社会経済システム等諸条件の異なる英国と、我が国の置かれた状況を一概に比較することはできないが、我が国においても食品アクセスの確保に向けた対応を図っていくことが求められている。

将来の食料輸入に不安を持つ消費者の割合は約8割

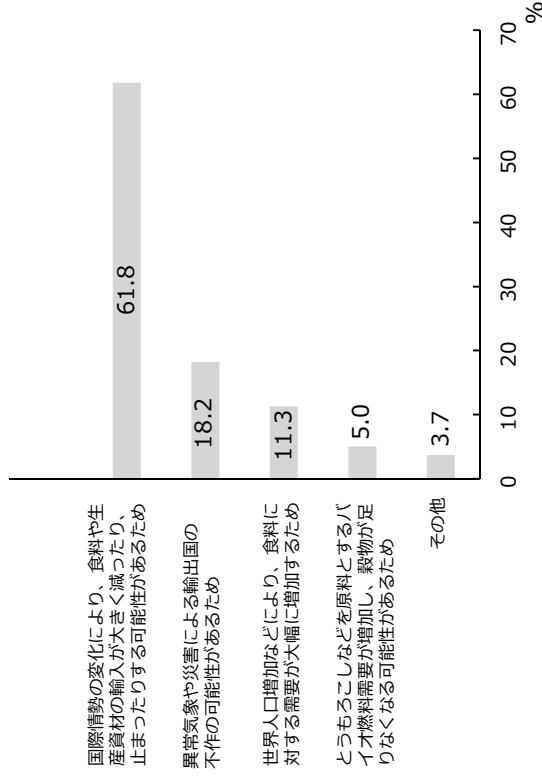
- 将来の食料輸入に対する消費者の意識について、公庫が2023年1月に実施した調査によると、79.5%の人が日本の将来の食料輸入に「不安がある」と回答。その理由については、「国際情勢の変化により、食料や生産資材の輸入が大きく減ったり、止まったりする可能性があるため」と回答した人が61.8%と最多
- 世界的な食料需要の増加や国際情勢の不安定化等に伴う食料安全保障上のリスクが高まる中、将来にわたって食料を安定的に確保していくことが求められている。

日本の将来の食料輸入についての考え



資料：株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和5年1月)」を基に農林水産省作成
 注：1)2023年1月に、全国の20～70歳の男女2千人を対象として実施したインターネットによるアンケート調査
 2)「ある程度不安がある」、「非常に不安がある」の合計を「不安がある」としている。

日本の将来の食料輸入について不安があると考える理由

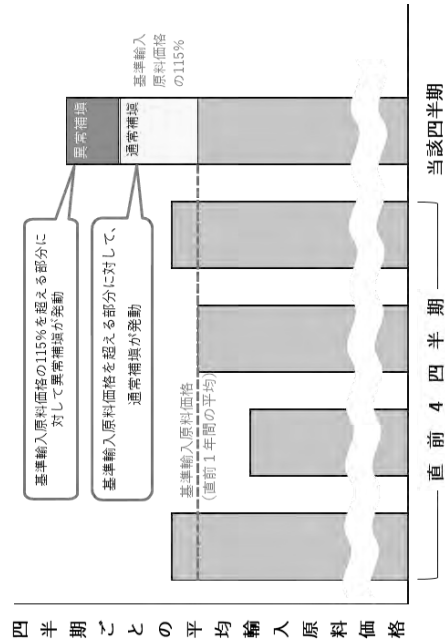


資料：株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和5年1月)」
 注：1)2023年1月に、全国の20～70歳の男女2千人を対象として実施したインターネットによるアンケート調査
 2)日本の将来の食料輸入について「ある程度不安がある」、「非常に不安がある」と回答した人に対し、その理由を聞いた際の回答結果

飼料価格の高騰に対応し、緊急対策を実施

- 我が国畜産経営の2021年の経営費に占める飼料費の割合は約3～6割
- 飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度の通常補填基金と異常補填基金から生産者に補填金を交付
- 予備費や補正予算を活用した緊急対策を実施
 - ・ 異常補填基金への財源の積み増しや、異常補填基金の発動基準の特例的な引下げを実施
 - ・ 生産コスト削減や飼料自給率の向上に取り組み生産者に対し、補填金を交付する対策等を実施
- これらの緊急対策により飼料価格高騰の影響を受ける畜産経営への影響緩和が進められている一方、過度に輸入に依存する構造の転換を着実に進めていくことが課題
- 国産飼料の利用拡大のため耕畜連携の支援を強化

配合飼料価格安定制度



資料：農林水産省作成

耕畜連携の事例



全国農業協同組合連合会宮城県本部と鹿兒島県経済農業協同組合連合会は、堆肥を粒状に成形加工した「堆肥ペレット」と「稲わら」を相互に流通させる広域流通実証試験を開始

資料：全国農業協同組合連合会宮城県本部、鹿兒島県経済農業協同組合連合会

肥料原料の調達不安定化や価格高騰に対応し、緊急対策を実施

- 我が国農業経営の2021年の経営費に占める肥料費の割合は約4～18%
- 肥料原料は主要な輸入先国である中国における輸出検査の厳格化やロシアによるウクライナ侵略等を背景に調達不安定化するとともに、価格が高騰
- 肥料原料の調達不安定化や価格高騰への対応として、予備費や補正予算等を活用した対策を実施
 - ・ 慣行の施肥体系から、肥料コスト低減体系への転換を進める取組への支援を拡大
 - ・ 代替国からの調達のため、政府間の要請と併せて、調達コストの上昇分の掛かり増し経費を緊急的に支援
 - ・ 化学肥料の使用量の低減に取り組み農業者に対し、肥料費上昇分の7割を支援する新たな対策を実施
 - ・ 経済安全保障推進法における特定重要物資として肥料を指定し、肥料原料の備蓄及び保管施設の整備を支援する基金を創設
 - ・ 肥料の国産化に向けて、堆肥や下水汚泥資源等の肥料利用を促進するため、畜産農家、下水道事業者、肥料製造業者、耕種農家等が連携した取組や施設整備等を支援する仕組みを創設

- これらの対策により、現下の肥料価格高騰による影響を緩和しつつ、肥料の安定供給に向けた対応が進められている一方、輸入の安定化・多角化や、過度に輸入に依存する構造の転換を着実に進めていくことが課題

燃料価格の高騰に対応し、施設園芸農家等向けの支援策を実施

- 我が国施設園芸経営の2021年の経営費に占める燃料費の割合は約2～3割
- 燃料については、世界的な需要回復やロシアによるウクライナ侵略等もあいまって原油価格が上昇
- 燃料価格高騰への対策として、計画的に省エネルギー化等に取り組み産地を対象に、サーブティネット機能の強化、省エネ機器等の導入を支援する産地生産基盤パワーアップ事業の支援枠の拡充等を実施



堆肥を活用した低コスト肥料の開発・販売(鹿児島県)
資料：鹿児島県経済農業協同組合連合会



低コスト堆肥入り粒状複合肥料を開発・販売(宮崎県)
資料：宮崎県経済農業協同組合連合会



電力で加温するヒートポンプ(千葉県)
資料：千葉県千葉市

食品の原材料価格の高騰に対応し、緊急措置等を実施

- 2023年1月実施の調査では、食品企業において原材料価格高騰等に伴うコストが20%以上増加したとの回答は20~38%
- 輸入小麦の政府売渡価格は、4月期と10月期の年2回、価格改定。2022年10月期は、小麦の買付価格の急激な変動の影響を緩和するため、緊急措置として、算定期間を一年間に延長して平準化することとし、7万2,530円/tに実質的に据え置き
- 2023年4月期は、小麦の国産化の方針や、消費者の負担等を総合的に判断し、激変緩和措置として、ウクライナ侵略直後の急騰による影響を受けた期間を除く直近6か月間の買付価格を反映した水準まで上昇幅を抑制し、7万6,750円/tに改定
- 国産小麦・米粉等への原材料の切替え、価格転嫁に見合う付加価値の高い商品への転換や生産方法の高度化による原材料コストの抑制等の取組を緊急的に支援

輸入依存度の高い小麦、大豆等の安定供給体制の強化に向けた支援を実施

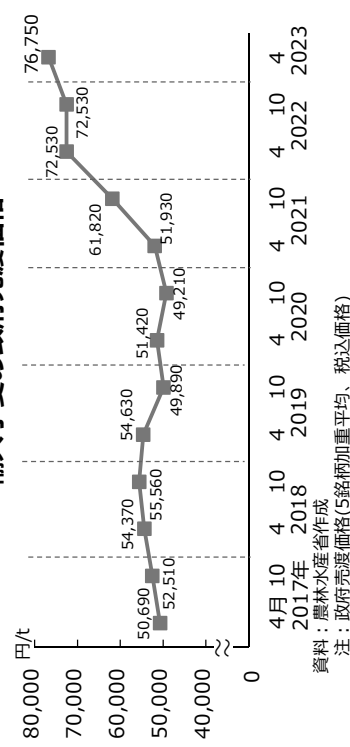
- 輸入依存度が高い小麦の安定供給体制を緊急的に強化するため、生産面において作付けの団地化、営農技術・機械の導入等を支援。流通面においては、一時保管等の安定供給体制の構築を支援
- 小麦、大豆、飼料作物や加工・業務用野菜の国産化を推進するため、小麦、大豆等の国内生産の拡大や水田の畑地化等を推進

食品企業における原材料価格高騰等によるコストの増加割合



資料：株式会社日本政策金融公庫「食品産業動向調査(令和5年1月)」を基に農林水産省作成

輸入小麦の政府売渡価格



資料：農林水産省作成
注：政府売渡価格(5銘柄加重平均、税込価格)

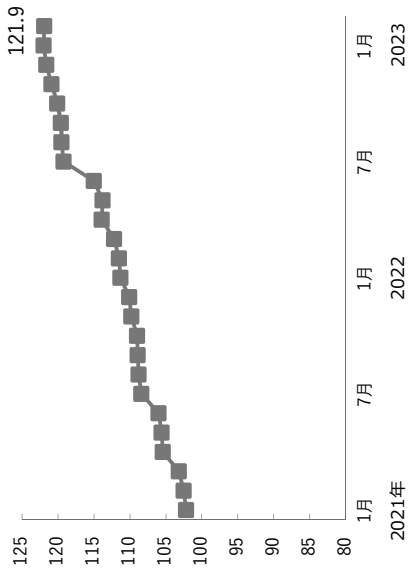


転作田の団地化等により効率的に小麦を増産(北海道)
資料：株式会社ファーム白倉

コスト高騰に伴う農産物・食品への価格転嫁が課題

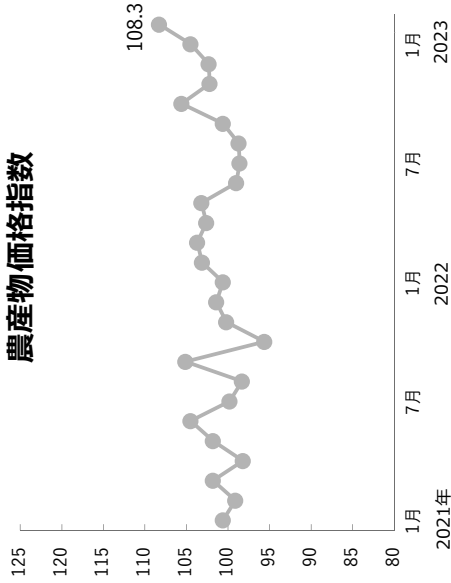
- 農産物価格指数の上昇率は、農業生産資材価格指数の上昇率と比べて緩やかな動きで推移
- 農業経営の安定化を図り、農産物が将来にわたり安定的に供給されるようにするために、生産コストの上昇等を適切な価格に反映し、経営を継続できる環境を整備することが重要
- 農産物の価格については、品目ごとにそれぞれの需給事情や品質に応じて形成されることが基本。流通段階で価格競争が激しいこと等、様々な要因で、農業生産資材等のコスト上昇分を適切に取引価格に転嫁することが難しい状況
- 生産資材の価格高騰は、生産者等の経営コストの増加に直結し、最終商品の販売価格に適切に転嫁できなければ、食料安定供給の基盤自体を弱体化させるおそれ
- 2022年11～12月実施の農業者への調査では、コスト高騰分を販売価格に転嫁したとの回答が13.5%。2022年9～11月実施の中小企業への調査では、食品製造業におけるコスト増に対する価格転嫁の割合は45.0%

農業生産資材価格指数



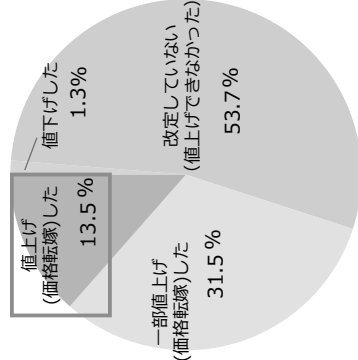
資料：農林水産省「農業物価統計調査」
 注：1) 2020年の平均価格を100とした各年各月の数値
 2) 2022年、2023年は概数値
 3) 農業生産資材価格指数は、農業経営体が購入する農業生産に必要な個々の資材の小売価格を指数化したもの

農産物価格指数



資料：農林水産省「農業物価統計調査」
 注：1) 2020年の平均価格を100とした各年各月の数値
 2) 2022年、2023年は概数値
 3) 農産物価格指数は、農業経営体が販売する個々の農産物の価格を指数化したもの

農業者が農産物を販売する際の価格転嫁の実現状況



資料：公益社団法人日本農業法人協会「第2回農業におけるコスト高騰緊急アンケート」(2022年12月公表)を基に農林水産省作成

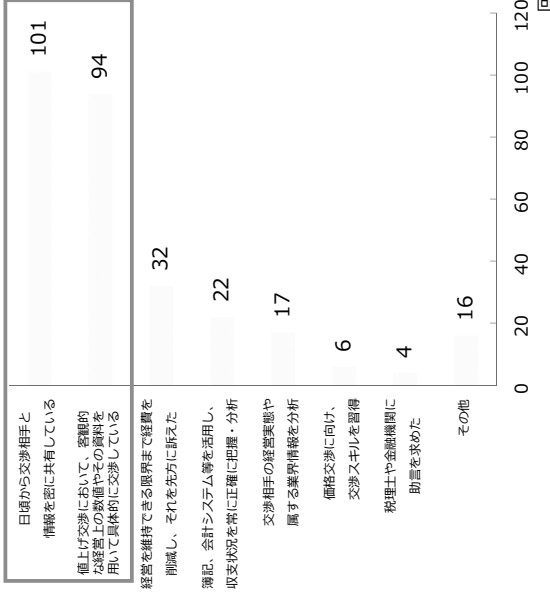
農産物・食品の生産コストの上昇等について、消費者の理解を得つつ、価格転嫁のための環境整備を図る取組を実施

➤ 2022年11～12月実施の農業者への調査では、値上げ(適正な価格形成)の実現に向けた取組・努力について、「日頃から交渉相手と情報を密に共有」、「値上げ交渉において、客観的な経営上の数値やその資料を用いて具体的に交渉」との回答が多い。

➤ 農業者が農産物の適切な価格転嫁を図っていくためには、生産原価を始めとした経営内容の把握を的確に行い、取引先に対して農業経費の動向等を適時に開示していくことも重要

➤ 生産資材や原材料価格の高騰等による農産物・食品の生産コストの上昇等について、消費者の理解を得つつ、事業者を始めフードチェーン全体で、価格転嫁のための環境整備を図る取組を実施

農業者の値上げに向けた取組・努力



消費者に理解を求めるための小売店向けポスター・チラシ

資料：公益社団法人日本農業法人協会「第2回農業におけるコスト高騰緊急アンケート」(2022年12月公表)を基に農林水産省作成

＜フオーカス＞ フランスでは農業生産者と取引相手との適正な取引関係を推進

- 我が国では、農業生産資材等の価格が高騰する中で、国産農畜産物の生産コスト上昇分の転嫁が課題となっており、農業生産者と取引相手との適正な取引関係の推進を図るフランスでの取組への関心が高まり
- フランスのEgalim2法では、①農業者と最初の購入者の間での書面契約の義務化、②書面契約への生産費を考慮した価格の自動改定方式、契約期間等の記載義務、③認定生産者組織が農業者の契約交渉を代行し、契約の枠組み協定を締結する場合は記載義務(②と同様)、④品目ごとに生産から小売の各段階の代表組織が加盟する専門職業間組織による生産費に関する指標の公表、⑤最初の購入者以降の流通における農産物原材料価格を交渉の対象外とすること等を規定
- 農業生産者と最初の取引者との書面契約義務の対象品目は、牛肉、豚肉、鶏肉、卵、乳・乳製品等(団体等の意見を踏まえて対象を限定)。消費者への直接販売、卸売市場での取引等は適用除外

食料安全保障強化政策大綱では、食料安全保障の強化のための重点対策を位置付け、継続的に実施

- 気候変動等による世界的な食料生産の不安定化や、世界的な食料需要の拡大に伴う調達競争の激化等に、ウクライナ情勢の緊迫化等も加わり、輸入する食品原材料や生産資材の価格高騰を招来。産出国が偏り、食料以上に調達切替えが難しい化学肥料の輸出規制や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う国際物流の混乱等による供給の不安定化も経験。食料安全保障の強化が国家の喫緊かつ最重要課題
- 政府は2022年度に各般の対策を講じているが、特に近年の急激な食料安定供給リスクの高まりを鑑みれば、食料安全保障の強化に向けた施策を継続的に講ずることにより、早期に食料安全保障の強化を実現していく必要があるため、「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」(本部長は内閣総理大臣)において、2022年12月に「食料安全保障強化政策大綱」を決定し、継続的に講ずるべき食料安全保障の強化のために必要な対策とその目標を明らかにした。
- 食料・農業・農村基本法の検証・見直しについて、2022年9月に農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問し、新たに設置された「基本法検証部会」において、有識者ヒアリングや施策の検証等、活発な議論が行われている。



食料安定供給・農林水産業基盤強化本部
第1回会合のまとめを行う内閣総理大臣
資料：首相官邸ホームページ



諮問文を食料・農業・農村政策審議会
会長に手交する農林水産大臣

食料安全保障強化政策大綱におけるKPI

	目標
生産資材の国内代替転換等	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年までに化学肥料の使用量の低減 -20% ・2030年までに、堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増し、肥料の使用量(りんべース)に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大(2021年：25%) ・2030年までに有機農業の取組面積 6.3万haに拡大(2020年：2.5万ha) ・2030年までに農林水産分野の温室効果ガスの排出削減・吸収量 -3.5% ・2030年までに飼料作物の生産面積拡大 +32% 等
輸入原材料の国産転換、海外依存の低い麦・大豆・飼料作物等の生産拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年までに2021年比で生産面積拡大 小麦+9%、大豆+16%、飼料作物+32%、米粉用米+188% 等
適正な価格形成と国民理解の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年度までに、事業系食品口入を2000年度比で半減(273万t)

資料：農林水産省作成

食料安全保障の強化を図るため、海外依存の高い品目の生産拡大等により、過度に輸入に依存する構造の転換を着実に推進

- 小麦や大豆、米粉等の国産の農林水産物については、品質の向上が進む中で、海外調達の不安定化とあいまって、活用の拡大が期待
- 価格やロット等での利用しやすさ、品質の安定等、実需者が求める供給体制を確立することが重要
- 飼料については、牧草、稲わら等の粗飼料を中心に国内の生産・供給余力があり、畜産農家による粗飼料生産に伴う労働負担軽減、生産する耕種農家と利用者である畜産農家との連携や広域流通の仕組み、利用者の利便を考慮した提供の在り方等を実現することにより、活用の更なる拡大が期待。子実用と用もろこし等の穀物等、輸入に代わる国産飼料の開発・普及等が期待
- 肥料についても、国内には、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源があり、これらの有効活用が期待されるほか、化学肥料の使用量の低減や、国内で調達できない肥料原料の備蓄等の取組の重要性が高まり。
- 農林水産物・農業生産資材とともに、過度に輸入に依存する構造を改め、生産資材の国内代替転換や備蓄、輸入食品原料の国産転換等を進め、耕地利用率や農地集積率等も向上させつつ、更なる食料安全保障の強化を推進
- 食料・農林水産業に対する国民理解の醸成を図るとともに、食品ロス削減の取組の強化、こども食堂等へ食品の提供を行うフードバンクや、こども宅食による食育の取組に対する支援や共食の場の提供支援等を実施。農林水産省を中心に関係省庁が連携し、価格高騰下で日常的に食品へのアクセスがしづらくなっている者への対策を実施



下水汚泥資源を高温発酵し肥料化(佐賀県)
資料：佐賀市下水浄化センター

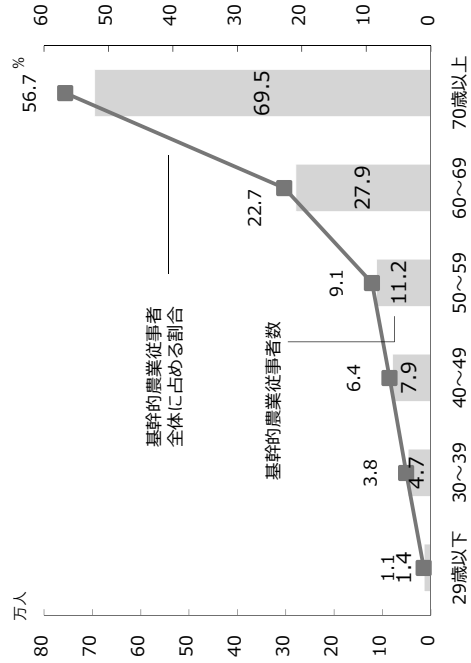


食品企業と生産者が連携した麦づくり(埼玉県)
資料：前田食品株式会社

地域農業を支え、雇用の受け皿となる担い手の経営発展を後押し

- 少子高齢化、人口減少により、農業従事者の高齢化が進行し、今後一層の担い手の減少が見込まれる中、労働力不足等の生産基盤の脆弱化が深刻な課題
- 2022年の基幹的農業従事者数の年齢構成を見ると、50代以下は全体の約21%(25万2千人)。今後10年から20年先を見据えると、基幹的農業従事者数が大幅に減少することが見込まれ、少ない経営体で農業生産を支えていかなければならない状況
- 農業の生産現場では、農業経営体が、地域の信頼を得て、農地を引き受けながら徐々に経営拡大・高度化を図り、雇用の受け皿となるなど地域農業・農村社会の維持・発展に欠かせない存在となっているモデル的な事例が全国各地で創出
- 人口減少・高齢化がさらに進展する中、より少ない担い手が、農村社会を支える多様な経営体と連携して生産基盤を維持していくためには、モデル的な農業経営体の創出を促進するとともに、こうした経営体をサポートしていく体制の構築が必要

年齢別の基幹的農業従事者数



資料：農林水産省「農業構造動態調査」を基に作成
注：基幹的農業従事者とは、ふたん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

集落営農法人の経営発展の事例

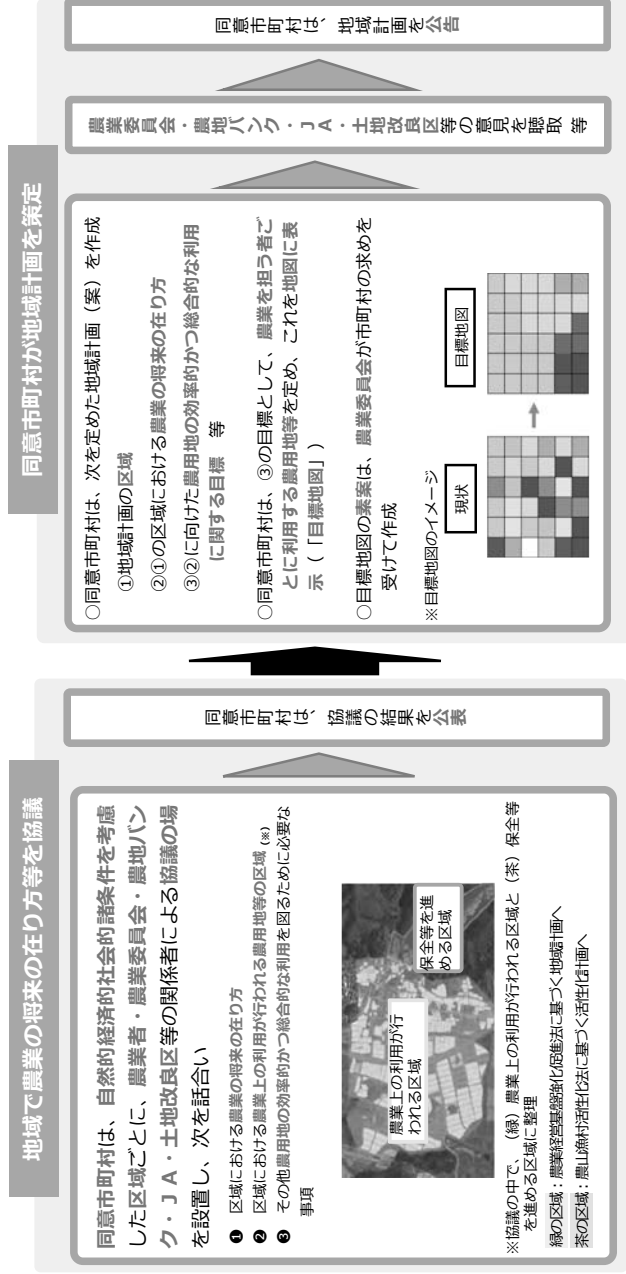


株式会社若狭の恵は、集落営農組織の広域化により効率的な生産体制の確立と人材確保に取り組み、地域の農業を牽引(福井県)
資料：株式会社若狭の恵

地域の話合いにより将来の農地利用の姿を示した「地域計画」を定め、農地バンクを活用した農地の集約化等を推進

- 農地は、食料生産の基盤であり、食料安全保障の根幹を成すものとして、将来にわたって持続的に確保する必要
- 2022年5月に成立した改正農業経営基盤強化促進法では、市町村において、これまでの人・農地プランを土台とし、農業者等による話し合いを踏まえて、農業の将来の在り方や、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した目標地図を含めた「地域計画」を策定することとしている
- これに基づき、農地中間管理機構(農地バンク)を活用した農地の集積・集約化を進めるとともに、地域の農地の計画的な保全や、適切な利用も一体的に推進
- 食料安全保障上、国内での増産が求められる小麦、大豆、野菜、飼料等の生産に転換することが重要となっているところ、地域計画の策定に当たっては、地域でどのような農作物を生産するのかを含めて検討の上、需要に応じた生産を推進していくことが重要

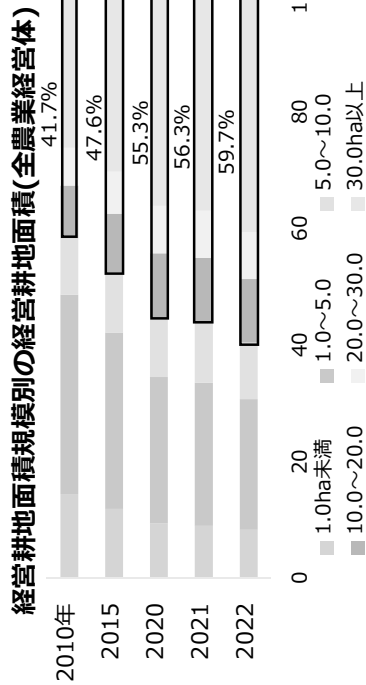
「地域計画」策定の流れ



資料：農林水産省作成
注：最適化活動の推進に当たり、農業委員会は、農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)及び農業委員の役割分担を定めた上で、両者がその役割に即して密接に連携することとしている。推進委員は、各担当区域内において、農地の出し手及び受け手の意向の把握等の最適化活動を実施し、農業委員は、推進委員の最適化活動の実施状況を把握した上で、推進委員に対して必要な支援を行う。

<フオーカス> 農地の集積・集約化等の進展にあわせて、農業構造面でも変化

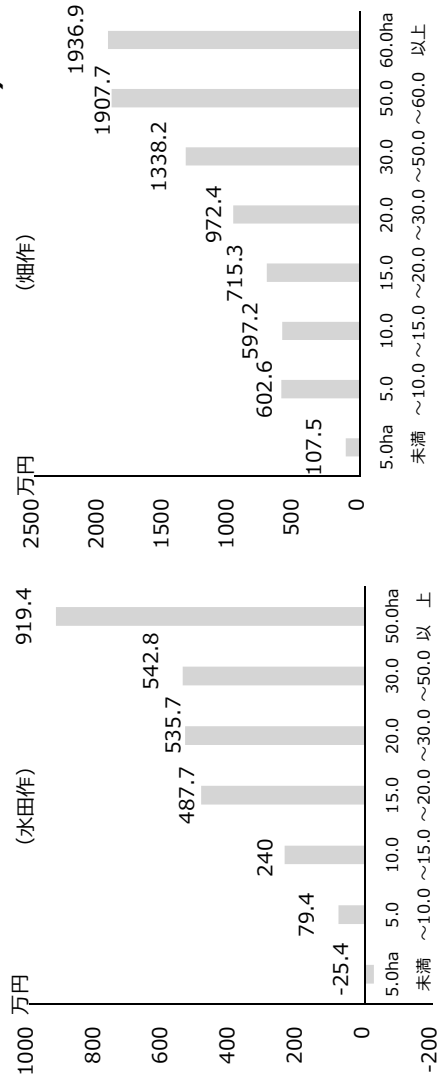
- 農業経営体の経営耕地面積の規模を見ると、10ha未満の農業経営体が経営する面積が減少する一方、10ha以上の経営体が経営する面積は2022年に59.7%と増加傾向となっており、経営耕地面積の規模が拡大
- 経営耕地面積別の経営体数を見ると、10ha未満の層の経営体数は減少傾向で推移している一方、10ha以上の層の経営体数は増加傾向
- 作付延べ面積規模別の1経営体当たりの農業所得を見ると、水田作、畑作いずれも作付延べ面積が大きくなるほど1経営体当たりの農業所得が増加傾向



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」を基に作成

資料：農林水産省「農林業センサス」を基に作成
注：1) 各年2月1日時点の数値
2) 「経営耕地なし」の経営体を除く。

作付延べ面積規模別の1経営体当たりの農業所得(全農業経営体・全国)



資料：農林水産省「農業経営統計調査」
注：2021年の数値

今後の食料安全保障の強化に向けて

- 国際的な情勢の変化や食料供給の不安定化等により、我が国における食料安全保障上のリスクは高まり、一方、我が国の人口減少は、農村部で先行して進展しており、農業従事者についても高齢化が著しく進展し、生産基盤が弱体化。また、人口減少と高齢化により、需要の減少が見込まれ、国内の食市場が急速に縮小
- 世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まり等により、我が国の食料・農業・農村を取り巻く情勢は大きく変化しており、国内の生産基盤を維持・強化し、将来にわたって食料を安定的に供給していく上で、ターニングポイントを迎えている。
- こうした中、近年では、食料や農業生産資材の安定的な輸入に課題が生じており、食料の安定供給を実現するため、麦や大豆、飼料作物、加工・業務用野菜等の海外依存の高い品目や農業生産資材の国内生産の拡大等を効率的に進めるとともに、輸入の安定化や備蓄の有効活用等に取り組みすることも必要
- また、国民一人一人の食料安全保障の確立を図ることも重要。食料を届ける力の減退が見られる中、全ての国民が健康的な生活を送るための食品アクセスの改善に向けた取組を進めるとともに、適切な価格形成に向けたフードシステムの構築に向け、フードチェーンの各段階での事業者による取組や、農業者等による適切なコスト把握等の経営管理と併せ、消費者の理解を得ることも重要
- さらに、農業従事者が大幅に減少することが予想される中で、今日よりも相当程度少ない農業経営体で国内の食料供給を担う必要が生じてくる。このため、農地の集積・集約化や農業経営の基盤強化、スマート農業、新品種の導入等によって、国民に対する食料供給の役割を担うとともに、経営的にも安定した農業経営を育成し生産性の向上を図ることが必要
- 一方で、気候変動や持続可能性に関する国際的な議論の高まりに対応しつつ、将来にわたって食料を安定的・持続的に供給できるよう、より環境負荷の低減に貢献する農業・食品産業への転換を目指す必要
- その上で、今後の食料安全保障の強化に向けては、不測の事態が発生した場合の対応の検討と、平時から食料安定供給に関するリスクの把握・対応を的確に行うとともに、我が国の農業・食品産業をリスクに強い構造へと転換し、食料安全保障の強化に向けた施策を着実に推進し、食料の安定供給の確保に万全を期していくことが求められている。

公益社団法人茨城県地方自治研究センター役員・研究員体制

理事長	鈴木 博久 (代表理事)		
副理事長	堀 良通		
副理事長	飯田 正美		
専務理事	千歳 益彦		
理事	斎藤 義則		
理事	日下部好美	研究員	岡野 孝男
理事	石松 俊雄	研究員	大高 みよ
理事	今井 路江	研究員	有賀 絵理
理事	清水 瑞祥	研究員	本田 佳行
監事	堀江 優	研究員	横田 能洋
監事	菅谷 毅	研究員	横木 裕宗

自治権いばらき

No.150 2023年10月15日発行

発行所 公益社団法人 茨城県地方自治研究センター
水戸市桜川2-3-30 自治労会館内
TEL 029-224-0206

編集・発行人 鈴木 博久

印刷 コトブキ印刷株式会社
水戸市千波町2398-1
TEL 029-241-1000